明　和　町
文化財保存活用
地　域　計　画

令和２年（2020）12月
三　重　県　明　和　町

目次 Contents

序章 1

1．計画作成の背景と目的 1

（1）背景 1

（2）目的 1

2．計画期間 1

3．計画の対象となる文化財、文化遺産 1

第１章　明和町の概要 3

1　自然的環境 3

（1）明和町の位置・面積 3

（2）地名 3

（3）地形・地質 8

（4）気候 9

（5）生態系 10

（6）景観 10

2　社会的環境 12

（1）人口 12

（2）産業 13

（3）伝統的な産業 15

（4）土地利用 17

（5）交通 18

3　歴史的背景 19

（1）旧石器時代から弥生時代 19

（2）古墳時代 19

（3）古代・中世 20

（4）近世 24

（5）近代・現代 25

第２章　明和町の文化財の概要と特徴 29

1　文化財の指定等状況（令和２年（2020）３月現在） 29

（1）国指定文化財 31

（2）県指定文化財 32

（3）町指定文化財 33

（4）その他の文化財 33

第３章　明和町の歴史文化の特徴 35
1　斎王・斎宮に関する歴史文化 35
（1）祈る皇女斎王のみやこ　斎宮 35
2　伊勢神宮に関わる歴史文化 41
（1）紡織文化　神御衣～御糸織 41
（2）土器の文化　神宮奉納土器 42
（3）伊勢街道と街道文化 46
（4）伊勢神宮を支えた神領五箇村 49
3　多様な環境に適応した人々の営みに関わる歴史文化 50
（1）玉城丘陵　多くの古墳が造られたまち 50
（2）多様な自然環境と歴史 52

第４章　文化財の保存・活用に関する方針 57
1　既存の文化財調査の概要 57
2　町内全域の文化財の保存・活用に関するこれまでの取組 59
3　町内全域の文化財の保存・活用に関する課題 62
（1）調査研究・保存に関する課題 62
（2）活用に関する課題 64
（3）環境整備に関する課題 65
4　地域計画の位置付け 66
（1）明和町上位計画 66
（2）明和町関連計画等 67
（3）明和町文化財関連計画 67
5　町内全域の文化財の保存・活用に関する方針 70
（1）調査研究・保存に関する方針 70
（2）活用に関する方針 72
（3）環境整備に関する方針 73
6　計画の進捗管理と自己評価の方法 73

第５章　関連文化財群の保存・活用に関する方針 74
1　関連文化財群の考え方 74
2　祈る皇女斎王のみやこ　斎宮 75
（1）これまでの取組 78
（2）保存と活用に関する課題と方針 82
3　伊勢街道と街道文化 86
（1）これまでの取組 90
（2）保存と活用に関する課題と方針 90
4　土器の文化　神宮奉納土器 94
（1）これまでの取組 98
（2）保存と活用に関する課題と方針 98

5　紡織文化　神御衣～御糸織 100
（1）これまでの取組 103
（2）保存と活用に関する課題と方針 103
6　伊勢神宮を支えた神領五箇村 105
（1）これまでの取組 110
（2）保存と活用に関する課題と方針 110
7　多くの古墳が造られたまち 112
（1）これまでの取組 116
（2）保存と活用に関する課題と方針 116
8　神仏をまつる人々 119
（1）これまでの取組 124
（2）保存と活用に関する課題と方針 124
9　受け継がれる村の形 127
（1）これまでの取組 130
（2）保存と活用に関する課題と方針 130

第6章　文化財の保存・活用に関する措置 132
1　文化財の保存・活用に関する措置の整理 132
2　町内全域の文化財の保存・活用に関する措置 135
（1）調査研究・保存に関する措置 135
（2）活用に関する措置 136
（3）環境整備に関する措置 137

第7章　関連文化財群の保存・活用に関する措置 138
1　祈る皇女斎王のみやこ　斎宮　の保存と活用に関する措置 138
（1）調査研究・保存に関する措置 138
（2）活用に関する措置 139
（3）環境整備に関する措置 141
2　伊勢街道と街道文化　の保存と活用に関する措置 142
（1）調査研究・保存に関する措置 142
（2）活用に関する措置 143
（3）環境整備に関する措置 144
3　神仏をまつる人々　の保存と活用に関する措置 145
（1）調査研究・保存に関する措置 145
（2）活用に関する措置 146
（3）環境整備に関する措置 147

第8章　文化財の保存・活用の推進体制 148
1　市町村の体制 148

序章

1　計画作成の背景と目的

（1）背景

伊勢湾に面し、豊かな自然溢れる明和町は、古代に伊勢神宮に仕えた皇族女性、斎王のみやこである斎宮が置かれた場所であり、王朝文化や伊勢神宮と密接な関係を持っていました。そのため、『伊勢物語』や『源氏物語』など、中央の文学の舞台にもなり、斎宮や伊勢神宮に関わる文化遺産は民間伝承などにも多く残されており、近世には伊勢参宮を中心とした街道文化によって栄えました。

町の文化財・文化遺産の中心である斎宮跡は、昭和 54 年（1979）に史跡指定されました。県と町が協力して発掘調査を進めるとともに、『史跡斎宮跡保存管理計画』、『史跡斎宮跡整備基本構想』が策定され、史跡整備などが進められました。その後も『明和町歴史的風致維持向上計画』や日本遺産「祈る皇女斎王のみやこ　斎宮」によって、環境整備や情報発信事業が進められ、観光客数も増加傾向にあります。ただ、日本遺産は町内各地に点在しているため、活用環境の整備や周遊性の向上が課題となっています。

また、他の文化遺産の保存と活用については、これまでも調査や指定によって、保存・活用の施策を行ってきましたが、近年の人口減社会に伴って、有形文化財の後継者不在や無形民俗文化財の担い手不足の問題が浮上してきており、喫緊の課題となっています。

（2）目的

これらの課題を解決していくため、明和町では、文化財・文化遺産の総合的な把握調査を行い、その周辺環境を含めて保存・活用していく体制をとるため、『明和町文化財保存活用地域計画』の作成を進めることにしました。

計画の作成により、総合的に把握した町内の文化財・文化遺産を周辺の環境や体制を含めて保存・活用の施策を図り、本町が今後の文化財保護を進めていく上での基本的なマスタープラン兼アクションプランとします。

2　計画期間

明和町総合計画の計画期間が令和３年度(2021)～12 年度(2030)までの 10 年間であることを踏まえ、文化財保存活用地域計画の計画期間も、令和３年度(2021)～12 年度(2030)の 10 年間とします。

その間、計画の見直しも想定されるため、５年で見直しとします。

3　計画の対象となる文化財、文化遺産

文化財保護法の規定によれば、「文化財」は図１のような６つの類型に分類されており、それらの中で重要なものが、重要文化財などに指定・登録されることになっています。また、指定には、国のほかに県・町の指定があり、三重県文化財保護条例、明和町文化財保護条例によって、規定されています。

この明和町文化財保存活用地域計画では、法律、条令等で規定されていない未指定の文化財はもちろ

ん、地域にとって価値が高く、地域の歴史を物語る様々な要素も計画に含めることとしました。それは、従来の「文化財」だけではとらえきれない人々の身近な活動や風景、地域固有の文化や環境などのことで、それらを「文化遺産」と呼称することとし、「文化財」にそういった活動やモノゴトなどの「文化遺産」が加わった総体を「歴史文化」とすることとしました。

詳細は図１に示しましたが、「歴史文化」の中心となるのは、あくまでも「文化財」です。「文化財」も多様な類型があり、現代の集落景観や里山、それを取り巻く特徴的な地形などは、文化的景観と考え、それらの周囲に存在する動植物は、天然記念物として考えています。

そして、「文化財」を守ったり、支えたり、その価値を増大させたりするのが、「文化遺産」であると考えます。このうち、どれが欠けても地域の「歴史文化」を物語ることはできなくなります。

こうした「文化財」を取り巻く全てを「歴史文化」として捉えることによって、１つの文化財が、それ１つで成り立っているわけではなく、それを取り巻く様々な要素や環境、地域の人々の活動など（文化遺産）によって支えられていることがよくわかるようになります。

図１　歴史文化、文化遺産、文化財の定義

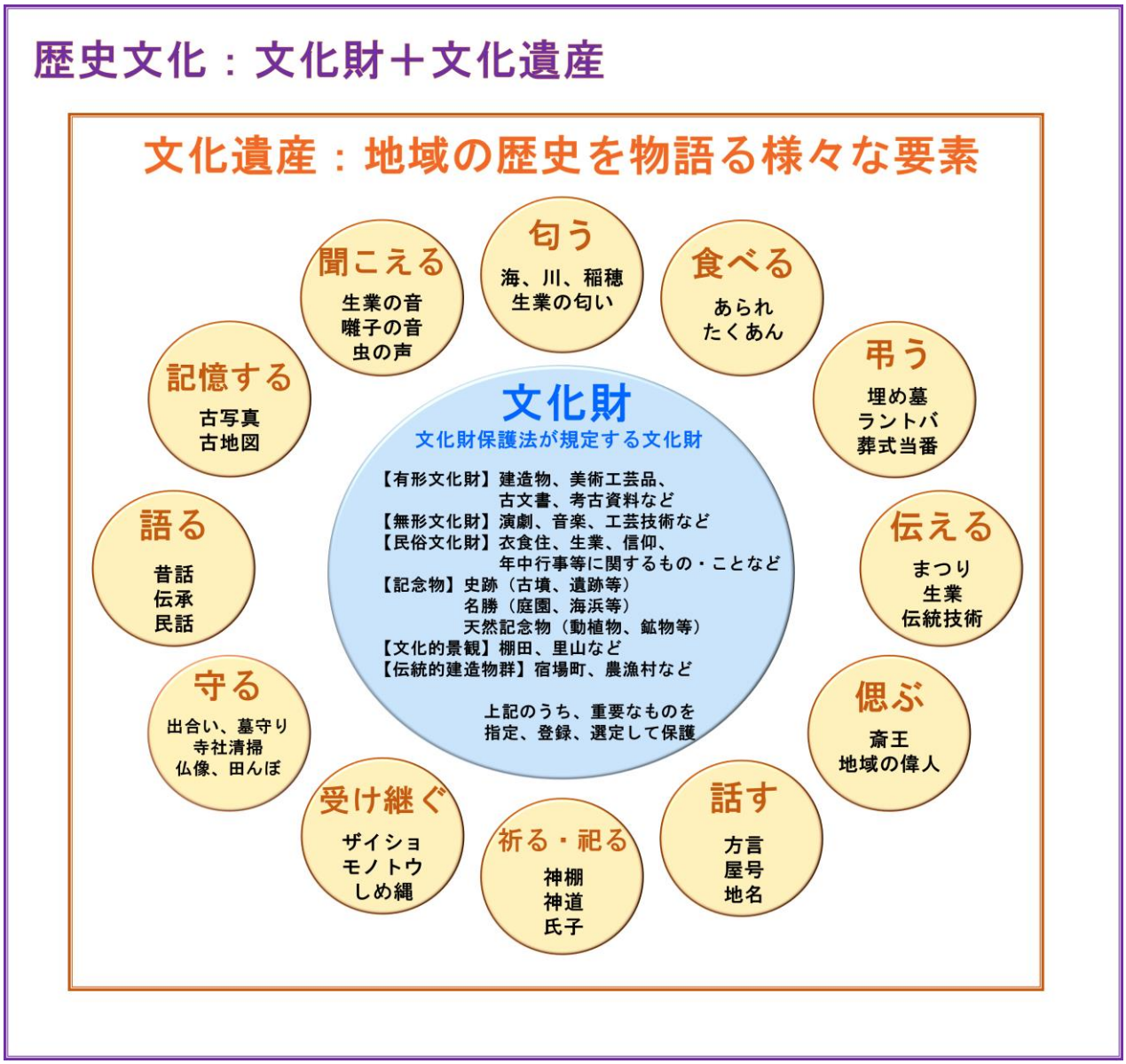

第 1 章　明和町の概要

1　自然的環境

（1）明和町の位置・面積

本町は、三重県の中央部を構成する伊勢平野の南部に位置し、町域の面積は４１.04㎢で、東は伊勢市、西は松阪市、南は玉城町、多気町と接しています（図２）。また、北は伊勢湾に面し、全長 7.5ｋｍの海岸線が延びています。中央部から北部の大部分を平野が占め、南部には標高 40～50ｍの緩やかな丘陵地帯がみられます。西部には櫛田川の分流である祓川、中央部を笹笛川、伊勢市との境を大堀川が南北に流れ伊勢湾に注いでおり、水田の広がる農業地域となっています。

図２　明和町位置図

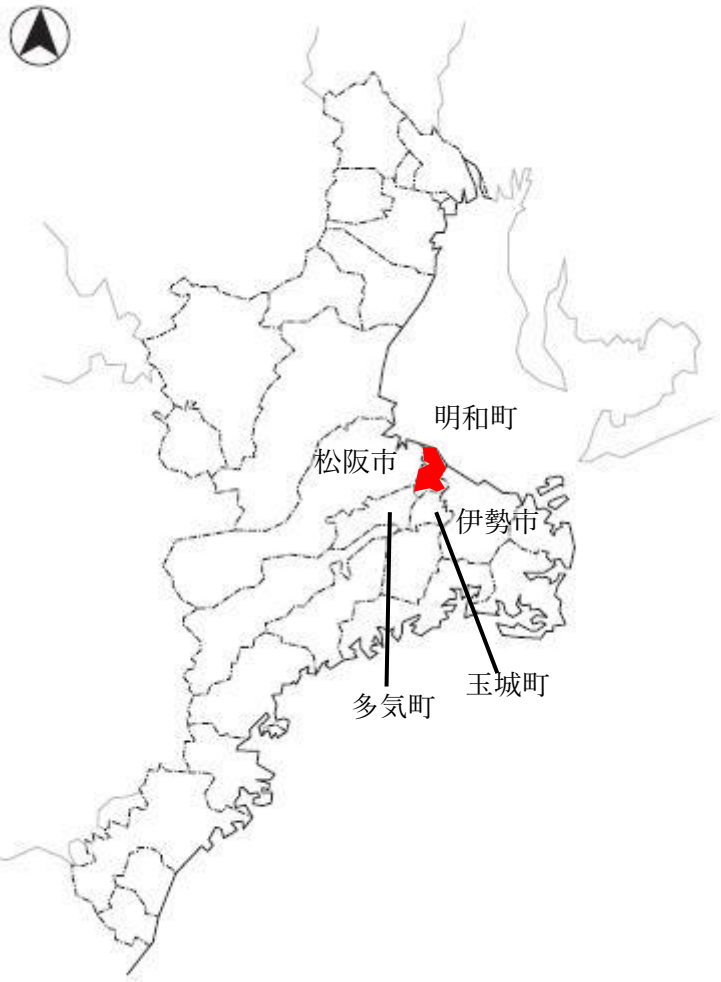

中央の平野部の台地上には、古代から中世にかけて、天皇の代わりに伊勢神宮に仕える「斎王」の御殿とその事務を取り扱う斎宮寮と呼ばれる役所からなる「斎宮」が置かれました。また、斎宮には、奈良や京の都と斎宮から南東約 15ｋｍにある伊勢神宮を結ぶ官道である「伊勢道」が横切り、伊勢神宮にとって重要な場所となっていました。斎王制度が廃止された後も、本町の手前で複数の街道が一つになり、交通の要衝として伊勢街道沿いの街並みが発展したことにより、伊勢神宮への参拝客によって賑わいを見せるなど、伊勢神宮との関わりが深い地域です。また、南部の丘陵地帯には多くの古墳が群集しています。

（2）地名

町は、地形的・歴史的に見て、大きく５つの地区に分かれています。町の北東部に位置し、海に面する「大淀」。町の北部に位置し、海に面する「下御糸」。町の中央部に位置し、役場のある「上御糸」。町の南西部に位置し、近鉄斎宮駅のある「斎宮」。町の南東部に位置し、近鉄明星駅のある「明星」です。以下、各地区と全体にかかる地名について表１～表６のように記述します。また、小字名には、「垣内」「垣外」「池」「深田」「寺前」などの地名が各大字で散見され地域の歴史文化が推察できる部分が多いものの、煩雑となるため割愛しています。

図３　明和町の大地区および自治会

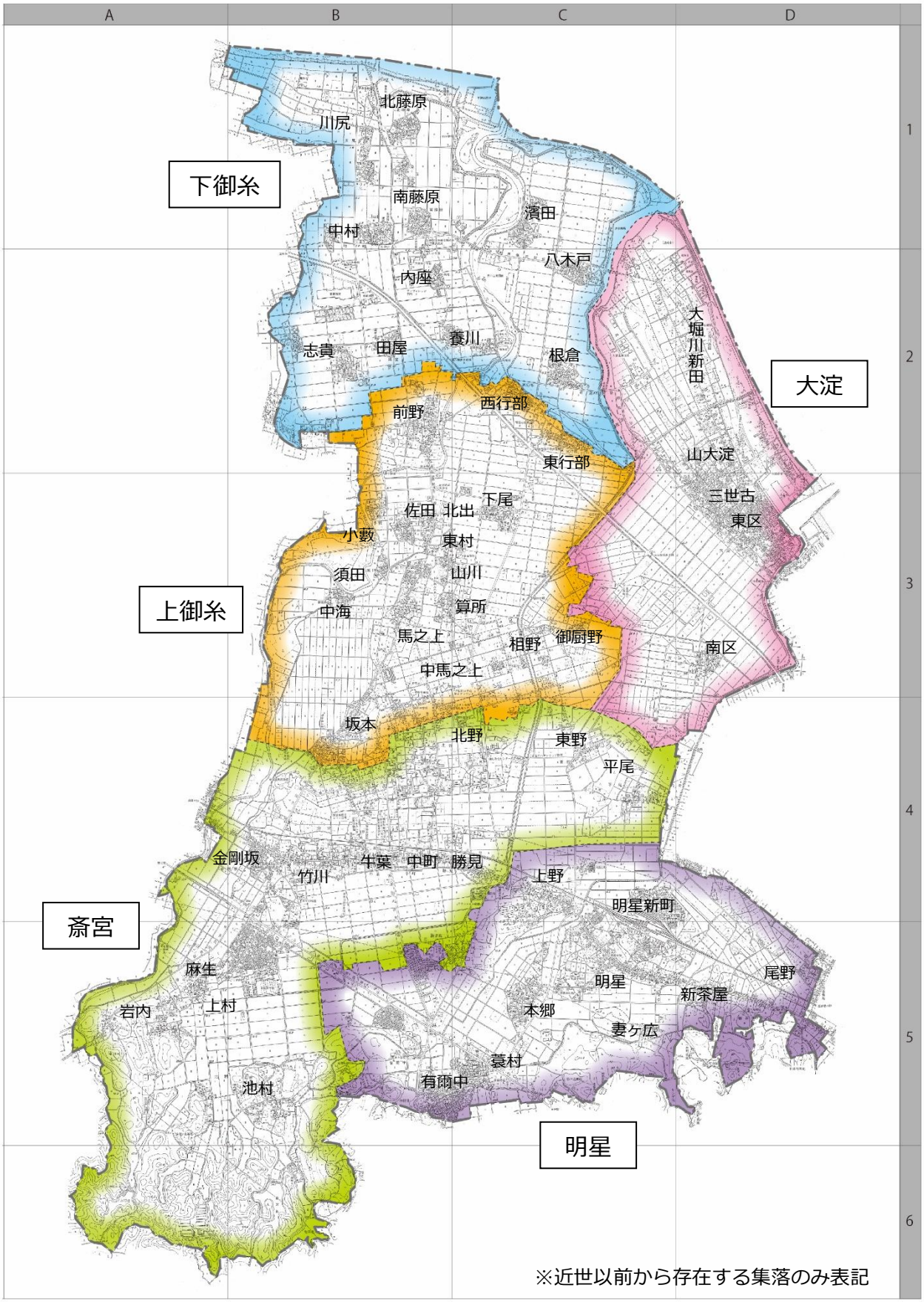

表１　全地区共通

地名	読み方	由来	現存の有無	地図の位置
多気	たき	竹ともされ、斎宮は竹の都ともいわれた。古代における多気郷の範囲。「たけ」とも呼ばれた。	◎	－
斎明	さいめい	斎宮村と明星村が合併してできた地名。	◎	－
三和	さんわ	大淀町、下御糸村、上御糸村が合併してできた地名。	◎	－
神郷	しんきょう	斎明村と三和町が合併し、明和町になるまでの暫定町名。	▲	－
有爾	うに	有爾は土器を表すハニが訛ったものとされる。古代における有爾郷の範囲で、伊勢神宮に土器を奉献した。	■	－
麻績	おみ	織物に関する地名か。古代における麻績郷の範囲で、伊勢神宮に織物を奉献した氏族の名残か。	▲	－

現在も使われている：◎　　大字名として使われている：○　　小字名として使われている：●
一部で使われている：■　　使われていない：▲

表２　大淀

地名	読み方	由来	現存の有無	地図の位置
大淀	おおよど おいず	伝説の斎王倭姫命が「おおよど」と命名。古代より、海と松が名勝とされる。負戸、於以津、老津とも呼ばれ、地元での呼び名は「おいず」で近世に訛った。	○	－
中大淀	なかおいず	江戸期の村名。	▲	－
山大淀	やまおいず	地形が山のように高かったことから山大淀となったとされる。西淀ともいわれた。江戸期以降同名。	○	－
尾野湊	おののみなと	大淀の古名として『延喜式』に記載。斎王が禊を行なった。	▲	D－3
大堀川新田	おおほりかわしんでん	江戸期に新田開発された。	○	－
八の坪、九の坪、三十一	はちのつぼ、きゅうのつぼ、さいづち	条里制地割の名残。	●	C－3 D－3
駒至	こまいたり	在原業平の伝承由来か。	●	D－3

表３　下御糸

地名	読み方	由来	現存の有無	地図の位置
八木戸	やきど	伝承では、大淀の有爾町野で神宮に焼く土器を作るため、この地の土を使ったといわれ、焼土ともいわれた。江戸期以降同名。	○	－
根倉	ねぐら	稲倉ともされ、カケチカラ発祥伝説とも関係するか。古代以降同名。	○	－
眞名鶴	まなづる	カケチカラの真鶴伝説伝承地か。	●	C－2
川尻	かわしり	室町期以降同名。	○	－
北藤原	きたふじわら	江戸期以降同名。藤原の地名は、斎王に黛や牛を	○	－

		献上して、名を賜ったとの伝承や、斎宮寮の役人であった藤原関雄（ふじわらせきお）が開拓したためとも伝えられる。藤原は、北、中、南の３つに分かれている。		
中村	なかむら	中藤原ともいった。中世、北堂左近大輔（さこんだいふ）という人が中村と改めた。	○	－
南藤原	みなみふじわら	江戸期以降同名。藤原の地名は、斎王に黛や牛を献上して、名を賜ったとの伝承や、斎宮寮の役人であった藤原関雄が開拓したためとも伝えられる。藤原は、北、中、南の３つに分かれている。	○	－
麻績郷	おみごう	下御糸、上御糸周辺を指す。『和妙抄（わみょうしょう）』に見える古代の地名。	▲	－
志貴	しき	古代以降同名。佐紀ともされた。	○	－
佐々夫江	ささふえ	伝説の斎王倭姫命の行宮に由来。	■	C－3
田屋	たや	室町期以降同名。	○	－
内座	ないざ	室町期以降同名。	○	－
濱田	はまだ	倭姫命とも由縁がある「白浜真名胡国（しらはまのまなこ）」とされる。鎌倉期以降同名。	○	－
養田	ようだ	大字養川の古名。江戸期以降同名。	▲	C－2
丹川	にかわ	大字養川の古名。室町期以降同名。	■	C－2

表４　上御糸

地名	読み方	由来	現存の有無	地図の位置
中海	なこみ	麻績郷の一部である中麻績が訛ったもの。室町期以降同名。	○	－
六ノ坪	ろくのつぼ	条里制地割の名残	●	B－3
馬之上	うまのうえ	馬野とも。室町期以降同名。	○	－
坂本	さかもと	室町期以降同名。	○	－
佐田	さた	鎌倉期以降同名。豊城入彦命（とよきいりひこのみこと）の子孫である佐田公が開いたとされる。西出、北出、東村、山川、南野、小藪、須田、下尾の各自治会が含まれる。	○	－
前野	まえの	室町期以降同名。	○	－
行部	ゆくべ	天火明命（あめのほひかりのみこと）の子孫とされる伊福部（いふくべ）氏が開いたとされ、訛って五百木部（いおきべ）となり、さらに行部となった。江戸期以降同名。	○	－

表５　斎宮

地名	読み方	由来	現存の有無	地図の位置
斎宮	さいくう	竹の都ともいわれた斎宮があった場所。いつきのみやともいわれた。	○	－
京出山	きょうでやま	牛葉周辺の古名。斎宮に由来か。	▲	B－4
神宮	じぐ	祓川での禊と神宮遥拝に関連するか。	●	B－4
祓戸	はらいど	斎王の祓殿があった伝承に基づくか。	●	B－4
花園	はなぞの	斎宮にあったとされる竹川の花園に由来。『源氏物	●	B－4

		語』にも記載。		
笛川	ふえかわ	斎宮中町の古名。斎宮の端にあたり、男女が逢うために笛を吹いたとされる。	●	B－4
上六ノ坪 下六ノ坪	かみろくのつぼ しもろくのつぼ	条里制地割の名残。	●	C－4
北野	きたの	北野天満宮に似た土地であることが由来。天満宮が勧請（かんじょう）された。	●	－
御舘	みたち	斎宮中央部にあたり、宮殿があったことに由来か。	●	B－4
池村	いけむら	古代には、池田と呼ばれたと推定される。室町期以降、同名。	○	－
上村	うえむら	明治期ごろまで有爾上村。	○	－
金剛坂	こんごうざか	室町期以降同名。	○	－
竹川	たけがわ	多気川とも。『源氏物語』の竹河の比定地で古代以来同名。	○	－
平尾	ひろお	鱗尾とも書き、古くは「いろお」とも。室町期以降同名。	○	－
岩内	ようち	「いようち」とも。室町期以降同名。	○	－
西掘木	にしほりき	牛葉地区の古名。	▲	B－4

表６　明星

地名	読み方	由来	現存の有無	地図の位置
明星	みょうじょう	上野の安養寺（あんようじ）にある井戸に明星が降りてくるとされる明星水（みょうじょうすい）という井戸があったことが由来。	○	－
上野	うえの	本明星（ほんみょうじょう）とも言い、明星の地名発祥の地か。鎌倉期以降、同名。	○	－
車里	くるまざと	菅原道真（すがわらのみちざね）が参宮の際に埋めたという黄金の御所車（ごしょぐるま）伝説に由来。	●	C－4
寺屋敷	てらやしき	安養寺の故地に由来。	●	C－4
有爾中	うになか	古代有爾郷の中心をさす。中村ともいった。	◎	
下有爾	しもうに	古代有爾郷の一部。今の明星地区の古名。	▲	C－5 D－5
新茶屋	しんちゃや	江戸期に紀州藩士森田氏昌（もりたうじまさ）により新しくできた村で、新茶屋新田、明星新茶屋ともいわれた。	○	－
鳥墓	とつか	古代有爾郷の一部。鳥墓神庫（とつかのかんだち）があったとされる。蓑村の古名。	■	C－5
蓑村	みのむら	古くは鳥墓。伊勢神宮に蓑を納めていたので、蓑村というとされる。	○	－
之祢穴	はねあな	「はにあな」とも。土器の原料となる粘土の採取地か。	●	C－5

（3）地形・地質

南部に分布している丘陵地は、丘頂標高40～100mの西南域と蓑村以東の標高30～50mで残丘状にまとまりを示す大仏山地塊に二分され、玉城丘陵と称されています（図４）。

町域面積の25%を占める台地は、北西から中南西地方の主要河川が形成に関わり、伊勢平野に広い地形面を残す台地群の内にあります。これらの台地群は、地形面の高低、堆積物の構成、形成の新旧などから一般的に高・中・低位に大別され、町域の台地は高位の明星面と中位の斎宮面となっています。

平地は祓川流域に広い面積を占め、祓川が櫛田川から分岐する付近から下流の養川付近まで平坦な地形面が続いています。祓川流域は櫛田川流域を含めて扇状地状の平面形が広がっているほか、町域には祓川とともに笹笛川および大堀川の二河川が流れています。これらは源流から河口まですべてが町域内にあり、南部丘陵からの台地面が細分化され、中・上流域に谷底平野が形成されています。

本町の南部から南西部にかけては花崗岩類が分布し丘陵を形成しています。また、笹笛川源流部の丘陵が花崗岩類からなるほかは、流域の大部分に未固結堆積物が分布しており、上流域および下流域は礫・砂・泥、中流域の台地は礫、河口域は砂を主とした堆積物によって形成されています。

図４　明和町の地形・地質図

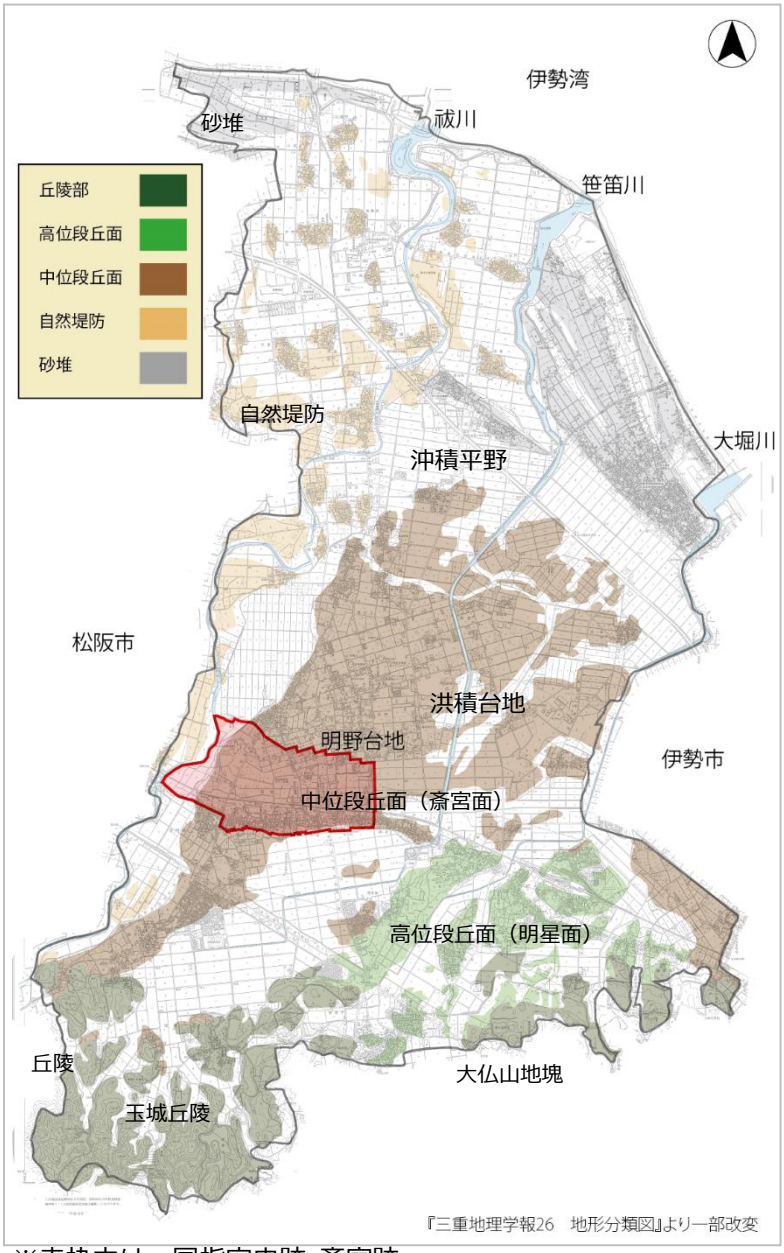

※赤枠内は、国指定史跡 斎宮跡

（4）気候

気候は、冬暖かく、夏涼しい東海型気候区に属しており、全般的に温暖で、四季の変化は快適な風土を醸し出しています。そのため、冬でもほとんど降雪がみられません。本町南東に位置する伊勢市小俣町（おばたちょう）の気候データ（図５～図７）によると、１年間を通じた平均気温は 16.2 度となっています。また、月別の降水量は、冬の時期に比較的少なく夏の時期は多い傾向にあります。

風速は年間を通じて概ね２～３m/s で推移しており、年間を通じて強い風が吹いています。特に冬季は風速が 3m/s を超える月が続くほか、７月から９月においても台風の影響から風速が強まる傾向にあります。ひと昔前までは、冬季の強風と乾燥を利用しての大根のはさ掛けが町内の至るところに設けられ、冬の風物詩となっていました。

図５　平成 30 年（2018）における気温の月別変化

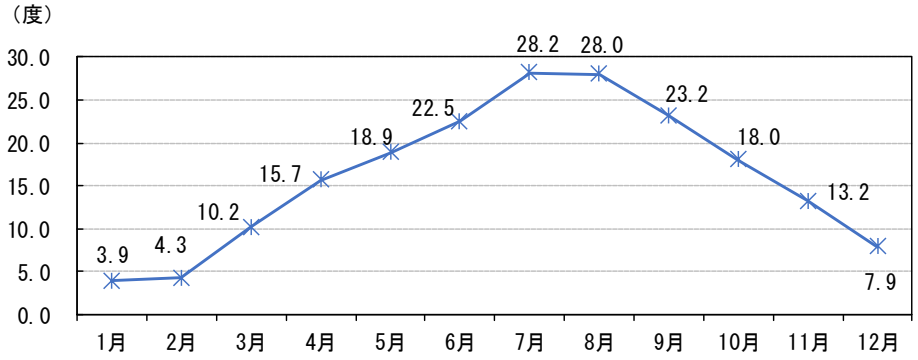

図６　平成 30 年（2018）における降水量の月別変化

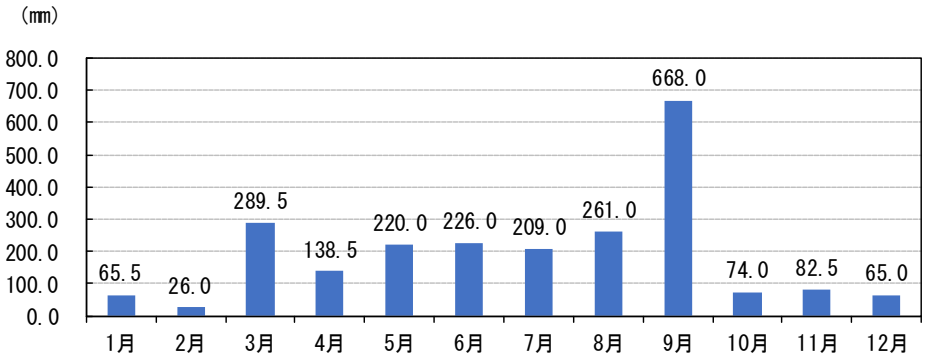

図７　平成 30 年（2018）における風速の月別変化

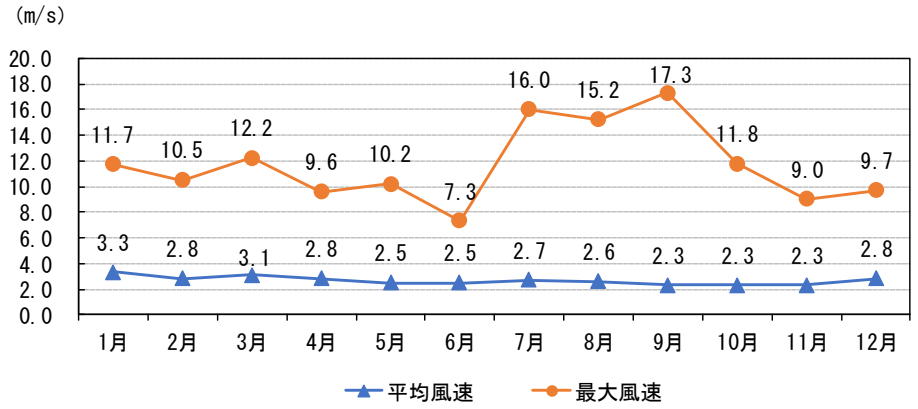

出典：気象庁ホームページ（地点：小俣）

（5）生態系

本町は日本のほぼ中央部に位置しており、温暖な気候に恵まれていることから、町域は数多くの暖地性植物の生息地となっています。主に、南部の丘陵地帯にはアカマツ林やスギ・ヒノキ植林、雑木林などが存在し、斎宮池をはじめとする多くの池沼群およびその周囲には豊かな池畔林、草本性の植物群落や湿原性植物群落が存在しています。なお、本町中央部に位置する斎宮周辺にはノハナショウブの自生地があり、本来は冷涼な気候の湿地帯に生息するノハナショウブが温暖な本町の平地に生息していることが珍しいとされ、「町の花」に制定されているほか、国の天然記念物に指定されています。北方の平野には穀倉地帯が広がっているほか、アカマツ林、クロマツ林や雑木林など、平地性の植物が分布しています。海岸は、大淀海岸を中心に砂浜が広がっており、同地域には豊かなクロマツ林や海浜性植物の分布がみられます。中でも、大淀漁港の近隣にある業平公園内には、「業平松」と呼ばれ親しまれている松を含むが松の大木が数本立ち、同公園は町民にとって憩いの場となっています。そのほか、本町には「町の木」に制定され古くから町民に親しまれているマキをはじめとしたさまざまな植物が生息しており、人々の生活に関わってきました。

また、本町にはタナゴが生息しており、特に祓川では多く見られます。タナゴ類は平野を流れる小川や池、湖などの水流が穏やかな環境に生息するコイ科の淡水魚ですが、近年では各地で個体数が減少傾向にあります。本町を流れる河川環境はタナゴの生態に適しており、全国的にも珍しくなりつつある生息地の一つとなっています。

図８　大淀航空写真（南東から）

（6）景観

①海岸地帯（図８）

伊勢湾の柔らかな波が寄せる砂浜である大淀海岸は、伊勢の海を代表する景勝地として、『伊勢物語』にも取り上げられ、白砂青松の場所であったとされ、現在も穏やかな砂浜と一部に松が残っています。

集落は海岸線に沿って形成された浜堤の微地形上に立地し、海岸と同方向に細長く、密集して展開しています。集落を貫入して海に向かう主要道には生活道である幅の狭い「世古道」が直交し、港に向かう漁業関係者や車両が往来する漁師町の景観が残っています。港周辺には、小魚の乾燥場や浜小屋と呼ばれる作業小屋が並び、多くの漁船が係留されています。また、漁業等で栄えた往時を物語るように土蔵や商業店舗の建物が密集し、住民はいまも屋号を用いています。

年に一度の夏の祇園祭りでは、各自治会が集落内に残る式内社での神事を行なった後、密集する集落内へ囃子を奏でながら山車で出発し、集落を一周して町内安全などを願います。

図９　水田地帯（下御糸）
航空写真（北から）

②水田地帯（図９）

町域全体には、古代から中世の景観を残す水田が営まれ、特に上御糸・下御糸地区では、集落のすぐ横を流れる自然豊かな祓川から水田に水を引き、盛んに稲作が行われています。集落は、祓川によって形成された自然堤防上に立地し、周囲

の田園部とはおよそ１ｍの比高差があるため、春の田植え期にはさながら浮島状を呈し、水田の中に集落があるような景観が良好に残っています。

集落の平面形は、四角形や長方形で、地形によって多少の歪みはあるものの、集村形態となっています。集落の中心に寺社があり、境界には、道祖神的な山の神の石碑や結界の札が置かれるなど、集落の境界がはっきりわかる景観も良好に残っています。

年に一度ある各集落の祭りでは、お頭神事やかんこ踊り、虫送りなどの祭礼が自治会や保存会によって行われ、集落全体の安全を願います。

③伊勢街道（図 10）

町中央を横断して伊勢神宮に向かう伊勢街道沿いには妻入り建物が多く残り、「伊勢的景観」とも称される景観が往時の伊勢参宮の賑わいを想起させます。伊勢街道は、天正 16 年（1588）に整備が行われてから、明治期を経て国道として登録され、参宮客の減少はあるものの、道路としては変わることなく維持され続けてきました。昭和 34 年（1959）に国道から県道となり、往時と変わらない道幅である約６m 幅のまま、舗装され、現在まで続いています。

図 10　伊勢街道航空写真（北西から）

伊勢街道の様々な絵図が旧家や地元集落に残されており、主に承応（じょうおう）３年（1654）、延享（えんきょう）２年（1745）、天保（てんぽう）８年（1837）のものがあります。そのほか、寛政９年（1797）に刊行された『伊勢参宮名所図会』や文化４年（1807）に刊行された『伊勢路見取絵図』（図 11）などがあり、往時と現在を対比することが可能です。

絵図などに書かれている地名や、寺社、橋、川の名前は現在でも踏襲されているものが多く、特に『伊勢路見取絵図』を見ると、現在も残る「世古道」や、その周囲の景観が含めて現在とほとんど変わっていないことがわかります。また、世古道と街道が交差する家の屋根には、魔除けの鍾馗像が設置されていることが多く、街道特有の文化です。

図 11　伊勢路見取絵図

2　社会的環境

（1）人口

本町の人口は、現在、23,155 人（令和元年（2019）10 月 1 日現在）（図 12）です。本町は、伊勢市や松阪市のベッドタウンとしての特性から、昭和 40 年（1965）以降は緩やかな人口増加が続いていましたが、平成 24 年（2012）の 23,363 人をピークに人口はやや減少傾向にあります。今後、当町においても全国的な人口減少の推移と同じく人口の急激な減少が予想され（図 13）、文化財を取り巻く担い手の減少や後世への継承などが一層懸念されます。また、男女別の人口ピラミッド（図 14）をみると、男性は 45～49 歳が 915 人と最も多く、女性は 80 歳以上が 1,409 人と最も多くなっています。なお、男女とも年齢が低くなるにつれて人口が少なくなっており、15 歳未満の年少人口は、男性が 1,553 人、女性が 1,504 人となっています。

図 12　明和町の人口推移

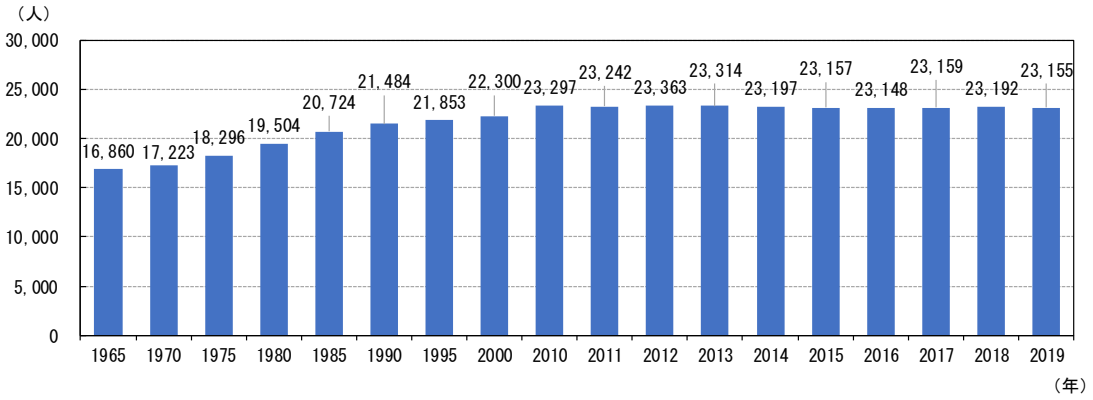

※1965～2010 年までは国勢調査、2011 年以降は明和町年齢別人口一覧より作成

出典：国勢調査、明和町

図 13　明和町の将来人口推計

出典：明和町『明和町まち・ひと。しごと創生人口ビジョン（令和２年中間報告）』

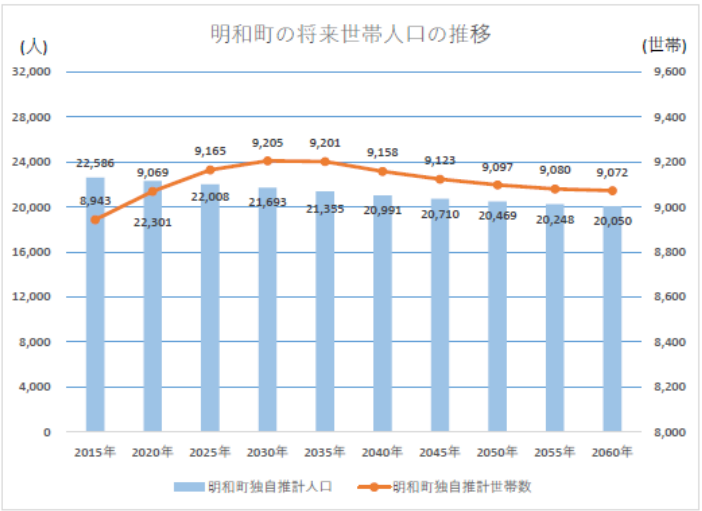

総人口見通し	2015年	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年	2045年	2050年	2055年	2060年
独自推計人口（人）	22,586	22,301	22,008	21,693	21,355	20,991	20,710	20,469	20,248	20,050
独自推計世帯数（世帯）	8,943	9,069	9,165	9,205	9,201	9,158	9,123	9,097	9,080	9,072
1世帯あたりの人口	2.53	2.46	2.40	2.36	2.32	2.29	2.27	2.25	2.23	2.21

資料：国配布ワークシート　社人研　一般世帯数の推移

図 14　明和町の年齢別人口

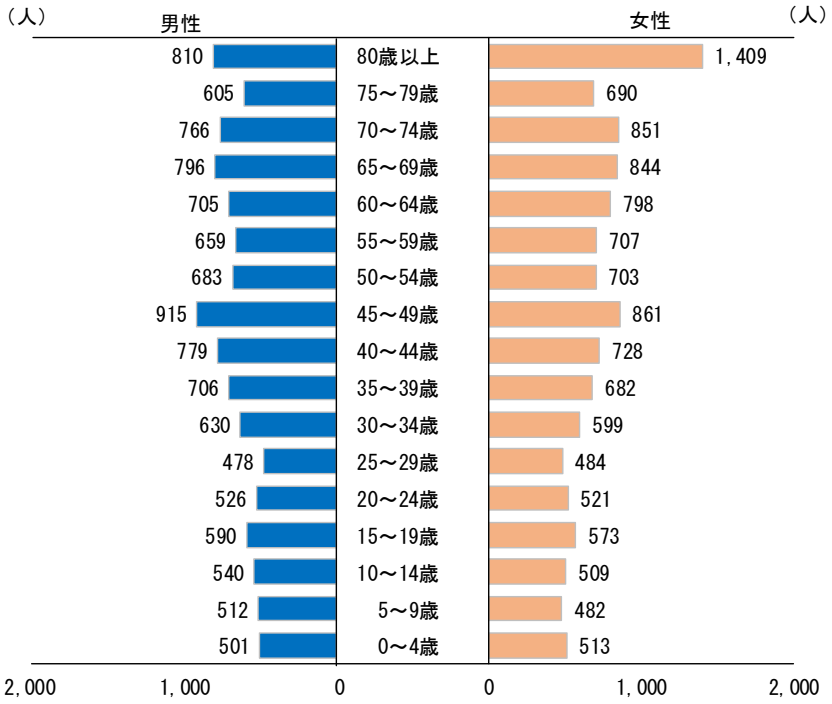

出典：明和町（令和元年（2019）10 月 1 日現在）

（2）産業

本町の産業は、製造業・建設業等の第２次産業を主産業としていますが、農業や水産業などの第１次産業も盛んです。農業従事者の９割が兼業で、副業として行われている状況です。農業は、稲作を中心とした土地利用型農業や畜産が行われ、水産業は、伊勢湾沿岸の遠浅で砂質の地盤を活かした、のり養殖業や採貝漁業が盛んです。

近年では、第１次産業における機械化や農地の集積による省力化の影響から、本町の産業別従業員数割合は図 15 によると、「製造業」（22.8%）、「卸売業、小売業」（20.5%）、「医療、福祉」（15.2%）の順に高く、第２次産業やサービス業等の第３次産業が主力産業となっています。製造業は、食料品製造業・金属製品製造業・電気機械器具製造業の割合が多く、その大部分が中小事業所によって占められています。また、平成 23 年（2001）に下御糸地区の国道 23 号沿道に大規模商業施設が立地して以降は商業開発が進んでおり、集客力を有する商業核が形成されるなど、本町における産業構造は大きく変化しています。

近年では観光客が増加傾向にあり（図 16）、史跡斎宮跡や大淀海岸キャンプ場への観光客が増加傾向にあります。このような背景を受け、本町では日本遺産に認定された史跡斎宮跡やその周辺地区を中心に観光客の増加を目的として『明和町観光振興計画』を策定するなど、観光業のさらなる振興を図っています。

図 15　産業別従業員数の割合

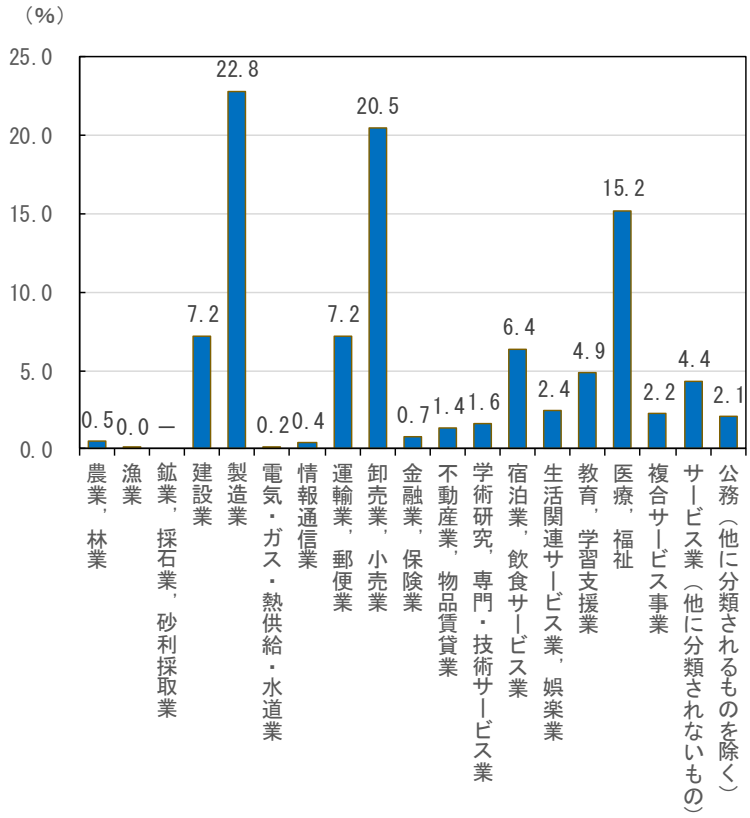

出典：平成 26 年経済センサス - 基礎調査

図 16　明和町観光入込客数推移

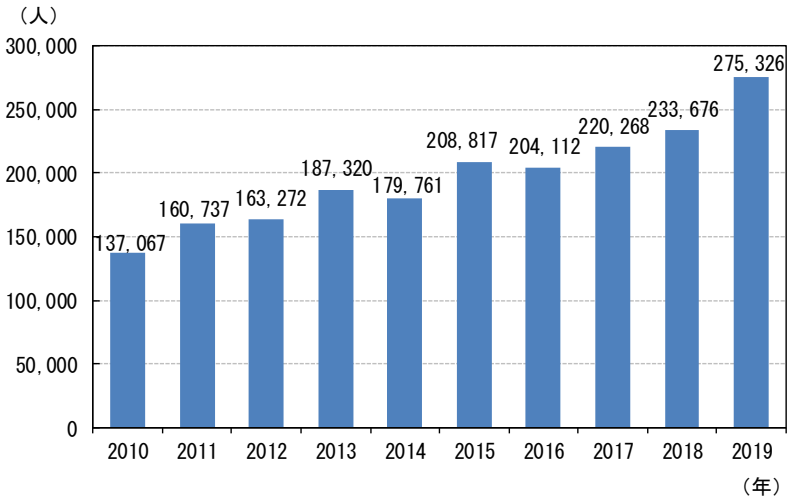

（3） 伝統的な産業

①擬革紙

本町を含むこの地方に代表的な工芸品として擬革紙があげられます。擬革紙は、寛永年間（1624～28）にヨーロッパからわが国にもたらされ、オランダ使節の献上品として将軍家に贈られた金唐革が始まりとされています。金唐革は、革の表面に文様を浮き上がらせて金箔などで美しく彩色されており、それらを加工して煙草入れや馬具、刀剣の飾り、武具などが作られました（図 17）。ただ、伊勢神宮には革製品が持ち込み禁止であったため、日本で新しく、紙を革に似せて加工したのが「擬革紙」です。

図 17　擬革紙で作られた煙草入れ

疑革紙を最初に考案したのは当町新茶屋にあった三島屋の堀木忠次郎であり、貞享元年（1684）に美濃の厚紙と荏油を使って成功させました。その後、池部清兵衛宗吉によって煙草入れが作られ、天明年間（1781～89）頃には参宮客の土産として有名になりました。明治になると、これら擬革紙工芸品はヨーロッパ・アメリカの博覧会でも絶賛され、大量に輸出され壁紙にも使われるようになりました。

しかし、参宮客の減少や時代の変化とともに、生産が行われなくなり、技術も忘れられてしまいました。近年は、開発者の子孫である堀木氏が復活に成功し、現在では、「三忠」「参宮ブランド擬革紙の会」として製品を作成しており、平成 25 年（2013）には「三重県指定伝統工芸品」に認定されました。

②御糸織

図 18　御糸織によって作られた反物

御糸地区は、古くは麻績郷と呼ばれ、古くから伊勢神宮に布類を収めていたところで、機織りの技術を有していました。江戸時代には、この地方の農家の副業として質の高い木綿織物を生産していました。それは「御糸織」と呼ばれ（図 18）、参宮客や江戸に進出した伊勢商人の手によって「松阪木綿」として売り出されて全国に広まり、丈夫さと縞柄の美しさが評判となったことで江戸の庶民に受け入れられました。明和 7 年（1770）には 40 万反余り、安政8 年（1779）には 53 万反余りを江戸に送り出したとの記録が残っています。

明治に入ると唐糸や洋糸の輸入によって衰退しましたが、現在も本町で紡織されており、「御糸織」の名称で受け継がれています。本町にある御糸織物工場では、植物の藍で糸を染めて機械で反物を織るという、全国でも珍しい一貫体制で生産されています。

③醸造業（じょうぞうぎょう）

図 19　『清酒醸造業　辻井権兵衛』

本町では、きれいで豊かな水に恵まれていることに加え、米が産出される土地柄を活かして酒の醸造が盛んに行われていました。また、酒だけでなく、しょうゆやみりん、酢の醸造も盛んに行われていました。特に伊勢湾に面した大淀地区は良質な伏流水に恵まれており、カルシウム分を多く含む硬水のため濃醇な強い酒を醸造することに適しています。また、大淀地区には大淀港があり、港を介した輸送が便利であったため多くの酒蔵がありました。大正４年当時の史料からは、多気郡内における酒造量の約 40％を大淀が占めていたことが記されています。大淀地区には、元禄 15 年創業の辻井酒造（老緑）（図 19）をはじめ土屋酒造（日本男）、中山酒造（神徳）、橋爪庄蔵商店（勇清・助六）があったほか、山利酒造や「千鳥」・「竜鱗」という銘柄の酒も造られており、明治の初めごろには少なくとも６、７軒の酒蔵があったようです。

図 20　旭酒造の清酒

今では町内で旭酒蔵一軒のみの営業となっていますが、「伊勢旭（いせあさひ）」や「志摩娘（しまむすめ）」などの清酒を醸造しています（図 20）。近年では、明和町・皇學館大学と連携して、「神都の祈り　斎王」の醸造を始めました。

（4）土地利用

本町は、町域のほぼ中央にある明野台地西方に広大な「史跡斎宮跡」が存在し、町全域が「都市計画区域」と「農業振興地域」の重複指定を受ける特殊性を有していますが、非線引きで、用途地域も未指定です。また、中心地といえる集積がなく、集落・住宅団地などが全域に点在しながら発展してきた特徴があります（図 21）。

本町は、三重県内の中核都市である松阪市と伊勢市の中間に位置する立地条件から、近年では住宅開発が進むなど土地利用の転換がみられ、一部には工業団地や国道 23 号沿いの大規模商業施設等が集積するなど、沿道型の商業地形成が進んでいます。その一方で、町の中心となる市街地は形成されておらず、住、商、工、農等の土地利用が混在している状況です。

図 21　明和町の土地利用図

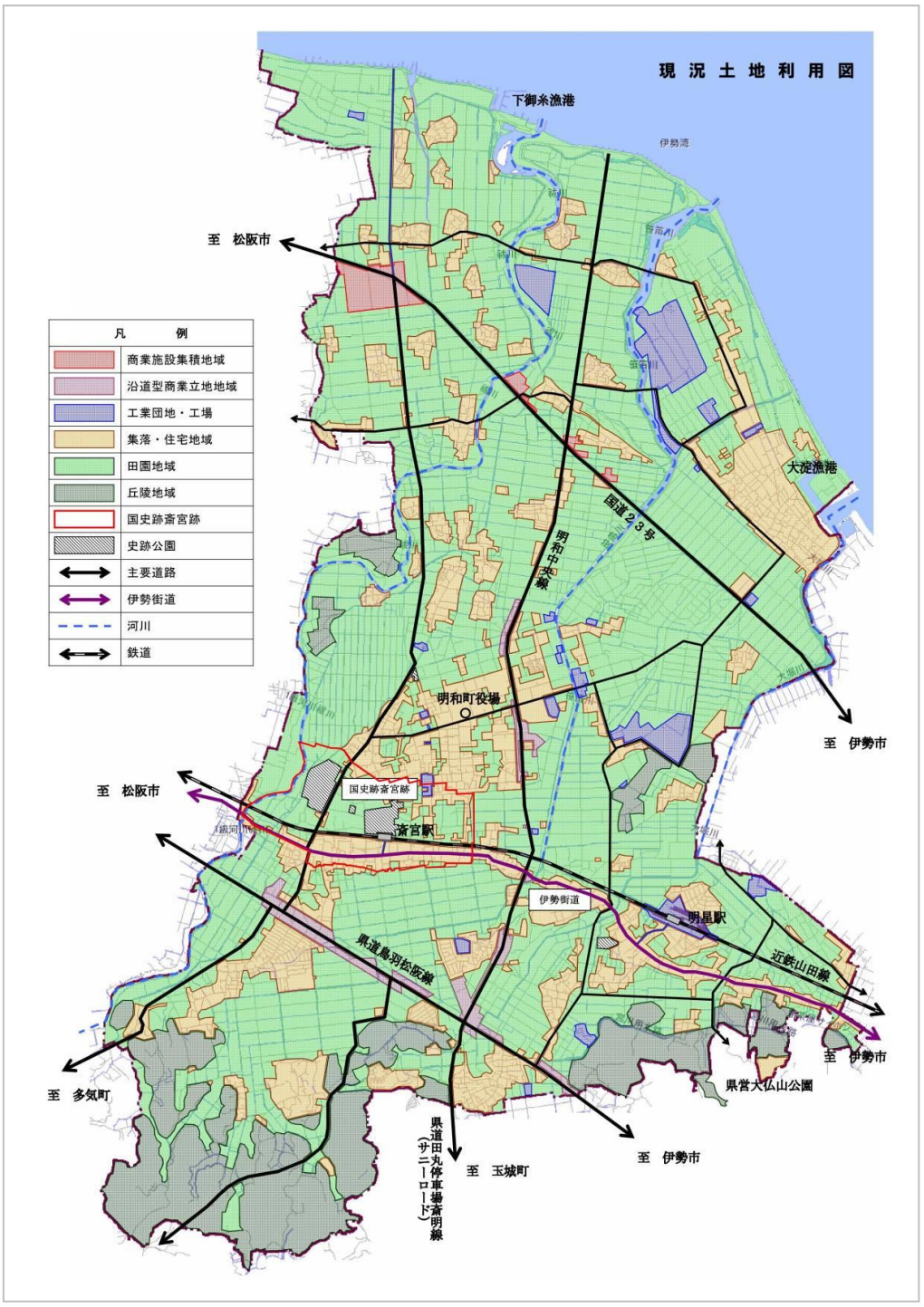

（5）交通

本町北部には、広域幹線道として隣接する松阪市、伊勢市を結ぶ国道 23 号が東西方向に通っています（図 22）。また、町外の南部には伊勢自動車道が通っており、伊勢湾岸の都市間幹線道路として全面供用されています。本町へのアクセスに松阪 IC または玉城 IC が利用されています。

町の中央部には、伊勢神宮への参拝者が利用した伊勢街道が東西に通っており、往時の面影を感じさせる町家や社寺が残っています。さらに、南部には、松阪市や伊勢市の市街地に通じる県道鳥羽・松阪線（旧国道 23 号）が東西に通っています。

鉄道網では、近鉄山田線が通り、斎宮駅、明 星 駅が設置されています。両駅ともに特急や急行の停車駅ではないため、鉄道で本町にアクセスする際は、主に松阪駅での乗り換えが必要です。また、町内には町民バスや伊勢市コミュニティバスの２種類の路線バスが運行しており、町民の生活を支えています。

図 22　明和町の交通図

3　歴史的背景

（1）旧石器時代から弥生時代

本町において、人の活動が窺われるのは１万数千年前に遡る後期旧石器時代の頃からと考えられ、旧石器時代の遺跡は町内で 20 か所確認されています。その分布は、南部の玉城丘陵および北に派生する緩斜面、祓川右岸の洪積台地、大仏山丘陵および北に広がる段丘面に点在しています。

同じ地域で、縄文時代の遺跡が 32 か所、弥生時代の遺跡が 31 か所確認されています。中でも、祓川右岸の沖積平野を見下ろす洪積台地縁辺部には、縄文～弥生時代の複合遺跡である、コドノＡ・Ｂ遺跡、金剛坂遺跡、斎宮跡中垣内地区、馬渡遺跡、粟垣内遺跡が、帯状に分布しています。

図 23　金剛坂遺跡出土　環状壺型土器

特に金剛坂遺跡は、縄文時代中期～平安時代まで続く複合遺跡で、縄文時代晩期の土坑からは、図 23 の環状壺型土器が出土しており、町の有形文化財に指定されています。弥生時代の初めには、大溝を持つ集落が形成され、その後、コドノ遺跡や史跡斎宮跡周辺にも集落が点在し、弥生時代後期には北野遺跡等の大規模な拠点集落が形成されていたことがわかっています。

（2）古墳時代

古墳時代になると町内に多くの古墳が築造され、その数は 530 基を超えています。現存する古墳はその内の４割程度で、その古墳の多くは南部の玉城丘陵に分布しており、県下有数の古墳の群集地となっています。中でも５世紀中頃から後半に築造された高塚１号墳は全長 75m の帆立貝式前方後円墳です。明治期に画文帯神獣鏡が出土し、昭和 47 年（1972）に発掘調査された全長 38m の神前山１号墳（図 24、図 25）や全長 52m の大塚１号墳なども同様の古墳で、この地域の首長墓と考えられています。また、祓川右岸の洪積台地上には、辰ノ口古墳群や塚山古墳群、さらに台地先端部には坂本古墳群があります。特に、坂本古墳群は、史跡斎宮跡から北１ｋｍに位置しており、かつて地元で「百八塚」と呼ばれ、120 基を超える古墳が存在していましたが、現在６基のみが墳形をとどめています。中でも坂本１号墳は、古墳時代の終焉を迎えた７世紀前半の前方後方墳として極めて珍しいものであり、当時としては豪華な金銅装頭椎大刀が副葬されていることからみても、大和朝廷との関わりがあった有力者のものであり、「斎宮」の成立に強い影響を与えた人の墓と考えられています。

図 24　神前山１号墳

図 25　神前山１号墳出土　画文帯神獣鏡
（京都国立博物館蔵）

（3）古代・中世

図 26　佐々夫江行宮跡

文献によると、平安時代初期に書かれた『皇太神宮儀式帳』では、垂仁朝から孝徳朝の大化５年（649）まで本町南部の鳥墓に神庫という伊勢神宮の役所が置かれていたとされています。また、鎌倉時代に成立した『倭姫命世紀』では、倭姫命一行が海から大淀の浜に上陸し、佐々夫江に行宮（図 26）を置いたことや、当地が、稲束を伊勢神宮に奉納するカケチカラ（懸税）行事の発祥地であることが記されており、古くから伊勢神宮と深く関わりがあったと推測される地域といえます。

古代においては、町全域が多気郡に属し、度会郡、飯野郡と共に「神三郡」と称せられ、伊勢神宮の神領でした。多気郡は７郷からなり、多気郷、麻績郷、有爾郷の３郷が町域に属しています。

北部の大淀、下御糸、上御糸地区は、麻績郷に属し、服部氏や麻績氏が支配し、古くから神宮の織物を織っていた地域です。現在、この地域には、御糸や中海（中麻績）の地名や麻績神社、畠田神社、織殿神社などが残っています。隣接する松阪市には、現在も神宮の織物を織って奉納している神麻続機殿神社や神服織機神社があります。

町の中央部は「多気郷」に属し、国家機関である「斎宮」が置かれました。南部は、隣接地の多気町、玉城町の一部を含め「有爾郷」に属し、伊勢神宮の神事に用いる土器を焼く生産集団が住んでいた場所です。

図 27　水池土器製作遺跡　土師器焼成土坑

この地域が素焼きの土器（土師器）の生産地であったことを裏付ける遺跡が町内の発掘調査で明らかになっています。昭和 51 年（1976）に発掘調査された史跡水池土器製作遺跡（図 27）では、土師器を焼く窯、粘土を蓄える土坑、工房である掘立柱建物、井戸が確認され、古代の一連の土器づくりの過程が分かる遺跡であることが全国で初めて明らかになりました。以後、戸峯遺跡群から 100 基、北野遺跡から 225 基をはじめ、町の南部を中心に現在 20 遺跡から 572 基（令和元年 11 月時点）の土師器を焼いた窯跡（土師器焼成土坑）が確認されています。

225 基検出された北野遺跡は、６世紀の前半から８世紀前半まで生産が続けられています。また、北側に隣接する古堀遺跡は、平安時代の土師器焼成土坑も見つかっており、この辺りが土師器の一大生産地であったことを窺うことができます。そして、ここで焼かれた土師器は、伊勢神宮や斎宮だけでなく尾張地域や岐阜県、さらに関東地方まで流通していたことが分かっています。

中世に入ると荘園が発達し、各地に神宮の荘園である御厨、御薗ができ、町域にも志貴御厨、丹河御厨、上野御薗、浜田御薗、斎宮柑子御薗、池田御薗、佐田御薗、平尾御薗、藤原御薗、中麻績御薗、坂本御薗、池村御薗等がありました。

①斎王制度の成立と廃絶

斎宮は「いつきのみや」とも呼ばれ、古代・中世において、天皇の代わりに伊勢神宮の天照大神に奉仕するため、歴代天皇の即位ごとに伊勢に遣わされた斎王の御殿とその事務を取り扱う斎宮寮と呼ばれる役所からなっていました。

その斎王の起源は、日本書紀によれば崇神天皇6年の条に豊鍬入姫命が大和で天照大神を祭ったと初めて記されており、以後、倭姫命などが記紀に記載されていますが、いずれも伝承と考えられています。実質的には、『日本書紀』に壬申の乱の翌年、天武天皇２年（673）４月 14 日、「大来皇女を天照太神宮に遣し侍らせむとして、泊瀬の斎宮に居らしむ」と記され、翌年 10 月９日には、「大来皇女、泊瀬の斎宮より、伊勢神宮に向う」と記されていることから、斎王制度はここからが始まりとされています。これより南北朝時代にこの制度が廃絶する約 660 年間に 60 余人の斎王が選ばれました。

最も整備された斎宮の様子は、10 世紀に編纂された法典『延喜式』で知ることができます。これは、全 50 巻から構成され、その巻第五が「斎宮」（図 28）であり、斎王が選ばれて帰京するまでの流れや斎宮での儀礼や祭祀、財政、事務などの諸規定がまとめられています。

図 28　『延喜式』巻第五斎宮（複製）　（斎宮歴史博物館蔵）

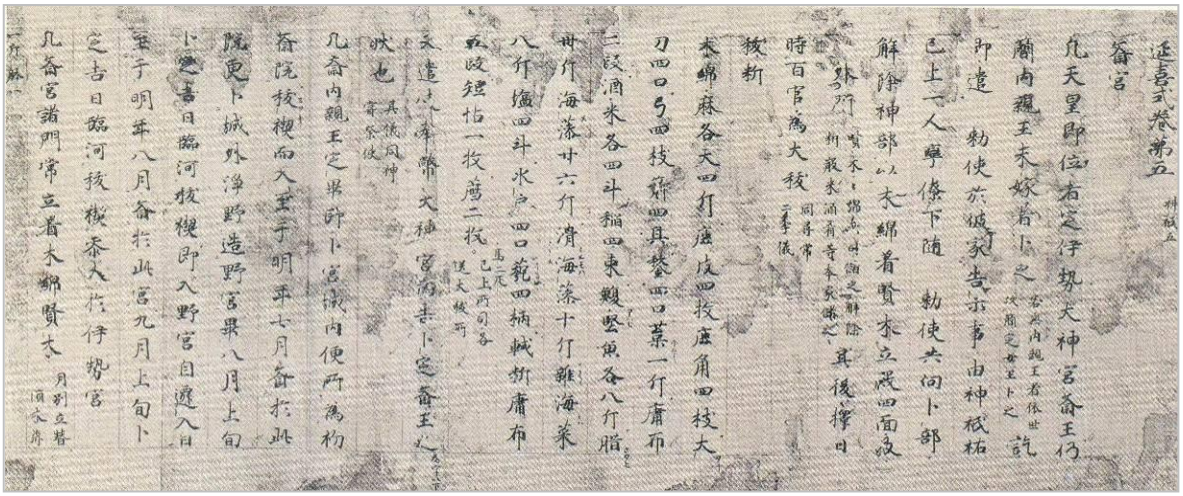

斎王は、天皇が即位すると未婚の皇女もしくは女王の中から「卜定」という占いによって選ばれ、宮域内の便宜なところで慎みを保つために「初斎院」と呼ばれる施設に移動し、１年間の潔斎生活を行います。翌年の８月に、宮域外の清浄な場所に造営された「野宮」に入り、さらに翌年８月まで潔斎生活を送ったのち、９月上旬に伊勢斎宮へ５泊６日をかけて「群行」します。群行には、斎宮寮の寮頭以下、官人、女官など 500 人余りが随行しました（図 29、図 30）。

図 29　平安時代の群行路・帰京路

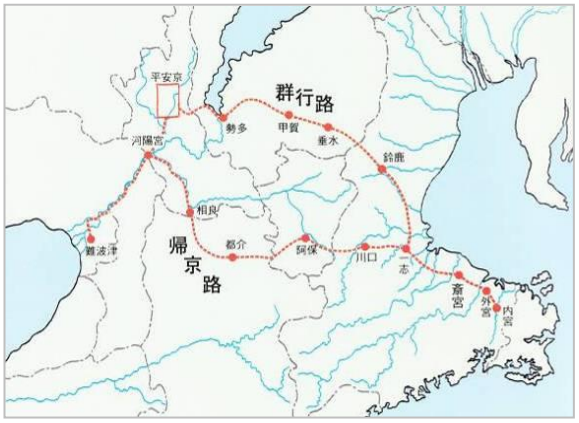

図 30　斎内親王参宮図部分　（神宮微古館農業館蔵）

斎王の最も重要な務めは、伊勢神宮の天照大神へ奉仕することであり、9月の神嘗祭、6月、12月の月次祭の年3回伊勢神宮に赴き、祭祀に参加していました。それ以外は斎宮において祭祀や年中行事を行い、清浄な生活を送っていました。

斎王は、天皇の譲位、崩御、近親者の不幸などの理由によって任を解かれるもので、これを退下といい、群行とは別ルートを通って帰京しました。

斎王のくらしは、貴族の日記や『伊勢物語』『大和物語』などの古典文学から知ることができますが、神に仕える神聖な生活だけでない都と変わらない優雅な生活であったと考えられています。

図 31　斎宮寮 1/400 模型（斎宮歴史博物館蔵）

また、斎宮には斎宮寮という役所が設置されていました（図 31）。その初見は、『続日本紀』大宝元年（701）条に「斎宮司」、「斎宮寮」の名を見ることができます。また、『類聚三代格』神亀5年（728）の勅には主神司、舎人司、水部司など 11 司が記されています。発掘調査でも平安時代を中心とする一辺 120mの区画が東西 7 列、南北 4 列の碁盤目状の方格地割が明らかになり、計画性をもった造営が行われていたことが窺え、土器に「膳」「殿司」「酒」「蔵」「水司」「水部」「炊」など役所名が書かれた墨書土器も出土しています。

斎宮寮に置かれた役所の構成や機能から見て、斎宮は、女性である斎王を中心としたミニチュアの朝廷の性格と祭祀的官衙の性格を備えていたといえます。

斎宮の造営初見は、『続日本紀』宝亀2年（771）の斎宮造営の記事です。斎宮は、斎王が卜定されてから、斎王のために造営が進められたと考えられます。これは、発掘調査で建物の建替えが繰り返されたと思われる数多くの柱穴が確認されていることからも、斎王ごとに造営されたことを裏付けています（図 32）。

整然と整備された斎宮も 10 世紀に入ると組織や財政面で変化が生じ、建物配置の計画性の後退、塀の消滅、建物規模の縮小化など衰退し始め、斎王の派遣も次第に途絶え、崩壊へと進んでいきました。

斎宮寮は常置の官衙ではなく、斎王が伊勢斎宮に赴任している期間のみ置かれた役所であり、前斎王が退下したあと、次の斎王が赴任するまでには数年間を要します。そのため、斎王不在期間が生じ、官人も斎王赴任のたびに任命されていたことから、斎宮は無人状態でした。

従って、斎王不在の間、斎宮の建物などは放置され、かなり傷んでいたと考えられます。この様子は、

伊勢参宮に通った人々の旅行記などから窺い知ることができます。平安時代末期の承安２年(1172)から文治３年（1187）の16年間、斎王が不在であった時に斎宮を訪れた西行は、『山家集』に「伊せに斎王おはしまさて、としへにけり、斎宮こたちはかりさかと見えて、ついかきもなきやうになりたりける」と記しており、ここからも斎宮の荒廃した様子が窺えます。

図32　建替えられている建物跡

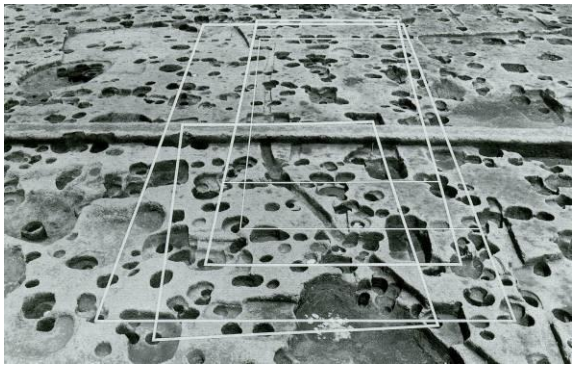

文永９年（1272）、伊勢の地に赴任した最後の斎王となった亀山天皇の愷子内親王が退下した後は、都で斎王が卜定されても、群行せず、斎王は伊勢斎宮へ62年間赴任することなく、ついに、建武元年（1334）後醍醐天皇の娘、祥子内親王が卜定した以後、斎王の卜定はなく、約660年続いた斎王制度は廃絶しました。

②中世の街道

交通路は、古代において造られた都と伊勢神宮を結ぶ官道「伊勢道」が中世においても伊勢神宮に参拝する街道（竹川道）として利用されています。この街道の他にも、その北側ルートを通る街道（坂本道）、方格地割の北から４番目の区画道路と重なり、近世に伊勢街道として再整備されるルート（飯高道）があったことが分かっています（図33）。また、中世後期には、伊勢国司北畠氏が南勢地域を支配するための重要な拠点としていた田丸城と伊勢街道を結んでいた田丸道があり、これらすべてが「斎宮」を通る道筋になっています。まさしく、斎宮は交通の要衝であったことが分かります。長禄２年（1458）３月８日の田宮寺別当代宗俊の目安に「田宮寺造営料所斎宮関」が、寛正５年（1464）５月26日付けの「内宮一禰宜荒木田氏経書状」（『氏経卿引付』）に柳原氏が２か所の関所を設置し、人別１２文を徴収していた記録もあり、多くの人が斎宮を通り、街道沿線に大きな経済効果をもたらし発達したと考えられています。

図33　中世街道図（「明和町史斎宮編」より）

竹川・斎宮を東に抜け約 1.5ｋｍ先には、安養寺があります。安養寺は、寺伝によると永仁５年（1297）に創建された臨済宗の寺で百間四方の境内の周りには堀が巡らされ、多くの堂塔が立ち並ぶ大寺院でした。室町時代には北畠氏によって手厚く保護されていましたが、天正年間（1573-1591）に織田信長の兵火によって伽藍がすべて焼失したと伝えられています。

図 34　安養寺跡（第２次調査　2003 年）

現在、小字名として「寺屋敷」の地名が残っているのみで安養寺があったとする面影はありませんが、平成 11 年（1999）から７次にわたって発掘調査され、塔頭などの建物や堀、回廊、橋が確認されています（図 34）。伊勢国司北畠氏が神三郡を支配しようとこの地にも勢力を伸ばしていました。北畠具教は、大淀に隠居としての城を永禄年間（1558-1569）に築き（大淀城）、具教の三男佐田左兵衛少将具郷が居城した佐田城、北畠顕信の末裔が築いた有爾中村城、家臣である黒坂主計亮長兵衛は池村城を築城しています。その他伝承地も含め、岩内城、上村城、斎宮城、鱗尾城、下御糸中村城、志貴城など町内に 10 か所の城跡があります。

（4）近世

図 35　領主別区域図
（『ふるさとの年輪』より）

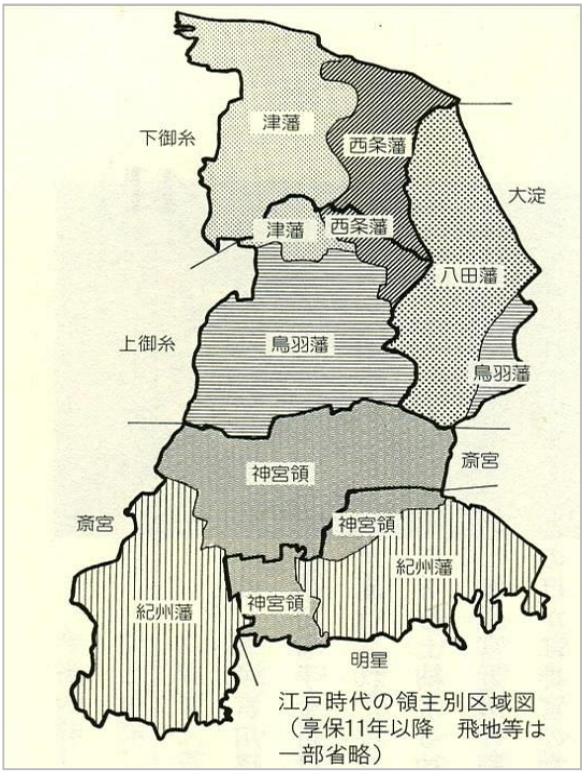

近世の町域は、33 か村からなっていますが、図 35 のように６つの領地に分かれていました。中大淀村、山大淀村、大堀川新田の３か村は八田藩領（加納家）、中村、川尻、北藤原、南藤原、田屋、志貴、内座、養田、丹川、前野の 10 か村は津藩領（名張藤堂家）、坂本、馬之上、中海、行部の４か村は鳥羽藩領（稲垣家）、濱田、八木戸、根倉の３か村は西条藩領（有馬家）、金剛坂、池村、上村、岩内、下有爾、新茶屋新田、蓑村の７か村は紀州藩領（徳川家）、佐田村は西条藩領と鳥羽藩領に分かれ複雑な編成を成していました。津藩は、藤堂家でしたが年貢は名張藤堂家に納めていました。西条藩の有馬家、八田藩の加納家は、紀州藩の家臣であり、享保 11 年（1726）大名に取り立てられた際、鳥羽藩の領地の一部を与えられたものです。このように領主のいない飛地的支配を受けていました。

また、斎宮、竹川、上野、有爾中、平尾の５か村は伊勢神宮の直轄地（神宮領）でした。伊勢神宮の門前町である宇治・山田やその周辺地域は神宮領と称されるものの、三方会合、宇治会合という住民組織が管理し、神宮領の実質はなく、斎宮村など神領 5 か村から出される年貢が伊勢神宮の収入源で、最も重要な経済的基盤でした。５か村の総石高は、3,423 石余りで、そのほぼ半分を斎宮村が有しており、斎宮村は神領 5 か村の代表として、大庄屋的な役割を果たしていました。庄屋であった乾家本家には、宝暦９年（1759）から文政元年（1818）までの 60 年間の神宮領の様子を克明に記録した『乾家御用留』が残っています。

伊勢街道沿いの町並みの成立

図 36　明星村（『伊勢参宮名所図会』より）

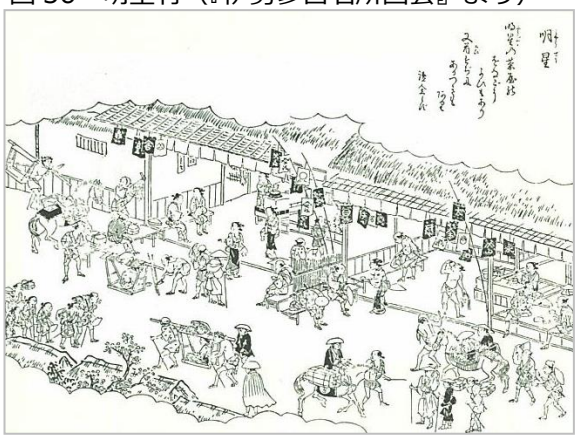

町内の中央を東西に貫く伊勢街道は、近世以降に盛んになった伊勢参宮の主要道で、伊勢をめざす旅人で賑わい、文化や情報の伝達路として機能し、町内においても街道沿いの約 7 ㎞ にわたって集落が発達しました。

上方からは、伊勢本街道が正規ルートとなっていましたが、峠が多かったために、初瀬から名張を経て青山峠を越え、六軒（松阪市）で伊勢街道と合流するルートをたどる参宮客が多くなりました。このように、本町の手前で、複数の街道が一つになったため、町内の街道は参宮客によって賑わいました（図 36）。松阪市と明和町の境には、祓川が流れていますが、この川は、斎王が都からの群行の際、ここで祓いをして斎宮に入ったことから祓川と呼ばれ、竹川、多気川、稲木川とも呼ばれていました。冬から春にかけての渇水期には、ここに板橋を架け、夏から秋にかけての増水期には、船で旅人を渡し、それぞれの橋銭・船銭を徴収していました。本町側にある竹川や金剛坂には、岡野屋、大文字屋、櫛田屋などの旅籠があり、他に街道沿いには、三木亭、浪速屋（斎宮）、三田屋（上野）、秋田屋（新茶屋）がありました。茶屋は釜屋、櫛田屋、白子屋、道具屋、和泉屋（本陣茶屋）、伊勢屋、車屋、小島屋、板屋、柳屋が、土産物屋は、竹八店、山城屋、的屋があり、特に、三忠が有名で擬革紙の煙草入れや菅笠を売っていました。他にうどん屋、そうめん屋、粉屋、合羽屋、笠屋、銭湯、髪結い、車屋、飴屋など参宮客相手の店が多く立ち並んでいました。

（5）近代・現代

新政府になると、神領 5 か村（竹川、斎宮、平尾、上野、有爾中）が明治 2 年（1869）に度会県に入り、その他の村は同 4 年（1871）に同県に編入されました。そして同 9 年（1876）に度会県全域が三重県に編入されました。このように神宮領でなくなったことにより、伊勢神宮との関係は、有爾郷であった蓑村で作られる素焼きの土器を神宮へ奉納することのみとなりました。

さらに、同 22 年（1889）市町村制により大淀村、下御糸村、上御糸村、斎宮村、明星村が成立しました。その後、数回の合併を経て、昭和 33 年（1958）9 月、三和町と斎明村が合併し、神郷町が成立し、同時に明和町と改称しました。

また、平成 15 年（2003）3 月には、近隣の 5 町村（明和町、多気町、勢和村、玉城町、度会町）で市町村合併任意合併協議会を発足しましたが、同年 12 月に同協議会は解散したため、合併することなく平成 30 年（2018）9 月に町制 60 周年を迎えました。

本町は、緑豊かな丘陵地や町の大半の面積を占める農地、白砂青松の海岸地帯などの豊かな自然に恵まれており、農地では米やトマト、イチゴ、ダイコン、とうもろこしなどが生産され、伊勢湾沿岸ではアサリやバカ貝漁、黒ノリの養殖などが行われ、自然に恵まれた特産品が豊富にあります。また、史跡斎宮跡をはじめとする歴史文化資源が溢れており、令和元年度では年間約 27 万人もの観光客が訪れています。

①廃仏毀釈と神社合祀による生活の変化

明治時代に入ると、新政府は神道の国教化を図るため、明治元年（1868）に神仏分離令を出したことにより、廃仏毀釈運動が起り、伊勢神宮のある三重県は特に強化されました。中でも明治３年（1870）に明治天皇が神宮参拝する決定を受けて、神領であった竹川、斎宮、平尾、上野、有爾中の５か村にあった９寺は、明治２年（1869）にすべて廃寺になっています（図 33）。その後、上野の安養寺、有爾中の興隆寺、斎宮の宗安寺などは復興していますが、地域の菩提寺が無くなったことで、竹川・勝見は全戸が、金剛坂、牛葉の一部は仏教から神道に移ることを余儀なくされ、葬式も神式で行っています。

図 37　年間通じて掛けられている注連縄
(平成 23 年（2011）11 月撮影)

明和町の全域において玄関のしめ縄は、その家に不幸がない限り年間通じて掛けられ、中央に付ける木札は、「蘇民将来子孫門」や「笑門」、商店などは「千客万来」を掛けています（図 37）。この風習は伊勢神宮周辺で見られるもので、明和町が神領であったことの影響と考えられます。

また、神社も伊勢神宮を頂点に行政区域と氏子区域を同じものにするため、神社の体系を再編成する神社合祀政策が、明治 39 年（1906）の勅令によって進められました。ここでも、伊勢神宮のある三重県は率先して整理を行い、県下の神社の９割が廃されました。本町も 100 以上あった神社が、竹大與杼神社、竹佐々夫江神社、畠田神社、明星神社、宇爾櫻神社、竹神社、中麻績神社の７社に整理されました。現在では、復祀、分祀で多少増えていますが、本来、神社で行われていた神事が合祀により氏神が遠い場所に離れてしまったことで、地域に根付いた神事は、寺と融合する形で伝統行事として残ることとなりました。このように、廃仏毀釈と神社合祀は人々の生活に関わっていた祭りなどの宗教行事や信仰のあり方を大きく変えるものになっています。

図 38　廃寺（赤）及び、合祀された神社（青）位置図

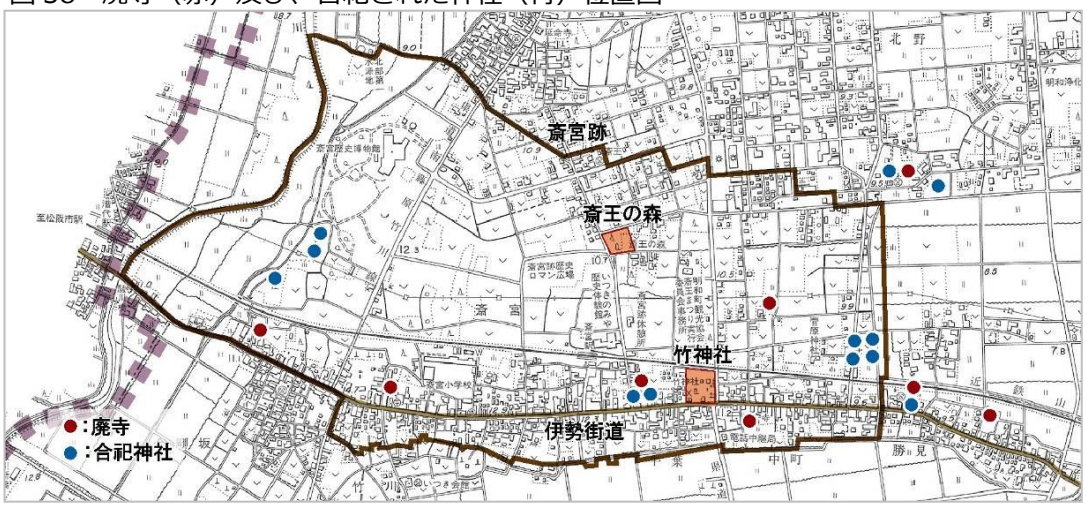

現在、町の無形民俗文化財に指定されている伝統行事である神事もこの影響を受け、寺で受け継がれています。斎宮地区の麻生の左義長（図 39）は、江戸時代から受け継がれているもので、４歳になった男子が氏神の織糸八王子社に氏子入りする神事ですが、八王子社は明治 41 年（1908）に竹神社に合祀されました。しかし、地元には少林寺があり、その境内に小祠が祀られています。祭りの当日は、「織糸八王子」「八幡大菩薩」の幟を２本立て神事が進められますが、入り子が少林寺の本尊薬師如来を礼拝

し、扇子を採る場面があります。

上御糸地区の馬之上に残る獅子舞（図 40）は、朝５時に円明寺に集まり、始めは氏神跡で舞い、最後は「円明寺」で舞います。同様に、坂本の獅子舞も「延命寺」の境内で舞っています。

下御糸地区に残る中村の安産祈祷相撲や志貴の精霊相撲に見られる子ども相撲も、神相撲として奉納していたものと考えられていますが、志貴は、「西光寺」、中村は、「陽珠院」でとり行われ、開始前に本堂で安産祈願が行われ、土俵にお神酒をかけます。

このように、明和町では、本来、神社で行われていた神事が、寺と融合する形で伝統行事として残り、明治政府の神社合祀政策は、逆に神仏習合の形態を生むこととなりました。

図 39　麻生の左義長

図 40　馬之上の獅子舞

②交通の発達による変化

伊勢街道の交通は、駕籠や馬から人力車や乗合馬車に変わり、街道を横断することも困難なほど賑わっていました。明治 22 年（1889）参宮鉄道会社が設立され、津市から山田町に至る計画がなされました。同 23 年（1890）７月、斎宮村の住民らは、鉄道が通ることにより参宮客が素通りして打撃を受けることを恐れて、「参宮鉄道布設中止」の請願を内閣総理大臣に提出しましたが、同 26 年（1893）に津～宮川間に参宮鉄道が開通しました。次第に旅人は減少し、人力車や馬車などの乗物業や旅籠、茶屋、土産物屋など参宮客を相手にしていた人々は廃業に追い込まれました。その後、地元では、鉄道の利便性と経済効果が見直され、大正期に鉄道誘致の運動が行われています。

昭和５年（1930）３月、伊勢街道とほぼ並行して参宮急行電鉄（現 近畿日本鉄道株式会社）が開通し、斎宮駅と明星駅ができ、さらに南側には、同年 12 月に伊勢電鉄が開通し、南斎宮駅と南明星駅ができました。このことにより、鉄道会社に就職する人も増え、また、大阪方面との交通が便利になったため、「伊勢たくあん」の生産が活発となり、生活形態に変化をもたらしました。

この伊勢電鉄は、昭和 11 年（1936）９月に参宮急行電鉄に合併され、伊勢線と呼ばれましたが、昭和 17 年（1942）に廃線となりました。

しかし、昭和 28 年（1953）の第 59 回の伊勢神宮式年遷宮に合わせてこの廃線跡を道路として整備し、昭和 27 年（1952）12 月１日、日本で初めての有料道路（図 41）として開通し、昭和 42 年（1967）３月の無料化に伴い国道 23 号となりました。その後、昭和 50 年（1975）10 月に、海岸側に開通した南勢バイパスが国道 23 号となっ

図 41　日本初の有料道路（『三重県史』より）

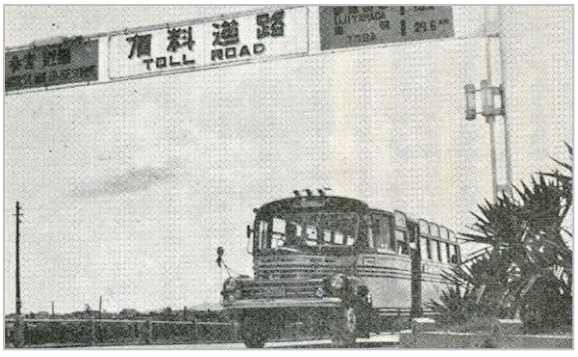

たため、現在は、県道鳥羽・松阪線となり主要幹線道路として機能しています。

③第七航空通信連隊

旧斎宮村字北野に、昭和 17 年（1942）に航空通信兵の養成を主目的とした第七航空通信連隊が編成されていました。連隊名は秘匿とされ、通常は中部 128 部隊と呼称されていました。後に師第 550 部隊とも呼称されましたが、一般には 128 部隊と呼ばれていました。約 60 町歩の広大な土地が開墾によって軍用地に振り返られ、基地内には８中隊があり、部隊員が 2,000 人を超える規模でした。昭和 20 年、終戦を迎える前に部隊は解散しています。

戦後は、入植地として払い下げられ、現在、約 700 世帯からなる住宅地となって北野自治会が形成されています。当時の面影は、道路網が生活道路としてそのまま残っているほか防空壕なども残っています。

図 42　第七航空通信連隊

第２章　明和町の文化財の概要と特徴

１　文化財の指定等状況（令和２年（2020）３月現在）

町内には、国指定文化財として、重要文化財が２件（彫刻１件、考古資料１件）、史跡が２件、天然記念物が１件の５件が指定されています。

県指定文化財としては、有形文化財が 20 件（工芸品４件、絵画２件、書籍２件、古文書３件、考古資料９件）、史跡が１件の 21 件が指定されています。

町指定文化財としては、有形文化財が 17 件（建造物２件、彫刻８件、工芸品１件、古文書４件、考古資料１件、絵画１件）、無形民俗文化財が８件、史跡が５件の 30 件を指定しています。

本町の指定文化財の件数は、表７のとおりです。

表７　指定等文化財の一覧表（令和２年（2020）３月１日）

	有形文化財							民俗文化財	記念物		
区分	建造物	絵画	書跡	彫刻	工芸品	古文書	考古資料	無形の民俗文化財	遺跡	動物、植物、地質鉱物	合計
国指定				1			1		2	1	5
県指定		2	2		4	3	9		1		２１
町指定	2	1		8	1	4	1	8	5		３０
合　計	2	3	2	9	5	7	１１	8	8	1	５６

図 43　史跡斎宮跡全景

図 44　文化財の指定状況（美術工芸品等を除く）

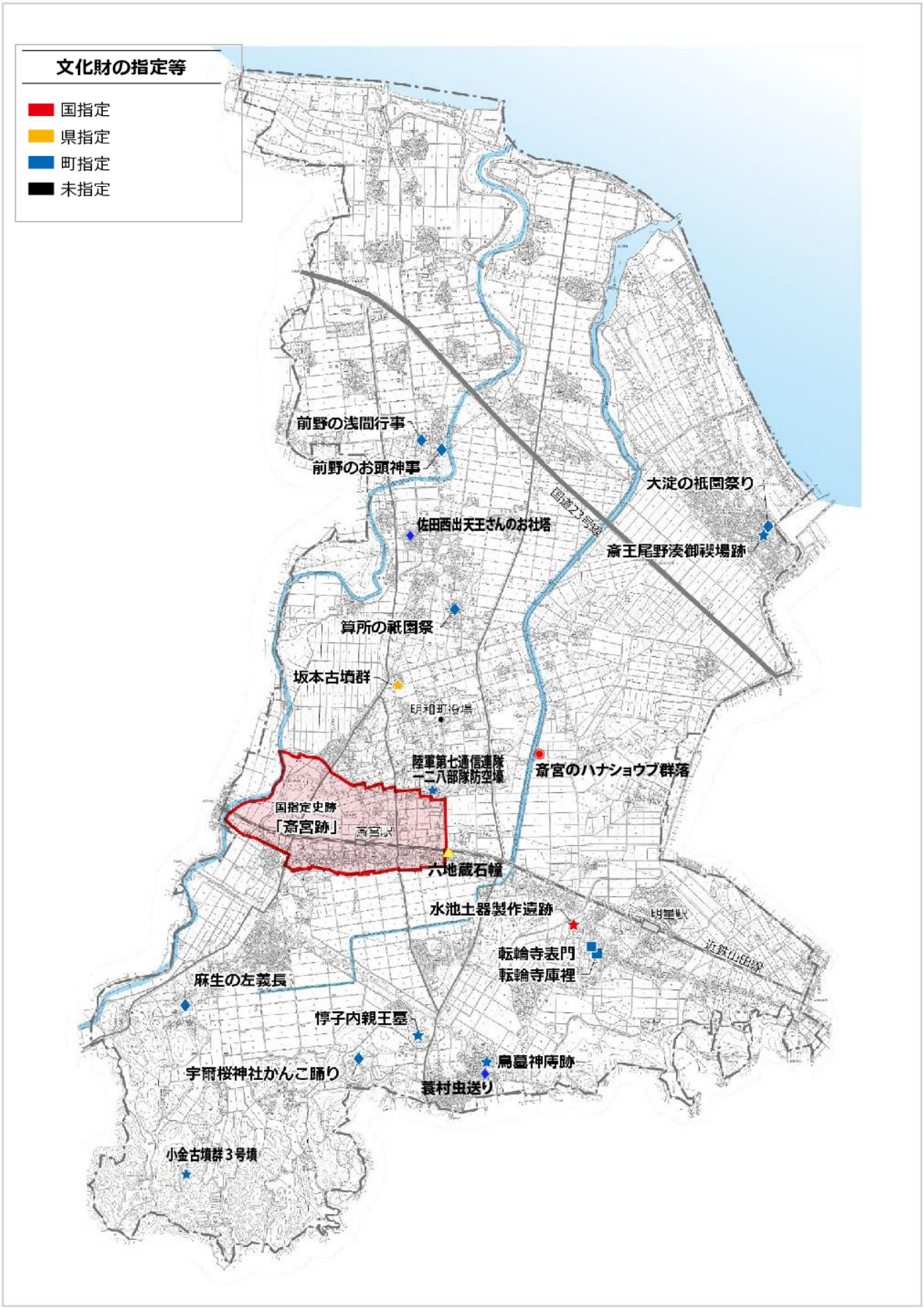

（１）国指定文化財

当町の国指定文化財は、埋蔵文化財に関するものが半分以上を占め、斎宮跡に関連したものが多い特徴があり、分布も町南部の斎宮地区に集中しています。

「斎宮跡」（図 43）は、天武天皇２年（673）から約 660 年間続いた、歴代天皇に代わって天照大神に仕えた斎王の御殿や斎宮寮（役所）があった場所で、昭和 44 年（1969）に団地開発が計画された際、昭和 45 年（1970）からの事前発掘調査によりその存在が確認され、昭和 54 年（1979）に東西約２km、南北約 700m、面積 137.1ha という広大な範囲が指定されました。また、同遺跡出土の考古資料の内、2,661 点については、「三重県斎宮跡出土品」（図 45）として平成 21 年（2009）に重要文化財として指定されています。これらの資料には土師器や須恵器等の土器のほか木製品や金属製品も含まれ、斎宮跡の実態を解明していく重要な資料です。

図 45　斎宮跡出土品（斎宮歴史博物館蔵）

「水池土器製作遺跡」は、昭和 48 年（1973）の宅地開発計画の事前調査により発見され、土師器を焼く窯や原料である粘土を蓄える土坑、井戸、作業場等といった土器製作工房としての施設がすべて揃っている貴重な遺跡として、昭和 52 年（1977）に約１ｈａが指定されました。

他にも、重要文化財として「木造諸尊仏龕」（彫刻）（図 46）、天然記念物として「斎宮のハナショウブ群落」（図 47）が指定されています。

図 46　木造諸尊仏龕（個人蔵）

図 47　斎宮のハナショウブ群落

（2）県指定文化財

県指定文化財は、各地区の個人や寺社で所有されている状況で、大淀や明星など、ほぼ全町的に分布しています。国指定文化財が古代の文化財が多いのに対し、県指定は、多様な時代の文化財が指定されている状況です。

「坂本古墳群」（図 48）はかつて 120 基以上の古墳から構成されていた 7 世紀前半頃を中心に築造された古墳群で、現在は全長 38mの前方後方墳である坂本 1 号墳をはじめ 6 基の古墳が保存されています。坂本 1 号墳の主体部からは 7 世紀前半の「金銅装頭椎大刀」が出土し、被葬者と大和王権との深い関係性が伺われます。こうした歴史的背景が影響し、後に斎宮が本町に置かれることになった可能性も考えられます。

その他、鎌倉時代に安養寺を開山した癡兀大恵（仏通禅師）に関わる「仏通禅師所用法衣並びに伝来什物」や印信や禁制などを記した「紙本墨書安養寺文書」（図 49）などが指定され安養寺に伝来しています。また、伊勢街道沿いに残る室町時代の「六地蔵石幢」（図 50）や「大淀村二天八王子社神事頭番帳」など中世期の本町の集落の一端を伺うことができる資料が中心に指定されています。

また、本町には三重県立の斎宮歴史博物館および三重県埋蔵文化財センターが所在しており、斎宮に関わる美術工芸品や県内の遺跡から発掘調査で出土した考古資料などが同施設において管理されています。これらの諸資料は、同施設において研究・調査が進められるとともに、企画展などの展示を通じて広く情報発信が行われ、町民をはじめ県民の生涯学習の拠点となっています。

図 48　坂本古墳群

図 49　紙本墨書　安養寺文書

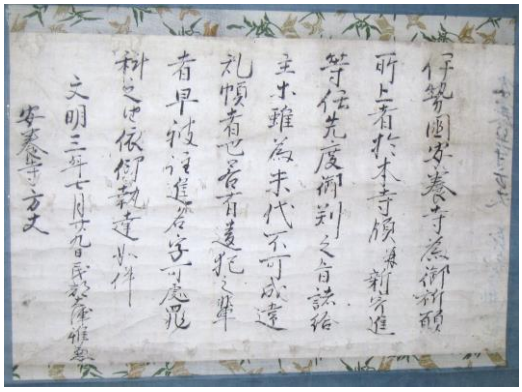

図 50　六地蔵石幢

（3）町指定文化財

町指定文化財は、各地区の自治会や寺社、個人が所有する様々な時代、種別の文化財を指定しています。全町的に指定されており、各地区に多くの文化財があることがわかります。

有形文化財の内、彫刻が８件で最も多く、平安時代や鎌倉時代前期に遡る仏像も含まれています。こうした仏像は下御糸地区など沖積平野に立地する集落において人々の篤い信仰を受けて継承されてきたものが多く、集落の歴史を伺うことができます。建造物は「轉輪寺表門」（図 51）「轉輪寺庫裡」を指定しています。表門は、田丸城（玉城町）の門であったと言われています。庫裡は、江戸初期に轉輪寺の本堂として建築されたものです。

図 51　轉輪寺表門

図 52　町指定　大淀の祇園祭

無形民俗文化財としては、「前野のお頭神事」、「麻生の左義長」、「大淀の祇園祭」（図 52）、「算所の祇園祭」、「前野の浅間行事」、「宇爾櫻神社かんこ踊り」といった祭事があり、町内の各地に点在しておりそれぞれの地区住民によって受け継がれています。

史跡としては、「鳥墓神庫跡」、「惇子内親王墓」、「斎王尾野湊御禊場跡」といった「伊勢神宮」や「斎宮」と関連の深い場所が指定されています。

（4）その他の文化財

本町では指定文化財以外にも未指定文化財や文化財保護法に規定されないものの当町の歴史文化を物語る上で欠くことができない文化遺産が、町内全域に広く分布しています。こうした文化財および文化遺産は全時代にわたる広範なもので、本町において古くから人々の生活が営まれてきたことがわかるだけでなく、現在もこうした豊かな歴史的・自然的背景を基盤として営々と生活が続けられています。そのため、町内の各集落では中近世の景観が色濃く残され、式内社を氏神とし、平安時代の仏像を本尊として篤く祀っている集落も所在しています。こうした数多くの資料について、現在明和町では本計画の作成と合わせて「文化財リスト」としてデータベース化をすすめています。リストはこれまでの調査等で把握してきたものを中心に 11,059 点にのぼります。これらの内、2,528 点が町内の各地区で継承されているもので、残る 8,531 点については町史編纂事業やふるさと会館事業などで収集され町において収蔵・管理しているものです。各地区での文化財リストを文化財の種類別に分類すると表８のようになります。

表８から読み取れる特徴として、有形文化財の点数が多くなっています。これらの資料は近世以降の古文書が多数を占めており、個人や自治会が所有しているものが圧倒的に多い現状です。特に近世に伊勢街道が通り、神宮領の中心であった斎宮地区において特に資料数が多くなっています。次に遺跡の数が多く、これは史跡斎宮跡や水池土器製作遺跡をはじめとした周知の埋蔵文化財包蔵地が数多く把握されているためです。遺跡の分布についても、斎宮地区に集中して分布する傾向にあり、大淀や下御糸地区など沿岸部では少なくなっています。こうした背景にも明和町が斎宮や伊勢神宮と深い関係を有しな

がら人々が活動をしてきたことがうかがえます。斎宮に関しては、遺跡のみならず町内各地に伝説や伝承地が点在することも特徴の一つで、地域住民が斎宮・斎王に対して顕彰を通じて後世に守り伝え、愛着や興味関心が醸成されてきたためといえます。また、古墳の分布数も狭い町域に比べて密集しており、上御糸地区の坂本古墳群は台地上に古墳群が形成される一方、斎宮および明星地区では丘陵部にいくつかの古墳群が形成されるなど多様なあり方を示しています。建造物は寺院や神社に関するものが多く、各地区で平均的に分布しています。また伊勢街道沿いの建造物や伝統産業に関わる建造物も現存しています。

表８　その他の文化財（各地区別）

	有形文化財（建造物）	有形文化財	無形文化財	民俗文化財（有形・無形）	遺跡	名勝地	動物、植物、地質鉱物	文化的景観	伝統的建造物群	文化遺産	合計
大淀	24	85	1	12	69	10	3	0	0	5	209
上御糸	27	149	0	5	230	0	0	4	0	2	417
下御糸	21	140	1	0	71	0	0	0	0	3	236
斎宮	27	474	0	24	605	0	1	2	0	4	1137
明星	42	273	1	47	158	0	6	0	0	2	529
5地区合計	141	1121	3	88	1133	10	10	6	0	16	2528
町収蔵資料	0	8531	0	0	0	0	0		0	0	8531
総計	141	9652	3	88	1133	10	10	6	0	16	11059

第 3 章　明和町の歴史文化の特徴

第 1 章および第 2 章において本町の歴史文化について、自然環境・社会環境・通史・指定文化財・未指定文化財・文化遺産の観点からその概要を述べました。これらの諸要素は指定・未指定に関わらず本町の歴史文化を形成する唯一無二の文化財・文化遺産であり、一見普遍的なものでも、それぞれの付加価値やストーリーの存在によって、個々の文化財・文化遺産は地域の歴史文化全体を特徴づけるものとなります。

ここでは、三重県多気郡明和町という範囲で歴史文化を取り上げる際、中心となる要素として、第 1 章および第 2 章で既に概要を述べた事項から、明和町の歴史文化の特徴は次の 3 点を挙げることができます。

1　斎王・斎宮に関する歴史文化

2　伊勢神宮に関する歴史文化

3　多様な環境に適応した人々の営みに関する歴史文

以下、それぞれの項目について特徴を述べます。

1　斎王・斎宮に関する歴史文化

本町には、天皇に代わって伊勢神宮の天照大神に奉斎するため伊勢国に派遣された斎王の居所である斎宮が置かれていました。斎王は、都を離れ遠く伊勢の地で、国の平安と繁栄を祈ることが求められていました。斎王ならびに斎宮の解明は、伊勢神宮の創始、古代国家祭祀の解明に大きく関係しており、昭和 54 年（1979）3 月 27 日の史跡指定を受け、調査・研究が進められています。

史跡斎宮跡の指定範囲は 137.1ha と広大で、史跡内には 6 自治会（竹川・牛葉・中町・坂本・斎王・北野）・600 世帯約 2,000 人が生活しています。これは面積では町の約 3.3%、人口では約 8.6%を占めるほどの規模で、町の歴史文化の特徴のみならず町行政にも大きな影響があります。

（1）祈る皇女斎王のみやこ　斎宮

①神話の時代

斎王の歴史は古くは日本神話の時代まで遡るとされ、『古事記』・『日本書紀』によれば、伊勢神宮創始の伝承にあらわれる崇神朝まで遡り、伝説の初代斎王は天照大神の御杖代であった豊鍬入姫命とされています。倭姫命がそのあとを引継ぎ、天照大神の鎮座される場所を探し求め諸国を旅し、伊勢の地にたどり着いたとされています。鎌倉

図 53　大淀海岸

時代の『倭姫命世紀』では、倭姫命は伊勢の地を巡る中で、大淀海岸（図 53）に上陸し、佐々夫江行宮を造り、カケチカラ行事の発祥となる伝説が生まれたとされています。

大淀地区は伊勢湾に面した古くからの良港で、大淀という地名も浪穏やかな環境を倭姫命が喜び名付けられたと伝えられています。大淀地区には式内社竹大與杼神社が鎮座しているほか、佐々夫江行宮跡（図 56）と伝承される付近には式内社竹佐々夫江神社が鎮座しており、当地区の歴史が古いことを伺わせます。

図 54　カケチカラ発祥の碑

カケチカラ行事は、一羽の真名鶴が一株で八百もの穂が実った稲を天照大神の御前に懸け奉った（懸税）ことが起源とされ、伊勢神宮の重要な儀式の一つである神嘗祭に繋がっているとされています（図 54）。行宮跡の附近には、関連する八握穂社跡の伝承地（図 55）もあります。カケチカラ発祥地とされる根倉自治会の由来についても「稲倉」に由来するとされています。昭和 21 年（1946）に斎宮村の有志によって神宮へのカケチカラの奉納が再興し、昭和 25 年（1950）に「かけちから会」が結成され、昭和 26 年（1951）に社団法人化されました。現在、中村自治会の畠田神社社務所には「伊勢神宮カケチカラ会」の事務局があり、毎年神嘗祭に合わせて新穀が奉納されています。

図 55　八握穂社旧跡碑

その他、浜田の海岸部にも倭姫命が定められたとされる白浜真名胡神社の跡が伝承されています。現在、こうした伝承地の多くには石碑が建立され、本町と神宮創始に関わる神話との関係の深さを今に伝えています。

図 56　佐々夫江行宮跡

※参考文献:『斎宮跡発掘調査報告Ⅰ』、『律令国家と斎宮』、『明和町史』（旧版）、『伊勢神宮カケチカラ会栞』、『大淀郷土史』、

②斎王制度

斎王制度が整うのは、律令国家が整えられはじめた天武朝の大来皇女からと考えられています。以降、制度は飛鳥時代から南北朝時代までのおよそ660年という長きに亘り続き、その間 60 数名の斎王が派遣されたとされています。斎王は、天皇の即位に際し、未婚の内親王もしくは女王の中から卜定され、宮城内の初斎院、宮城外の野宮での潔斎の後、長奉送使以下数百人を従えて伊勢国に赴きました。

斎王の伊勢国赴任は群行と呼ばれ、群行路は都の変遷に伴って変更があるものの、平安時代の仁和２年（886）に鈴鹿峠を越える「阿須波道」が開通した以降は、近江国府、甲賀、垂水、伊勢国鈴鹿、一志の五か所に頓宮を設け、平安京から５泊６日の行程が定まりました。明和町西域を南北に流れる祓川は、斎王が群行の最後に禊を行う川とされています。こうした群行の様子は、現在地元の実行委員会によって斎王まつりとして再現され、毎年雅やかな平安絵巻を楽しむ多くの観光客で賑わい、町の一大イベントとなっています。

斎王を支えるため令外官として斎宮寮が設けられ、斎宮頭（長官）を筆頭に総勢 500 人以上の人々が斎宮で執務をしていました。このような大規模な公的機関であった斎宮には、近隣の国々からさまざまな物資が集積され、斎宮寮の財政を支えていました。斎宮に調や庸などの税物を納めていた国は 18 ヵ国にのぼり、西は近江国から東は常陸国までの広範囲に及んでいました。これらの品々はそれぞれの国の地域的な特色に応じたものが多く、地方にありながら多彩な食材が集まる地としての側面もありました（図57）。また、都との人的な往来も多く、こうした人々の交流を通じて都の文化がもたらされ、斎宮は当地方における文化の中心地でもありました。

斎王の交代は、天皇の崩御や譲位によって新たな天皇に代わる場合と、肉親が死ぬなどの不幸があった場合、あるいは斎王自身の病などに限られていました。赴任を終え、無事に都に戻った斎王もいる一方、斎宮で亡くなった斎王もいました。町内には、斎王の墓として馬之上自治会に「隆子女王の墓」（図 58）（宮内庁陵墓）、有爾中自治会に「惇子内親王墓」（図 59）（町指定）が伝承されています。隆子女王は醍醐天皇の孫にあたり、斎王として赴任しましたが、天延２年（974）閏 10 月 17 日に天然痘により亡く

図 57　諸国から斎宮にもたらされた物資

図 58　隆子女王の墓

図 59　町指定惇子内親王墓

図 60　隆子女王千年祭（昭和 49 年）

なったとされ、在任中の斎王の死は斎王制度上始まって以来のことでした。明治時代に地元で「小松塚」と呼ばれていた古墳（寺山１号墳）は、宮内庁の陵墓指定を受け、毎年女王の命日にあたる 12 月７日に宮内庁職員と地元関係者により「隆子女王正辰祭」（図 60）が行われています。惇子内親王は後白河天皇の娘で、高倉天皇の即位に伴い斎王に卜定されましたが、承安２年（1172）５月３日に痢病を患い斎宮で亡くなりました。有爾中自治会の発シ古墳群では、明治期に村有墓地の拡張工事にともない須恵器や鉄刀が出土し、地元で「堀川塚」と呼称していたことから、「堀川斎宮」と呼ばれていた惇子内親王の墓ではないかと三重県を通じて宮内省へ届けられました。宮内省の調べの結果、陵墓指定はなされませんでしたが、地元では伝承を大事に受け継ぎ大切に管理されています。

※参考文献：『斎宮跡発掘調査報告Ⅰ』、『律令国家と斎宮』、『明和町史斎宮編』

③斎宮での日々

斎宮に赴任した斎王は、９月の神嘗祭、６月、12 月の月次祭の年３回のみ伊勢神宮に赴き天皇に代わって祈りを捧げていました。大淀地区には神嘗祭に奉仕する前に身を清めたと伝えられる斎王尾野湊御禊場跡（町指定）（図 61）が、大淀の浜辺近くに残っています。また、斎宮の近くを流れる祓川（図 62）は月次祭に奉仕する前に身を清めた川と比定され、周辺には「祓戸」の地名が残っています。

図 61　町指定　斎王尾野湊御禊場跡

図 62　祓川

斎王制度が整い、最も華やかであった平安時代、斎王の斎宮での暮らしは祈りを捧げる慎ましやかな生活の一方、十二単を纏い、貝覆いや盤すごろくを楽しみ、歌を詠むといった都のような雅やかな生活であったようです。斎王の身の回りの世話や庶務などは 50 人近くの女官が行っていました。こうした状況を物語るものとして、史跡斎宮跡内での発掘調査では国内最古級の平仮名いろは歌の墨書土器（図 63）が出土し、斎王に仕える女官の教養の高さを示しています。また、町南部池村の長谷町遺跡からは平安時代の火葬骨を納めた蔵骨器が出土しています。埋葬されたのは科学分析から女性であることが分かっており、斎宮に関わる高貴な女性を想定させます。

図 63 史跡斎宮跡から出土した「平仮名いろは歌」墨書土器

斎王は斎宮で厳重な慎みを保ち、祈りの日々を過ごしながら、神と人との架け橋となっていました。神に仕える身であるため恋愛を禁じられていましたが、斎王を題材にした文学も多く伝えられています。その一つが平安時代の『伊勢物語』で、69 段「狩の使」には、在原業平と斎王の一夜の出会いが描かれており、その真実性について長らく学界でも議論が交わされています。こうした物語の故事にちなみ、大淀には斎王が在原業平との別れを惜しみ松の下で歌を詠み交わしたという伝承があり、地元では「業平松」（図 64）と呼ばれ地域のシンボルとして大事にされており、「業平保育所」や「業平会館」など公共施設の愛称にもなっています。初代業平松は巨木であったそうで、江戸時代に枯死してしまっ

た際には当時の駿府代官古郡重年が惜しみ、延宝８年（1680）に二代目業平松を植えたと伝えられています。二代目業平松も年月を経て巨木に成長し、昭和 12 年（1937）に三重県から天然記念物に指定されていましたが、残念ながら昭和 50 年頃に枯死してしまいました。その後、伊勢神宮より譲り受けた松の苗木を新たに植樹し、現在三代目に至っています。また、『源氏物語』には斎王をモデルとした人物が登場しています。光源氏をめぐる葵の上と六条御息所の攻防は『源氏物語』の中でも有名なシーンですが、この六条御息所は最終的に斎王に選ばれた娘と一緒に伊勢に向かい、斎宮に暮らすというものです。これは、実際に娘に付き添って斎宮に赴いた徽子女王、規子内親王親子がモデルとなっています。他にも「竹河」の帖には、今も残る斎宮の地名、「竹川」が登場します。竹川は現在の祓川に比定されています。「竹川」にあった花園には、四季の花が植えられ、斎王も楽しまれていたと伝えられています。現在も小字名として「花園」という地名がみられます（図 65）。他にも、『大和物語』『更級日記』『栄華物語』『大鏡』などの古典文学に斎王・斎宮が登場しています。

※参考文献：『斎宮跡発掘調査報告Ⅰ』、『律令国家と斎宮』、『長谷町遺跡・斎宮池遺跡・真木谷遺跡・与五郎谷遺跡発掘調査報告』、『大淀郷土誌』

図 64　業平松（昭和 13 年）『三重縣知事指定史跡名勝天然記念物』より

図 65　竹川の花園

④斎宮跡の保護と解明

図 66　御館の碑（大西源一氏撮影　昭和 4～5 年頃か）

図 67　畑の中に残る「御舘」の石碑

飛鳥時代以降続けられてきた斎王制度ですが、文永元年（1264）の亀山天皇の異母姉妹である愷子内親王の群行が最後とされ、後醍醐天皇の元弘３年（1333）に娘の祥子内親王が斎王に卜定されたものの伊勢への赴任はなく、南北朝時代以降は国内の兵乱によって斎王制度は廃絶してしまいます。康永元年（1342）足利尊氏の侍医である坂十仏は『伊勢太神宮参詣記』の中で「いにしへの築地の跡と覚て、草木の高き所々あり。鳥居は倒て、朽残りたる柱の道によこたわる」と記し、斎王制度途絶後の荒廃を伝えています。15 世紀中頃になると、斎宮は地名となり、地元で暮らしの中に生き続けました。斎宮に住む人々は、先祖代々語り継がれてきた斎王・斎宮の存在を信じ、斎王の御殿があったとされる場所を「斎王の森」、斎宮の人々に親しまれている竹神社を「野々宮」と呼び、神聖な土地として大切に護り後世に伝え残してきました。

その他、斎宮に関連する可能性がある小字名として、史跡斎宮跡内には御舘・楽殿・上園・下園・柳原・鈴池や絵馬堂跡や呉竹の藪跡などがあり、周辺部にも祓所の森・馬渡・祓戸・神宮・花園・二束田・宇田明神・笛川・有明池・木葉山・北野山・蛭ノ沢の花園（国指定天然記念物：斎宮のハナショウブ群落）などがあります。また、町内を見渡しても、町北部の北藤原には御黛山や藤原の地名、大淀には在原業平に関連する駒除の松・車宿・馬止、町南部蓑村の鳥墓の神庫跡（町史跡）など斎王に関する伝承地が町内全域にわたって点在しており、顕彰のための石碑（図 66、図 67）が建てられています。

※参考文献：『明和町史斎宮編』、『斎宮村郷土誌』

2　伊勢神宮に関わる歴史文化

古代から中世にかけて斎宮が置かれた明和町は、その歴史的性質から斎王制度が廃され斎宮が興廃した以降も伊勢神宮と深い関係が続いており、本町の文化的特徴を形成しています。明和町中央部（斎宮地区の一部）、かつての多気郡多気郷に比定される地域には、前述のとおり斎宮が設置され、天皇に代わって伊勢神宮に仕えた斎王の居所がありました。ただし、明和町と伊勢神宮との関係は明和町中央部の斎宮地区に限らず、町の全域に及んでいることも特筆すべき点です。その関係性は町内のエリアでも性格が異なっており、古代の郷域と照応しています。

（1）紡織文化　神御衣～御糸織

明和町北部（大淀・上御糸・下御糸地区）は、かつての多気郡麻績郷に比定され、中世以降には一部の地域は「御糸郷」や「御糸五郷」などと呼ばれていました。古代、この地域には服部神戸氏や麻績氏がいたとされ、紡織業と関わりが深い地域です。麻績氏は神御衣を織る麻績部を管掌する氏族で、『日本書記』崇神天皇七年八月己酉条に「伊勢麻績君」の名が見えるほか、『皇大神宮儀式帳』には孝徳天皇の立評時に、「竹村屯倉」（多気郡）を立て、「麻績連広背」が督領となったこと、『日本三代実録』元慶７年(883)十月二十五日条に多気郡擬大領として「麻績連豊世」の名が見えます。その後も 10 世紀中ごろまで諸史料に郡司として麻績氏の名が見え、麻績郷を根拠地と活動していたことが知られています。上御糸地区中海自治会の「中海」は、かつての麻績郷の中心を意味する「中麻績」が訛ったとされ、郷名を冠した式内社麻績神社が鎮座しています。

図 68　藍で染められた糸の乾燥風景
御糸織物株式会社

町外には、隣接する松阪市には神服織機殿神社と神麻続機殿神社が鎮座し、両社では今も地元住民により伊勢神宮の天照大神に奉納する「神御衣」が織られています。「神御衣」は毎年春と秋に天照大神を祀る内宮と別宮の荒祭宮にのみ奉納され、神御衣祭は神嘗祭と並ぶ重要な祭祀と位置付けられてきました。絹（和妙）は神服織機殿神社（現松阪市大垣内町、「下機殿」）で、麻（荒妙）は神麻続機殿神社（現松阪市井口中町、「上機殿」）で、それぞれ５月と 10 月に織られています。

また、小藪自治会には織物との関係をうかがわせる織殿神社も鎮座しています。小藪にはかつて機殿神社に奉仕した人々が多く住んでいたとされ、機殿社へ往来したという「禰宜道」が伝わっています。その他、松阪市域の出間町には服部伊刀麻神社跡もあることから、隣接する松阪市にまたがる広大なエリアが紡織によって伊勢神宮と関わりが深かったと考えられます。なお、町南部の麻生自治会にも棚織姫命を祭神とした織糸神社がありましたが、現在は竹神社に合祀されています。

江戸時代に江戸で人気を博した「松阪木綿」の原産地の一つは明和町の当該域であり、台地上に立地する地形を活かした綿花栽培が盛んに行われるとともに、手染め・手織りの木綿織物が作られ、松坂の大店を通じて江戸表へ出荷されました。松阪木綿は安価な上に、藍染の風合いと多様な立縞は江戸庶民に好まれ、「マツサカを着る」という言葉を生んだほどでした。大淀地区では、漁港を有していたことから享和４年（1804）の史料には土屋金六と西村源兵衛が藍問屋を営んでいたことが記されています。藍問屋では木綿を染める藍玉を阿波国から神社港（現伊勢市）を中継して大淀港に荷揚げし、法田（現松阪市）の藍染問屋である村林家や黒部家に納めていました。また、享保 11 年（1726）の「勢州多気郡中大淀村高辻村指

出帳」には、綿花の栽培には大量の肥料が必要であったため干鰯を取引する商人がいたことが記されています。一方、安政４年（1857）の『神宮編年記（抄）』では、神領五箇村において染めの材料である藍や肥料となる菜種が盛んに生産されていたことが記されています。

明治以降は機械織りに移行し大規模な工場が設けられ生産が続けられました。『松阪綿織業に就いて』によれば、明治 36 年の時点で明和町内では松阪木綿組合に、染色業として下御糸村（中村、田屋、養川）で３軒、上御糸村（前野、佐田）で３軒の合計６軒の業者が加入していました。また、大淀地区の２軒の業者も松阪木綿の取引を行っていたことが記されています。

昭和８年に松阪市で開催された「三重県産業共進会」には御糸村の前田伍平が出品し、優等牌を受賞しています。前田織布工場は下御糸地区中村にあり、開業当初は藍染を行っていました。昭和９年時点では、明和町内において前田織布工場の他に養川の西口工場、大淀の西村工場、斎宮の山本工場で松阪木綿が生産されていました。

その他、町内の紡織業に関わる事例として、田屋自治会にもかつて染めを行っていたことを伺わせる「紺屋」という屋号が見られ、上御糸地区前野にはかつて小字名として「紺屋垣内」という地名がありました。

時代を経て生産業者は減少しましたが、現在も下御糸地区養川（ようかわ）自治会内の御糸織物株式会社が「御糸織」のブランド名で藍染めから織りまでの一貫生産を継続しており、古代から続く紡織生産の伝統を紡いでいます（図 68）。

※参考文献：『三重県史通史編原始・古代』、『明和町史史料編第二巻文書史料文書史料解説』、『神宮の和妙と荒妙　神宮広報シリーズ（四）』、『明和町史』（旧版）『松阪木綿－史料に学ぶ木綿の歴史－』

（２）土器の文化　神宮奉納土器

明和町南部（斎宮地区の一部および明星地区）は、かつての多気郡有爾郷（うにごう）に比定されています。この地域は古代より素焼きの土器（土師器）を生産する地域であったことが発掘調査から分かってきています。また、郷名の「有爾（うに）」も、土器を作るための「埴土（はにつち）」から訛ったとされます。有爾郷に関係する地名として「有爾中（うになか）」・「下有爾（しもうに）」・「有爾の上村（うにのうえむら）」などが見られ、かつての郷域を垣間見ることができます。土器生産との関係を示すように、蓑村自治会の鳥墓（とつか）神社（祭神：埴安神）や土器作りに関わる神とされる采女忍比売命を祭神とする式内社有弐神社跡が所在するほか、「は祢穴（ねあな）」・「諸干（ぼろぼし）」など土器生産に関わると考えられる小字名も見られます。

土師器は在来の伝統的な土器で古来より神事に重用されてきました。斎宮においても祭祀（さいし）や饗宴（きょうえん）に用いられたのち一括で廃

図 69　土師器焼成土坑模式図

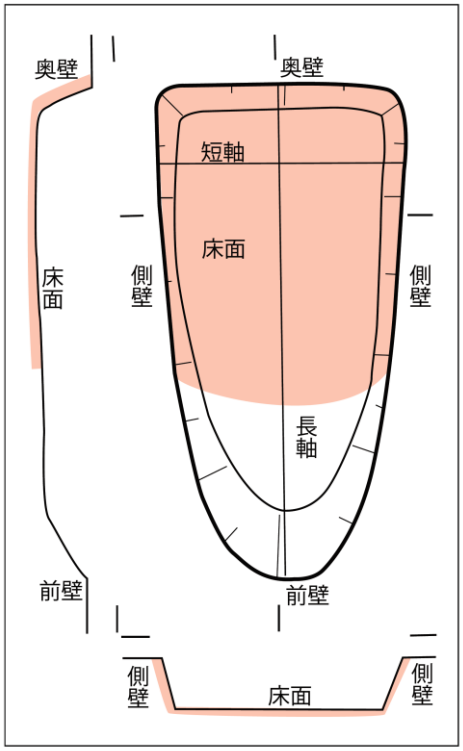

図 70　土師器焼成土坑（北野遺跡）

棄されたことが想定される遺構も見つかっています。町内でのこれまでの発掘調査では、土師器を焼く土師器焼成土坑（以下、焼成坑）（図 69、図 70）が町内の 20 遺跡から合計 572 基（令和元年 11 月時点）も見つかっており、特に町南部に集中して分布しています（図 71）。なお、隣接する玉城町においてもいくつかの遺跡から見つかっています。焼成坑は 6 世紀中頃から平安時代初頭まで確認することができ、二等辺三角形状の特徴的な平面プランが踏襲され続ける特徴があります。焼成坑が見つかった遺跡の中でも蓑村自治会の北野遺跡では 225 基もの焼成坑が集中して発見されました。北野遺跡における焼成坑の数を時代ごとに分析すると、6 世紀中頃から生産が開始され、7 世紀後半に飛躍的に生産規模が拡大し、8 世紀以降縮小することが指摘されています。こうした動向の背景に、6 世紀中頃を契機に伊勢神宮への供給が開始され、7 世紀後半に斎王制度が確立されたことにより斎宮へも供給先が増え、8 世紀以降は神宮財源と斎宮寮財源が分離したことで再び伊勢神宮のみに供給されるようになった可能性が指摘されています。北野遺跡における土師器生産の開始が 6 世紀中頃と他の遺跡に比べて突出して古いこと、出土した有孔広口筒形土器は朝鮮半島の渡来人との関係が指摘されていること、遺跡の近傍には伊勢神宮を統括したとされる鳥墓神庁伝承地が位置していることなど多くの点で注目されています。北野遺跡以外の焼成坑が見つかっている遺跡の多くは奈良時代以降のもので、明星自治会の水池土器製作遺跡（国史跡）（図 72）では規則的に配置された焼成坑群の他に、作業場と考えられる掘立柱建物跡や土師器の材料である粘土を貯蔵した土坑などが見つかり、土師器生産の一連の過程がわかることが評価され、昭和 52 年（1977）に国史跡に指定されています。北野遺跡以外にも広がった奈良時代以降の大規模な土師器生産の背景には、斎宮寮や伊勢神宮との関係が想定され、こうした国家祭祀を支える枢要な施設において土師器に対する大きな需要があったものと想定されます。

図 71　町内の土師器焼成坑の分布

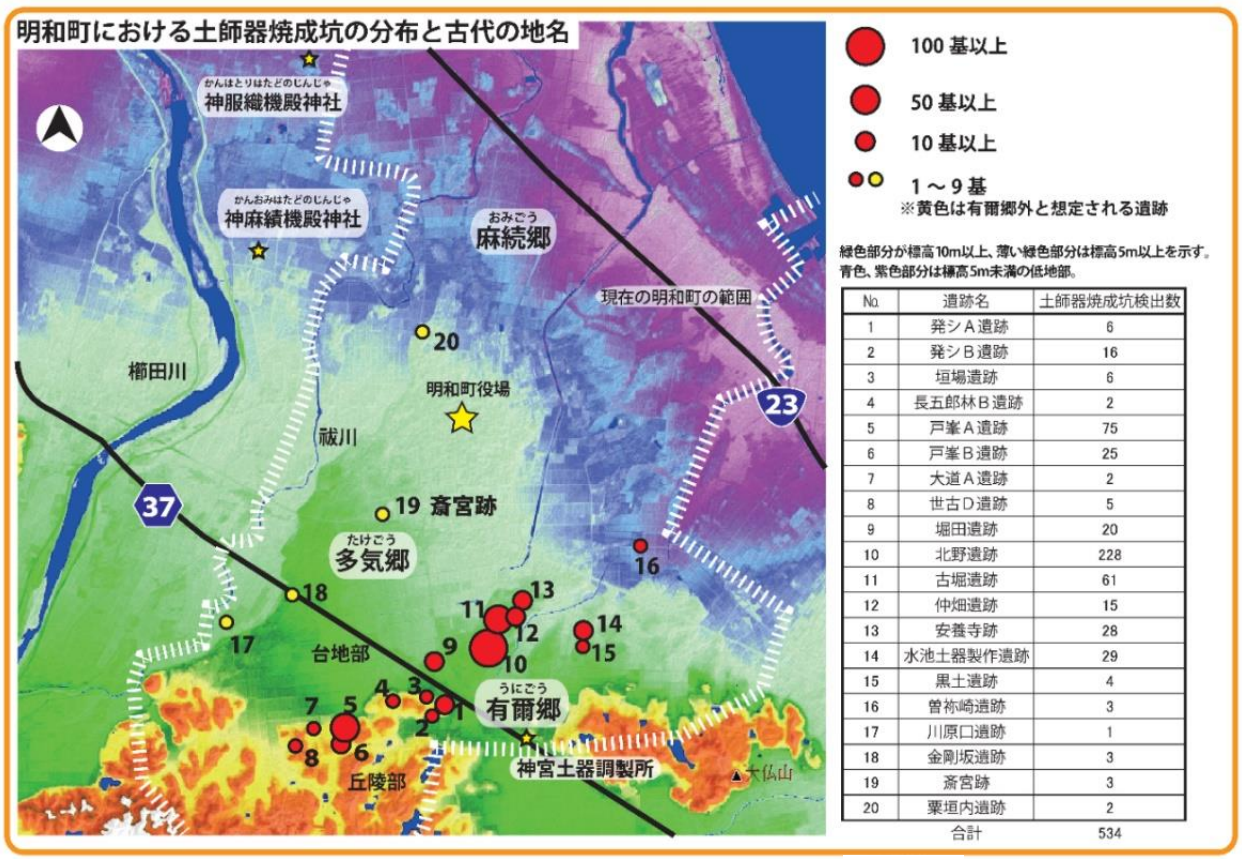

No.	遺跡名	土師器焼成坑検出数
1	発シＡ遺跡	6
2	発シＢ遺跡	16
3	垣場遺跡	6
4	長五郎林Ｂ遺跡	2
5	戸峯Ａ遺跡	75
6	戸峯Ｂ遺跡	25
7	大道Ａ遺跡	2
8	世古Ｄ遺跡	5
9	堀田遺跡	20
10	北野遺跡	228
11	古堀遺跡	61
12	仲畑遺跡	15
13	安養寺跡	28
14	水池土器製作遺跡	29
15	黒土遺跡	4
16	曽祢崎遺跡	3
17	川原口遺跡	1
18	金剛坂遺跡	3
19	斎宮跡	3
20	粟垣内遺跡	2
	合計	534

図 72　水池土器製作遺跡　遺構略図

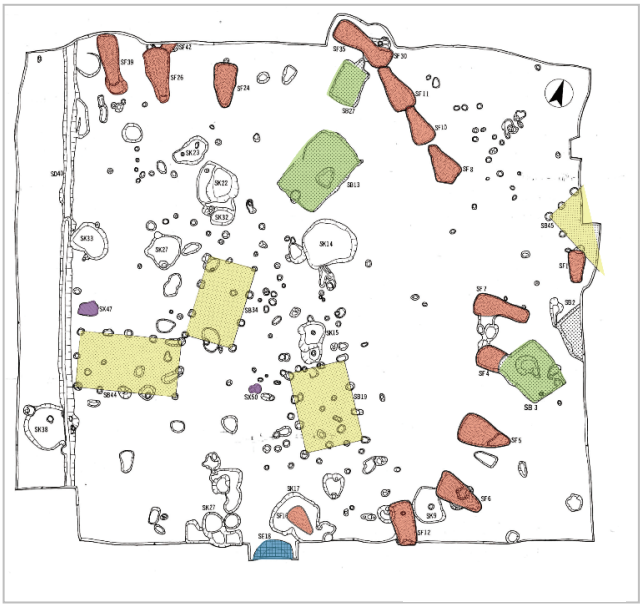

平安時代以降の土師器生産を示す明確な遺構は発見されていないものの、引き続き当該域において生産が継続して行われていたと推定されます。延暦23 年（804）成立の『皇大神宮儀式帳』には土師器作りの物忌として「麻続部春子女」ならびに「麻続部倭人」の名が見られ、伊勢神宮に対して 31 種類、5000 個以上（内、土師器は 3000 個以上）の奉納を行っていたことが記されています。一方、もう一つの大きな供給先である斎宮は平安時代光仁朝・桓武朝期に竹川周辺の史跡西部から牛葉・中町周辺の史跡東部に移転し、方格地割を供えた区画が整備され、以降斎宮が隆盛期を迎えます。こうした状況や北野遺跡の焼成坑の消長と斎宮の動向が一致することからすれば、より一層土師器の供給が求められたと推定されます。それにもかかわらず当該域において後続する土師器生産に関わる遺構が見つからないことは、従来の焼成坑を用いた生産から、地下に遺構が残らない地上部に構造を有する生産に変化した可能性があります。構造の変化は土師器を大量に生産できるものであった可能性があり、平安時代以降斎宮から出土する土師器の調整技法が簡略化されることとも符合する可能性があります。

図 73　ひささ池（左）と三本榊（右）

平安時代の終わり頃には、『神宮雑例集』に「御器長」として「敢氏」の名が見え、刀祢職も兼ねていたことがわかります。中世以降は、「御器長」と呼ばれる地域の有力者が「作手」を統括し、伊勢神宮へ土師器の貢納を継続していたことが研究によって指摘されています。また、本郷自治会の本郷遺跡では「御器長」の居館と考えられる遺構も見つかり、本郷という地名が古代から続く有爾郷に連なる郷域の中心地を指す可能性も指摘されています。明和町南部で生産された土師器は、伊勢神宮への貢納以外にも市場へ流通していたようで、三重県南勢域を中心に共通した特徴を備えた土師器が各地の発掘調査で見つかりました。こうした土器は「南伊勢系土師器」と呼称され、遠く関東地方などでも出土が確認されており、盛んな土器生産と流通の一端が明らかになってきています。

近世以降も有爾郷十ヶ村（現明和町：下有爾・蓑村・有爾中、現玉城町：世古・門前・坂本・谷・別所・吉祥寺・井倉）で「土器組」と呼ばれる寄仲間が組織され、延宝6 年（1678）には 4 万個以上の土師器が調進されていました。『玉城町史上巻』所収の文政四年（1821）の文書には本郷自治会の旧有弐神社地周辺に「天平山」・「三本榊」・「ひささ井」と呼称される土器生産に関わる神聖な土地があったことが記され、当地の土と水を用いて「天平賀」が製作されたと記されています。この中で「ひささ井」については、現在も地元で「ひささ池」（図 73）と呼ばれ白うなぎが棲むと伝えられ、この池の水を用いなければ上手に土器が焼けないと篤い信仰を受けていました。

明治維新後、土器作りは蓑村、世古（明治 18 年まで）、谷（明治 23 年まで）の各村で継続されました。明治 6 年に神宮に近い伊勢市岡本町向山で調整されることとなりましたが、原料となる粘土は蓑村から

供給され続けました。明治 15 年（1882）に再び蓑村で生産されることとなり、蓑村の西尾家と田端家の屋敷内に窯が築かれ、調進されることとなりました（図 74）。昭和 11 年（1936）には蓑村に神宮土器調整所が設置され、戦後も蓑村の住民が奉仕していました。残念ながら現在は地元からの奉仕はないものの、今も神宮土器調整所において土器の生産が行われています。

その他にも、町内には土器生産の長い伝統を知る事例として、本郷には「ホウロクヤ」と呼ばれる屋号の家や、昭和 10 年代まで焙烙や土師器の皿を生産していた家が３、４軒あったほか、蓑村自治会でも、商業用の土師皿や焙烙、漁労用の浮子などの生産および出荷がなされていました。さらに、町の北部大淀地区には土師器片が多量に出土したと伝えられる有爾町野遺跡があり、有爾郷の土器生産との関連が想起されます。また、八木戸自治会はもと「焼戸」と表記したとされ、土器生産との関係が伝えられています。生産に関わる事例以外にも、町内にはかわらけを用いた民間信仰などが今も多く伝承されており、牛葉自治会では不幸があると墓地の六地蔵に竹串に刺したかわらけを捧げる風習が見られます。こうした風習の背景には古くより大量の土師器が生産され入手が容易であったことが関連しているといえます。

図 74　かつての神宮土器の製作風景
大西源一氏撮影（昭和８年頃か）

※参考文献：『明和町史』（旧版）、『明和町史史料編』、『玉城町史』、『大淀郷土誌』、『瑞垣』、北野遺跡発掘調査報告書など

（3）伊勢街道と街道文化

斎宮の興廃後、伊勢神宮との関係の主役は明和町の中央部を東西に横断して伊勢神宮へ通じる「伊勢街道（参宮街道）」となりました。伊勢街道は松坂城主蒲生氏郷によって付け替えられたとされていますが、近世以前にも伊勢神宮に通じる古代伊勢道や中世の伊勢街道も町域を通っており、明和町はさまざまな地域と伊勢神宮を結ぶ重要な場所で有り続けてきました。

図 75　発掘調査で発見された古代伊勢道の一部（丁長遺跡）

古代、都から各地方を結んだ官道のうち、伊勢国には七道の一つである東海道が敷設されていました。本町には東海道から分岐し志摩国へ至る支路「古代伊勢道」が通っていたことが、歴史地理学や発掘調査の成果から判明しています。史跡斎宮跡内での発掘調査では、古代伊勢道を取り込む形で斎宮が整備されていたことが明らかになっています。古代伊勢道は斎王をはじめ、斎王や伊勢神宮への勅使が通過するとともに、租庸調など多くの物資が運搬されました。また、上野自治会の丁長遺跡では、斎宮を通過した以降の官道の一部が見つかり（図 75）、古代伊勢道のルートを考える上で重要な発見でした。詳細なルートはなお不明な点が多く、今後の解明が待たれます（図 76）。

鎌倉時代中期、斎王制度が衰退する一方、永仁５年（1297）に建立された上野自治会の安養寺は、当地における斎宮に替わる宗教的・文化的中心でした。安養寺は臨済宗東福寺派の寺院で、開山の癡兀大惠（諡号：仏通禅師）に関わる美術工芸品（県指定文化財：仏通禅師所用法衣並びに伝来什物）や法灯を伝える印信（県指定文化財：紙本墨書癡兀大惠印信附紙本墨書空然印信、紙本墨書安養寺文書）など多くの文化財が伝来しています。開山当初の安養寺は、古代伊勢道の南側に立地していたことが、発掘調

図 76　古代伊勢道の推定ルート

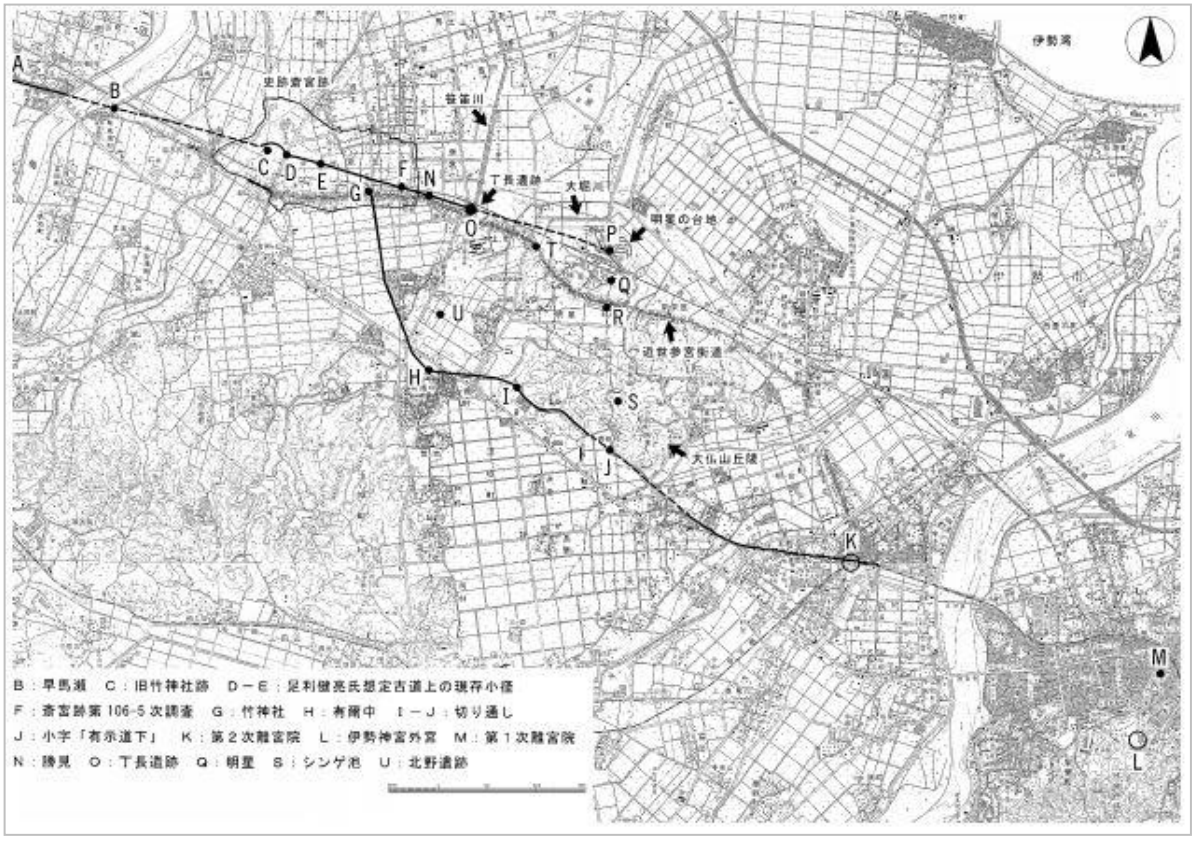

査で明らかになっています。

臨済宗は禅密一如を旨としており、伊勢神宮とも深く関連する宗派として伊勢神宮へ繋がる街道沿いに建立されたことは興味深いものがあります。

室町時代の街道を窺い知る手がかりとして、斎宮関、中町の絵馬、中町の六地蔵石幢（県指定）、盃地蔵などがあげられます。まず、斎宮関については、『氏経卿引付』の記述から寛正５年（1464）に柳原氏によって関が設けられたことが知られており、設置場所は特定されていないものの「田丸道」に接する現在の竹神社付近の交差点が想定されています。絵馬は中町自治会の伊勢街道沿いの絵馬殿にかけられていたもので、現在は竹神社に伝来しています（図 77）。次に絵馬は謡曲『絵馬』のモデルとされ、伊勢神宮の天照大神が現れて絵馬殿に絵馬を掲げ、絵馬の図様によって翌年のコメの豊凶を占ったと伝えられています。これを「斎宮の世だめし」と呼び、近隣のみならず北勢・伊賀・大和・山城など遠方からも「絵馬講社」を結んで代参があったといわれています。絵馬殿に関する記述は、応永25年（1418）に伊勢神宮へ参詣した足利義満に同行した花山院長親の日記『耕雲紀行』の中に「ゑむまのつし」との記述があり、「空より絵馬かくることたえす」とあることから、絵馬の信仰が 15 世紀代からあったことがうかがえます。島津家久が天正３年（1575）に伊勢神宮へ参詣した際の記録である『中書家久公御上京日記』にも「絵馬をかくる鳥井有」という記述が見られます。また、六地蔵石幢には、竿部分に「永正十癸酉」（1513 年）に永春によって建立されたことが刻まれており、三重県下における六地蔵石幢の基準資料となっています。現在の中町公民館の敷地にはかつて地蔵院があったと伝えられ、現在も宝永７年（1710）の銘がある地蔵菩薩立像が安置されており、六地蔵石幢も地蔵院に由来する可能性があります。さらに、中町自治会の街道沿いには、地元で「盃地蔵」と呼ばれる石仏があり、火伏にご利益があるとして信奉されています。この石仏も室町後期の特徴を備えています。このように古代から近世をつなぐ、中世段階の伊勢街道については不明な点が多いものの、史跡斎宮跡周辺を通過していたといえます。

図 77　絵馬（竹神社所蔵）

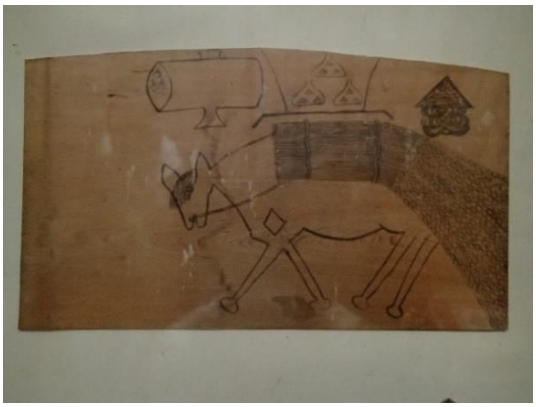

江戸時代になると、長い戦乱の世が終わり天下泰平の世となり、伊勢神宮への参詣が盛んに行われるようになりました。特に約 60 年周期で巡ってくる「おかげ参り」では、伊勢神宮参詣者が爆発的に増加しました。多くの参宮客が往来する伊勢街道が与えた影響は大きく、街道沿いでは多くの旅籠や茶屋が店を構えました。新茶屋地区の和泉屋は紀州藩主の伊勢神宮参詣時の本陣とされ、「本陣茶屋」と呼ばれました。また、上野地区の安養寺境内の明星井から汲まれた水を「明星水」（図 78）と呼び、明星茶屋で参宮への潔斎として明星水を用いたお茶が振舞われ、大いに賑わいました。この「明星水」は京都・伏見の「直井」、茨城県神栖市の息栖神社「忍潮井」とともに日本三霊水と呼ばれています。同地の旅籠屋三田屋には大日本地図を編さんした伊能忠敬が文化２年（1805）の第５次測量調査の際に逗留したことが伊能の日誌に記されています。明星地区の轉輪寺も街道に面して立地しており、天保２年（1831）からは本山である真宗高田派専修寺の御通所となり代々の法主が参詣の際に休泊所になるほどの

図 78　安養寺境内の明星水

格式のある寺院でした。街道周辺の村々では参宮客向けに擬革紙を用いた新茶屋自治会の三忠の煙草入れや蓑村自治会の菅笠・蓑生産が盛んに行われました。街道の発達に伴い街道周辺の村から形成された街道集落が多く分布しています。こうした街道集落の発展は現在でも母村と支村の関係性から垣間見ることができます。また、新茶屋自治会のように街道の発展に伴い、近世以降に新たに拓かれた集落もあります。街道沿いには江戸期に遡る建造物は少ないものの、一部に歴史的景観が面的に残る部分も見られるほか、多くの家庭では今なお屋号での呼称が残され、往時の生業をうかがい知ることもできます。現在でも妻入り建物が分布し、伊勢神宮のお膝元である宇治山田に通じる「伊勢的景観」をわずかにとどめ、神領であった歴史を感じられます。『伊勢参宮名所図会』には町内に関する記述も多く見られるとともに、今も道標などが点在し、往時の状況がしのばれます。

明治時代には、明治天皇の伊勢神宮行幸が行われ、伊勢街道を通られるとともに、牛葉自治会の永島家（図 80）で休憩されました。永島家は乾家本家とともに神領斎宮村の庄屋格であり、今も行幸の際に使われた菊御紋入りの蹲（図 79）や木札が伝えられています。その後、交通手段の変化により伊勢街道を往来する人は減少し、街道沿いの生業は衰退していくこととなります。昭和５年（1930）３月には参宮急行電鉄（現近畿日本鉄道株式会社）の宇治山田市への延伸に伴い、斎宮駅および明星駅が開設されました。同じく昭和５年（1930）12 月には町の南部に伊勢電鉄が開通し、南斎宮駅と南明星駅が設けられました。伊勢電鉄は昭和 11 年（1936）９月参宮急行電鉄に合併され、伊勢線と呼ばれていました。こうした鉄道網が発達した結果、名古屋・大阪の大都市圏からの多くの参詣客が鉄道による旅行形態に変化し、街道沿いが一層衰退することとなりました。伊勢線は昭和 17（1942）年に廃線となりましたが、路線部分は戦後日本初の有料道路として改修され、現在も県道 37 号線鳥羽松阪線として本町を通る主要道の一つとなっています。また、県道 37 号線を補完する形で、町北部に国道 23 号線バイパスが建設されています。

図 79　永島家の蹲

古代以来、本町における交通は伊勢との関係が重視され、近代以降の主要交通路に関しても伊勢へのアクセス機能が維持され続けています。

※参考文献：『丁長遺跡（第１次）・大谷遺跡（第１・２次）発掘調査報告』・『丁長遺跡（第２次）発掘調査報告』、『安養寺跡を探る一安養寺跡発掘調査概要』、『明和町史斎宮編』、伊藤文彦「「斎宮跡」伝承の形成過程」『斎宮歴史博物館研究紀要 27』、『伊勢街道　朝熊岳・二見道・磯部道・鳥羽道』、『明和町史旧版』

（4）伊勢神宮を支えた神領五箇村

古代、明和町を含む多気郡と度会郡・飯野郡は「神三郡」と呼ばれ、神宮領でした。しかし、中世以降は守護や大名によって、神宮領は押領され、江戸時代にはほとんど存在しなくなりました。その中でも斎宮、竹川、上野、有爾中、平尾の五箇村は、大名や江戸幕府によって伊勢神宮に寄進されたため、江戸時代にも伊勢神宮領として残ることとなりました。五箇村以外の神宮直轄領はわずかで、五箇村から出される年貢は最も重要な経済的基盤であるとともに、伊勢神宮の門前町である宇治・山田を実質的に差配していた三方会合・宇治会合とは無関係に人足役を動員することができました。まさに明和町の神宮五箇村が実質的に伊勢神宮を支えていたといえます。中でも斎宮村は、五箇村総高のほぼ半分を有し、他の四村とは異なる扱いを受けており、五箇村を代表する格式を有していました。斎宮村の中で有力な家が、西堀木郷（現在の牛葉自治会）の永島家（図80）と乾家本家（図81）でした。特に乾家本家は斎宮村のみならず、五箇村の大庄屋的な役割を果たしており、神宮との交渉に臨んでいました。乾家本家が所蔵する「乾家御用留」は、神宮とのやり取りが克明に記録されているのみならず、参宮客で賑わう伊勢街道の様子も知ることができる貴重な史料です。

図80　永島家　大西源一氏撮影
（昭和８年頃か）

図81　乾家本家　大西源一氏撮影
（昭和８年頃か）

江戸時代に神宮領であった神領五箇村は、明治時代には度会府の管轄となり、その後一時期は政府直轄地となりました。明治期には廃仏毀釈の流れの中で、明治天皇の伊勢神宮行幸を受け、町内の行幸沿線にある寺院の多くが廃寺となりました。また、神社の合祀政策についても、積極的に推進され多くの神社が統合されることとなりました。こうした明治維新に伴う一連の動きの背景には、神宮との関係性の深い土地柄であったことも作用したと考えられます。そして、各村の社寺の消失は信仰形態にも変化をもたらすこととなり、斎宮地区の一部では、葬祭方法も仏式から神式に改められました。

※参考文献：『三重県史　通史編　近世１』、『明和町史史料編』

3　多様な環境に適応した人々の営みに関わる歴史文化

明和町は、南北に長い三重県のほぼ中央部に位置しています。本町は面積に比して自然環境が多様で、南部玉城丘陵からなる「山」、明野台地と伊勢平野および祓川が形成した自然堤防からなる「平野と川」、伊勢湾沿岸の「海浜」などさまざまな自然環境に出会うことができます。こうした多様な環境は、そこに住む人々の生活にも大きな影響を与え、長い年月の中で多様な風土・気質・文化を形成し、多面的で豊かな歴史文化を生み出してきました。

※参考文献：『明和町史考古自然編』

（1）玉城丘陵　多くの古墳が造られたまち

図 82　上村地区の道に掛けられた注連縄

町の南部には隣接する多気町・玉城町にまたがって玉城丘陵が広がっています。丘陵の標高は 30～100ｍと小起伏となっています。身近な丘陵地は古くから地元で里山として利用され、丘陵の間に形成された幾筋もの谷筋は、田畑を潤すため池に姿を変えてきました。慶長７年（1603）に斎宮の乾覚助等によって池村に築かれた惣田池や、神領の村々（西堀木、竹川、中西、町屋、下郷）によって寛延４年（1751）に完成した斎宮池など多数の池が点在しています。農業用水として整備された池ですが、真峯池は、水質が良く、松阪の茶人が水を汲みに来たと伝えられています。池村の三ツ岩などの民話も残されており、生活に密着していたことがわかります。池村自治会では、今でも「道普請」と称して自治会の人々によって山中の里道が維持されており、隣接する上村自治会とともに村と山の境界にはシメナワを張る風習（図 82）が残るなど、農山村の文化が色濃く残っています。

丘陵地利用の歴史は明和町の歴史の中でも古く、谷筋の開けた南側斜面には旧石器時代や縄文時代の遺跡が分布しています。時代は下り古墳時代になると、玉城丘陵には多くの古墳が造営されました（図 83）。中でも上村自治会の高塚１号墳は全長 75ｍの帆立貝式前方後円墳であり、5 世紀中頃に造営されたと考えられています。町内で最も古い時期に造営され、かつ最も規模が大きい古墳です。櫛田川以南の南勢エリアにおいても同時期の古墳の中で突出した規模を誇ることから、被葬者は本町を含めた南勢地方の有力な人物であったと考えられます。これに後続する有力な古墳として、岩内自治会の大塚１号墳（52m・帆立貝式前方後円墳）、上村自治会の神前山１号墳（38m・帆立貝式前方後円墳）、同自治会の天王山 19号墳（52m・円墳）などがあり、いずれも玉城丘陵上に分布しています。中でも神前山１号墳からは画文帯神獣鏡が複数面出土し、同鏡の分布から王権との繋がりが注目されています。

その後も古墳時代後期までの長い期間、玉城丘陵では営々と古墳が造営されたことで、その数は 400 基を超え、多気町・玉城町域も含めるとさらに多くなります。古墳は丘陵の尾根筋に作られ、いくつかの古墳群を形成しています。古墳の埋葬方法も伝統的な木棺直葬と横穴式石室が混在し、玉城丘陵における古墳群の形成過程は引き続き研究を進めていく必要があります。

※参考文献『神前山１号墳発掘調査報告』、『小金・高塚・斎宮池古墳群発掘調査報告』

図 83　町内における古墳の分布状況

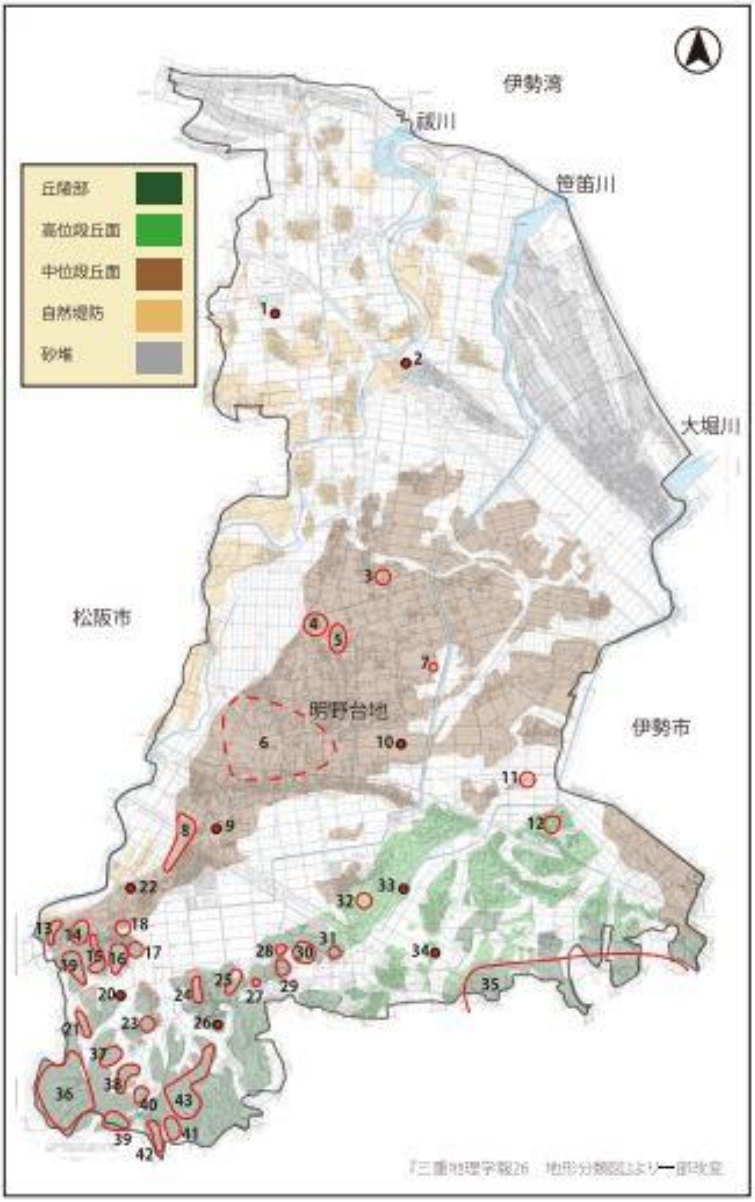

No.	名称	基数	大字
1	北浦古墳	1	志貴
2	西浦遺跡	不明	行部
3	寺山古墳群	6	馬之上
4	坂本古墳群	123	坂本
5	東垣外古墳群	30	坂本
6	塚山古墳群	68	竹川 斎宮
7	野塚古墳群	2	佐田
8	辰ノ口古墳群	41	金剛坂
9	金剛坂古墳	1	金剛坂
10	柿ノ森古墳	1	斎宮
11	萱祢崎古墳群	3	上野
12	明星古墳群	12	明星
13	城山古墳群	14	岩内
14	神前山古墳群	23	上村
15	黒坂古墳群	4	上村
16	天王山古墳群	32	上村
17	カゴ山古墳群	5	上村
18	かまくら古墳群	3	上村
19	大塚古墳群	22	岩内
20	丸山古墳	1	池村
21	六ツ葉広古墳群	4	岩内 上村
22	麻生里中古墳	1	麻生 上村
23	愛場古墳群	2	池村
24	世古古墳群	9	池村
25	戸峯古墳群	10	池村
26	大道古墳	1	池村
27	大林古墳群	2	池村
28	長五郎林古墳群	2	有爾中
29	合戦田古墳群	8	有爾中
30	垣場古墳群	28	有爾中
31	発シ古墳群	6	有爾中
32	順禮野古墳群	4	蓑村
33	西ノ野古墳	1	明星
34	蓑村大塚古墳	1	蓑村
35	大仏山古墳群	2	蓑村
36	上村池古墳群	63	上村 岩内 池村
37	高塚古墳群	6	上村 池村
38	小金古墳群	10	池村
39	ユブミ古墳群	4	池村
40	池村古墳群	3	池村
41	等峯A古墳群	5	池村
42	等峯B古墳群	3	池村
43	斎宮池古墳群	20	池村
計		587	

（２）多様な自然環境と歴史

①明野台地

図 84　県指定坂本古墳群（手前が１号墳）

町の中央部には明野台地とよばれる洪積台地が分布しています。台地上は大規模な河川もなく比較的安定した環境といえ、古くより集落が形成されてきました。特に台地西端部に位地する金剛坂自治会の金剛坂遺跡では弥生時代前期の環濠を伴う集落跡が見つかっているほか、弥生時代中期から後期にかけての方形周溝墓が多数見つかっています。また、蓑村自治会の北野遺跡では弥生時代後期の竪穴建物などが多数見つかっています。その他、台地上では、丘陵状の微高地や台地の縁辺部および突端部などで多くの遺跡が分布しており、本郷遺跡や平尾遺跡などでは現在の集落範囲と一致するなど古くから集落が形成されてきたことがうかがえます。一方、台地の中央部における集落の成立は水の確保などが容易ではなかったためか比較的新しく、御厨野集落は江戸時代の正徳年中に開墾されました。

台地の縁辺部にはかつての櫛田川水系によって形成された河岸段丘沿いに多くの古墳群が形成されています。中でも、坂本自治会の坂本古墳群は 120 基以上の古墳から形成されていたと考えられ、平野の中に分布する古墳群として県下でも類例がないほどです。坂本１号墳については、埋葬施設から被葬者と中央王権との関係がうかがわせる金銅装頭椎大刀が出土しており、史跡斎宮跡にも近接した位置にあることから注目される古墳です（図 84）。そして、多くの古墳群と同様に台地西端部の安定した土地に斎宮が設置されたことは見逃せず、河川を活かした物流の便や河岸段丘によって生じた比高差が視覚的に威容を示す効果があったことも考えられます。

明野台地では多くが「黒ボク」と呼ばれる肥沃な土壌に恵まれる一方、大規模な河川の乏しい台地上では水はけもよく、近傍の御糸地区で木綿生産が行われていたことから綿の栽培も盛んに行われました。その他、麦や菜種・茶などが栽培され、養蚕のための桑畑も広がっていました。昭和５年（1930）に参宮急行電鉄が開通し、昭和６年（1931）には多気郡農産物加工組合が組織されると斎宮駅を利用して「伊勢たくあん」の搬出が行われるようになりました。冬場になると斎宮駅北側一帯等の田園には収穫された大根が一面に干される光景が広がり、冬に吹く強風とともに、本町の冬の風物詩となっていました（図 85）。たくあん及び生大根の生産は次第に盛んになり、市場が開設されるまでに発展しました。現在の広大な畑地は太平洋戦争期の食糧増産に伴う開墾によるもので、かつては山林が点在していました。広大な伊勢平野に位置する明和町では急峻な山はなく、林野を「～山」と呼称する特徴がみられます。

図 85　斎宮駅の北側一面に広がる大根のはざ掛け　乾秀治氏所蔵
（昭和 23～26 年頃か）

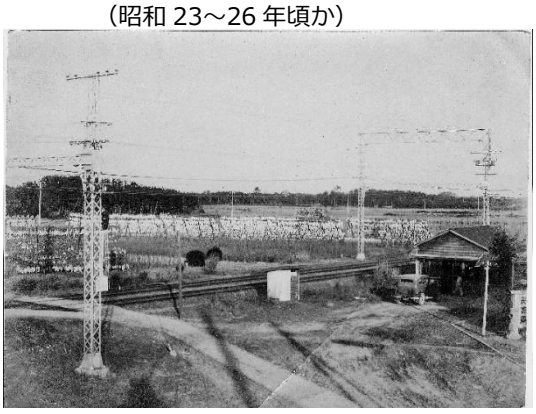

また、台地を横断するように、古代伊勢道や中世の伊勢街道、近世の伊勢街道など主要な交通路が東西に伸びており、多くの人的・物質的な流通は、街道沿線に集落を形成させ、多くの生業も生み出しました。特に近世以降の伊勢神宮参詣で賑わった伊勢街道の影響は大きなものでした。

※参考文献：『坂本古墳群発掘調査概要報告』、『明和町史旧版』

②伊勢平野

本町の周辺には櫛田川と宮川という一級河川が流れています。これら大規模河川によって伊勢湾沿岸部に肥沃な伊勢平野が形成され、本町も伊勢平野の南部に含まれています。豊かな平野は古くより穀倉地帯を形成してきました（図 86）。倭姫命巡行神話の中で、カケチカラ神事の発祥地が本町といわれる所以も、こうした環境を背景にしている可能性があります。近年では、伊勢平野周辺で収穫されるコメは「御糸米」のブランドで生産され、高い評価を得ています。

図 86　上空からみた明和町

町内には大規模な河川はないものの、祓川、笹笛川、大堀川などの中小河川が伊勢湾に注いでいます。祓川は現在では小規模な河川ですが、かつては櫛田川の本流とされ、航空写真などの分析から、かつての流域の広大さと、洪水によって幾度も河道が変化していることがわかります。祓川は大規模な河川改修工事を受けておらず、流域のほとんどが自然護岸の状態で維持され、河畔林の発達した豊かな環境に生息する生物の種類は東海地方でも屈指の数です。環境省から「重要湿地500」に選定されているほか、三重県自然環境保全地域にも指定されています。こうした豊かな自然環境を維持する祓川とかつての櫛田川により、流域には無数の自然堤防が形成されています。自然堤防上は、周囲の沖積地と比べ微高地となっており、人々は比較的安定した場所に集落を形成してきました。集落は地元で「ザイショ」と呼称され、特に上御糸地区や下御糸地区にかけての集落の分布は特徴的です。当該地を上空から観察すると、集落が島状に点在し、集落の周囲には広大な水田が広がり、それぞれの集落の境界が明確になっています。多くの集落では、集落の中央部や最も標高の高い場所に寺社が位置し、その周囲に集落が展開しているなど、近世以前の集落空間の状況をよく表しています。集落では構成世帯の変化が限定的で、集落ごとに固有の苗字があるほか、依然として屋号が用いられ、田んぼを識別するための呼称もあります。自然環境に規定された各集落に目を向けると、それぞれの集落の空間的広がりにも制約があり、信仰の形態にも影響が及んでいます。特に各集落の入り口部分には集落への疫病の侵入などを防ぐ目的で山の神や庚申塔が配置され、今も篤い信仰が存続しています。佐田西出地区では、集落の中央部の T 字路に愛知県津島神社の札を祀る祠である「お社塔」が建てられています（図 87）。祠は住民によって竹と藁で制作され、２年に一度全て作り直されます。愛知県などに見られる津島信仰に関わる「お仮屋」に共通する部分があるものの、一年中祠を維持する点など特徴的な信仰の形態をとっています。また、それぞれの集

図 87　町指定　佐田西出天王さんのお社塔

図 88　町指定
木造不動明王立像

落の寺院や神社には平安時代の仏像など多数の文化財が受け継がれています。特に養川自治会の丹歌寺の木造十一面観音立像（町指定）、同自治会常明寺の木造大日如来坐像（町指定）、志貴自治会の西光寺の木造不動明王立像（町指定）（図 88）など平安時代後期に遡る仏像が安置された寺院が点在しています。加えて、現在は合祀により跡地となっているものの、多くの式内社が比定されているとともに、圃場整備以前の航空写真からは条里制地割が広く展開していることも看取でき、大河川の氾濫を克服しながら古くより集落が形成され、今日の独特な農村景観に至っています（図 89）。

※『明和町史民俗・文化財』、『明和の民俗』

図 89　明和町の海岸部の自然環境と遺跡等の立地（国土地理院提供の写真を編集）

③大淀海岸・下御糸海岸

本町の北部および伊勢湾沿岸では、一級河川の櫛田川・宮川のほか、笹笛川・大堀川などの小規模河川によって運搬された土砂が帯状に堆積し、大淀海岸および下御糸海岸に広がっています。沿岸部には浜堤（砂堆）が発達するとともに、後背には潟湖が形成されており、大淀地区では海岸線に沿って浜堤が幾重にも並ぶ様子が観察できます（図 90）。潟湖は風浪を遮り、浪静かな良港として古くから利用されてきました。大淀港の地名は、古く倭姫命巡行神話にちなむとされ、古代斎王の伊勢神宮神嘗祭に際しての禊の場としても利用されました。また、大淀は歌枕として平安時代に多くの歌に詠まれ、都人にとって白砂青松の風光明媚な土地として広く認知されていました。一方、下御糸海岸の後背には古代的潟と呼ばれた良港があったとされ、松阪市にまたがり懐深い良港が形成されていたようです。この的潟は、持統天皇の三河国行幸の出港地とされています。明治以降の陸上交通が発達するまでは、港を介した海上交通による輸送の果たした役割は大きく、「浜参宮」として伊勢神宮参詣者の往来や年貢米の輸送などが行われ、沿岸部の集落が大いに賑わいました。

大淀地区は古代よりの良港を中心に海との関係で大いに栄え、漁業や造船業などが発達してきました。同地区の長光寺は、かつては式内社竹大与杼神社の東隣に所在したとされ、本尊として平安時代末から鎌倉時代初期に制作されたと考えられる木造阿弥陀如来立像が安置されていることから、大淀地区の歴史の古さをうかがわせます。集落は港へ向かう主要道を中心として短冊状の地割と「世古道」によって密集した集落景観が形成されています。今も、のり養殖やバカ貝などを中心に水産業が盛んに営まれています。こうした状況を受け、集落では海にまつわる篤い信仰が行われています。夏に行われる大淀の祇園祭は盛大で、三世古・山大淀・東区のそれぞれで山車が巡行します。中でも三世古地区の祇園祭では、山車を舟に載せて湾内を巡行する「海上渡御」が特徴的であり、海上にて対岸の「龍宮さん」・「弁天さん」を遥拝します。こうした行為は、水産業で栄えた大淀地区の特徴を端的に示しているといえます。さらに、浜堤付近や平野の末端部ではかつて多くの湧水地が点在し、肥沃な穀倉地帯とあいまって、醸造業を発展させました。明治初期には少なくとも 6、7 軒の酒蔵があり、今でも大淀地区では伊勢旭酒造が操業しています。

下御糸地区八木戸自治会には、近世の村史料が多く残されています（町指定文化財）。八木戸村は伊勢湾沿岸に立地しており、史料には海運に関わる内容も多く含まれています。これらは近世の伊勢湾における海運の実態を知るためにも重要です。

※参考文献：『大淀郷土誌』、『八木戸庄屋文書』、『明和町史』、

図 90　大淀地区周辺の海岸線（昭和 40 年代後半～昭和 50 年代前半）　大淀小学校所蔵

④伊勢と松阪文化の接点

明和町は、東側は伊勢市、西側は松阪市に接し、両市に挟まれるように立地していることから、南勢エリアと中勢エリアの風習が混在していることも特徴の一つとなっています。伊勢市との関連性として、御頭神事、カンコ踊り、注連縄などが挙げられます。

図 91　町指定　前野のお頭神事

前野自治会の前野のお頭神事（町指定）は、伊勢市の宮川流域を中心に分布する御頭神事の一つで、最も西側に位置しています。御頭神事は、神事に用いる獅子頭を「オカシラサン」と尊称して神聖視するとともに、厳しい精進潔斎などがあるとされます。前野のお頭神事（図 91）では、江戸時代より決められた７軒の家（現在は５軒）が神事を続けてきたことが知られています。現在は御頭神事が行われていないものの、町内の大淀、北藤原、有爾中・蓑村でも獅子頭を用いた神事が行われていたことが関係資料からわかります。大淀地区の竹大與杼神社には御頭神事の頭番記録である「大淀村二天八王子社神事頭番帳」（県指定）が伝えられており、補写の可能性があるものの、応永31 年（1424）の銘が見られます。これは、御頭神事に関わる史料としては特に古い記録となっています。また、現在南藤原自治会の久安寺に伝来する「木造獅子頭」（町指定）は、室町時代末頃の作とされ、元は北藤原の神生寺で大正 12、13 年頃まで神事に用いられていたとされています。有爾中・蓑村においても世古村（現 玉城町世古）と三村で獅子頭を共有して神事を実施していたことが神宮文庫所蔵『神宮編年記（抄)』の嘉永３年（1850）記事からわかります。このように、伊勢市に隣接した本町では、御頭神事が盛んに行われていました。

宇爾櫻神社かんこ踊り（図 92）は、地元有爾中自治会では「天王踊り」と呼称されており、７月 14 日の天王祭に合わせて実施されています。踊りの中心を担う「カシラウチ」は、頭にシャグマと呼ばれる馬の白毛を被り、腰に鞨鼓を着け、腰蓑を身に着けます。かんこ踊りと呼ばれる風流踊りの流れを汲む行事は松阪市や伊勢市でも実施されていますが、有爾中の事例は、伊勢市の円座や佐八のカンコ踊りと装束での共通点が多く、宮川中流域のカンコ踊りに分類されています。このような点からも伊勢市域からの文化的影響を見て取ることができます。

図 92　町指定　宇爾櫻神社のかんこ踊り

明和町では、伊勢市周辺と同様、玄関先に注連縄が一年中かけており、注連縄には「笑門」や「蘇民将来子孫之門」などと墨書された木札が付けられています。他方、町内各所で夏に行われる会式では、かつて盛んに「ションガイ踊り」が踊られるなど、松阪市域からの文化的影響もあります。

※参考文献：『明和町史民俗・文化財』、『宮川流域のカンコ踊りと盆行事』、『三重県の民俗芸能』

第4章　文化財の保存・活用に関する方針

1 既存の文化財調査の概要

これまで町内で行われてきた調査を大きく分けると、①町史編纂の総合的調査、②郷土史家による民俗・文献調査、③県や大学による各文化財の総合的調査、④埋蔵文化財と史跡斎宮跡に関する調査の４つに分けられます（表９）。①の調査では、昭和 47 年（1972）に第１回の町史が発行されており、それ以前の②の調査が参考とされています。②の調査・発行は、その後も町内主要地域でそれぞれに行われており、地域に根差した民俗や地域の成り立ち、特色について調査されており、歴史文化に対する意識が高かったことを物語っています。

③では、三重県教育委員会による伊勢街道の総合的調査や、皇學館大学による神領や式内社についての文献調査等が行われており、県全体の中での伊勢街道や神領の位置付けを整理しています。④では、主に昭和 40 年代から多くの埋蔵文化財発掘調査が行われるようになり、特に史跡斎宮跡は新規に発見されたことから、その後、斎宮歴史博物館や明和町によって継続的に発掘調査が続けられています。その他町内の遺跡については、三重県埋蔵文化財センターや明和町によって発掘調査が行われており、資料が蓄積されています。

①の第２回目の町史編纂に伴う調査は、平成６年度（1994）から平成 18 年度（2006）まで、途中で中断しながらも継続して実施されています。資料収集には、②や第１回目の町史を参考に、地域の郷土史家も加わって行われました。編纂・執筆は、各分野の研究者や大学、県関係者が行っており、学術的な視点で総合的調査が行われています。

このように、町内ではさまざまな調査が行われており、資料の蓄積は多いですが、同一機関が継続的に調査を行なっているわけではないので、研究の連続性はやや薄いといえます。表 10 の調査の進捗状況を見ると、近世以降の有形文化財である建造物や工芸品、古文書などは、調査が不十分と考えています。近世・近代以降の無形文化財や文化的景観、伝統的建造物群については、今後文化遺産と関連させた総合的な調査が必要と考えています。

表９　明和町　文化財に関する既存調査、文献一覧

No.	類型	文献名	著者名	発行者名	発行年
1	②	斎宮村郷土誌	鈴木直吉	斎宮商工会	1935
2	④	斎宮村考古誌考	鈴木敏雄	鈴木敏雄	1935
3	④	明星村考古誌考	鈴木敏雄	鈴木敏雄	1937
4	④	史蹟、名勝、天然記念物、基本調査報告	三重県神職会	三重県神職会	1940
5	④	上御糸村考古誌考	鈴木敏雄	鈴木敏雄	1944
6	②	大和十津川出陣記録	堀井光次	堀井光次	1945
7	②	大字前野郷土史	堀井光次	堀井光次	1968
8	②	大淀郷土史	中野イツ	三重県郷土資料刊行会	1969

9	①	明和町史	明和町史編集委員会	明和町役場総務課	1972
10	①	明和町史料（その一　上御糸地区の部）	堀井光次	堀井光次	1974
11	②	池村郷土史	渡辺勝蔵	渡辺勝蔵	1976
12	②	八木戸庄屋文書	明和町教育委員会、明和町郷土文化を守る会	明和町教育委員会	1977
13	④	史跡斎宮跡　発掘調査概報	三重県斎宮跡調査事務所	三重県斎宮跡調査事務所	1979～
14	②	明和の民俗	三重県立松阪高等学校民俗同好会	明和町教育委員会	1980
15	②	明和のみんわ	野田 那智子	野田 那智子	1981
16	②	蓑村の歴史あれこれ	奥田才之助	奥田才之助	1982
17	②	幕末の村役人堀井三之右衛門日記	堀井光次	堀井光次	1982
18	②	明星山縁起	明星達英	轉輪寺	1983
19	③	伊勢街道－歴史の道調査報告書－	三重県教育委員会	三重県教育委員会	1986
20	③	三重県史	三重県	三重県	1987～
21	④	明和町遺跡地図	明和町	明和町	1988
22	②	ふるさと本郷	西尾肇	西尾肇	1990
23	②	大淀宮御遷座社誌	竹大与杼神社	竹大与杼神社	1990
24	③	式内社調査報告　第６巻	式内社研究会	皇學館大学出版部	1990
25	②	明和町の方言その他	堀井光次	堀井光次	1991
26	④	斎宮歴史博物館　研究紀要	斎宮歴史博物館	斎宮歴史博物館	1992～
27	③	神都名勝誌	神宮司庁	皇學館大学	1992
28	②	櫛田川と多気町文芸史	海住 春弥	海住 春弥	1993
29	③	三重県の民俗芸能	三重県教育委員会	三重県教育委員会	1994
30	②	土を友として	相川保次郎	相川保次郎	1996
31	①	ふるさとの年輪	明和町史編纂委員会	明和町	1998
32	②	新茶屋郷土史　八十路	中井吉雄	中井吉雄	2000
33	②	里の史跡散歩	明和町郷土文化を守る会	明和町郷土文化を守る会･明和町教育委員会	2001
34	②	算所集落の歴史と文化	相川保次郎	相川保次郎	2002
35	①	明和町史史料編１巻	明和町史編さん委員会	明和町	2004
36	①	明和町史斎宮編	明和町史編さん委員会	明和町	2005
37	①	明和町史史料編２巻	明和町史編さん委員会	明和町	2006
38	②	伊勢街道ものがたり	史跡斎宮跡・伊勢街道まちづくり会	明和町	2015

表 10　調査の進捗状況

		有形文化財（建造物）	有形文化財	無形文化財	民俗文化財（有形、無形）	遺跡	名勝地	動物、植物、地質鉱物	文化的景観	伝統的建造物群	文化遺産
明和町全地区	先史	×	×	×	×	○	×	×	×	×	×
	古代	×	△	×	×	◎	×	×	×	×	×
	中世	×	△	×	×	◎	×	×	×	×	×
	近世	△	△	△	◎	○	△	○	△	△	△
	近代	△	△	△	×	○	△	○	△	△	△

◎：多く分布、○分布、×：該当なし、△：調査不足、未：未調査

2　町内全域の文化財の保存と活用に関するこれまでの取組

これまで町内で行われてきた文化財の保存・活用に関する取組を、表 10 の文化財種別に沿って、（1）調査研究・保存と、（2）活用、（3）環境整備　に分けて概説します。特徴的な取組については、第５章に詳述することとします。

（1）調査研究・保存に関する取組

①建造物の調査研究・保存

第２章で記述したとおり、町指定文化財として轉輪寺の建物２棟が指定されており、現在も寺の門と庫裏として使用されながら、所有者により適切に保存されています。町内の建造物については、『明和町史』編纂時に、轉輪寺の建造物のほか、社寺建築、民家建築、町家建築、近代建築など町内主要建造物の測量調査と調査研究が実施されています。

②美術工芸品の調査研究・保存

第２章で記述したとおり、国・県・町でそれぞれ、彫刻、工芸品、絵画などの指定文化財があり、いずれも所有者の管理のもと、適切に保管されています。町内の美術工芸品については、『明和町史』編纂時に、彫刻や絵画を中心に調査研究が実施されているとともに、ある程度の悉皆的調査が行われています。

③無形文化財の調査研究・保存

指定文化財に指定されている文化財はありませんが、町内には、擬革紙と御糸織の技術が伝統的生業として現在も実施されています。擬革紙の技術は、平成 21 年（2009）に「参宮ブランド擬革紙の会」が結成され、その伝統技術を伝えています。御糸織の技術は、「御糸織物株式会社」として現在も生産を続け、伝統技術を伝えています。

④民俗文化財の調査研究・保存

第２章で記述したとおり、無形民俗文化財として８件が町指定文化財に指定されており、各自治会や保持団体などで祭礼として執り行われています。また、『明和町史』編纂時に季節的な祭事や民間習俗などについて基本的な悉皆調査が行われています。

無形文化財と無形民俗文化財については、明和町日本遺産活用推進協議会によって、祭礼などを記録映像として保存する事業を実施しています。

⑤史跡の調査研究・保存

町内には、724 カ所の埋蔵文化財が存在しており、昭和 63 年（1988）刊行の『明和町遺跡地図』に基づいて、周知の埋蔵文化財包蔵地（遺跡）として保護されています。遺跡内で工事等を行なう際は届出が必要となっており、場合によっては、発掘調査や立会調査を行なっています。町内では、例年数件の発掘調査が実施されており、遺跡の保存が図られています。

第２章で記述したとおり、史跡として８件が指定されており、明和町が管理団体となって保存しています。特に史跡斎宮跡、史跡水池土器製作遺跡、県史跡坂本古墳群、町史跡陸軍第七通信連隊一二八部隊防空壕については、保存のための土地公有化を行なっています。史跡斎宮跡については、現在も計画的な発掘調査と土地公有化が継続して実施されています。

⑥名勝の調査研究・保存

指定されている名勝はありませんが、大淀地区では日本遺産の構成文化財となっている大淀海岸や、大淀八景が保存、伝承されています。

⑦天然記念物の調査研究・保存

国指定天然記念物として、斎宮のハナショウブ群落が、平野に群生する珍しいノハナショウブの群落として、昭和 11（1936）年に「斎宮村花菖蒲群落」として国指定天然記念物に指定されています。

その後、専門家の指導などを受けて、平成６年（1994）に『斎宮のハナショウブ群落公園整備計画』を策定し、平成８年（1996）に公園が完成しました。公園には、ノハナショウブにとって良好な環境である湿地を復元するため、指定地には給水装置を設けるとともに、良い環境を検討するための実験地を設け、ノハナショウブを株分けして保存に活かすことにしました。平成 23 年（2011）には、『国指定天然記念物　斎宮のハナショウブ群落保存管理計画』が策定されました。これまでの保存対策をまとめ、今後の課題についても整理しました。

また、未指定の天然記念物としては、タナゴ類の多く生息する祓川や、多くの遺跡や現在の集落が形成されている明野台地などがあります。祓川は、平成 17 年（2005）に環境省の「日本の重要湿地 500」にも選ばれており、三重県と祓川環境美化推進協議会によって、河川の保全運動が行われています。

⑧文化的景観の調査研究・保存

指定されている文化的景観はありませんが、町内全域に存在している農業用水や、町南部に集中して存在するため池、現在の集落景観などが一体として織りなされる景観が存在しており、現在も各自治会や水利組合などによって、維持管理が行われています。集落景観は、特に海岸砂堆や河川の自然堤防、

丘陵に合わせて形成されている集落景観が良好に遺存しています。

⑨伝統的建造物群の調査研究・保存

選定されている伝統的建造物群はありませんが、伊勢街道沿いの集落では、現在も地域住民や自治会によって、街道の風景を乱さないよう高層建築を建てないなど、取り決めをすることによって調和が保たれている地区もあります。

⑩防災・防犯に関する取組

各種別の指定文化財の所有者に対して、町による文書や口頭での注意喚起が定期的に行なわれています。また、県指定文化財の所有者については、消防署による状況確認や聞き取りが実施されています。

また、盗難対策については、定期的な訪問や写真撮影、文化庁盗難データベースとの連動などを行ない、有事に備えた活動を実施しています。

（2）活用と環境整備に関する取組

①建造物の活用と環境整備

町指定文化財の轉輪寺では、三重県のまちかど博物館として登録されており、所有者によって公開・活用が実施されています。

②美術工芸品の活用と環境整備

県内博物館の特別展などに出展され、公開・活用が実施されています。

③無形文化財の活用と環境整備

伝統技術を活かした生業が現在も続けられ、生産の場などが三重県のまちかど博物館として登録されており、所有者によって公開・活用が実施されています。

④民俗文化財の活用と環境整備

各自治会や保持団体による祭礼の際に、公開・活用が実施されています。また、明和町日本遺産活用推進協議会によって、祭礼など記録映像の動画配信などを行ない、公開・活用が実施されています。

⑤史跡の活用と環境整備

周知の埋蔵文化財では、発掘調査によって明らかになった調査結果などを、発掘調査現場の公開や、出土遺物の展示、報告書の作成などを行なうことによって活用しています。出土遺物などを展示する企画展は、毎年夏にふるさと会館（町立歴史民俗資料館）で実施しており、その機会を利用して展示解説シートの発行や、展示解説会（図 93）、ワークショップなどの催しを行ない、夏休み中の子どもたちにも好評を得ています。

図 93　埋蔵文化財　展示解説会

史跡斎宮跡、史跡水池土器製作遺跡、県史跡坂本古墳群では、公園整備が実施されており、様々な活用が実施されており、詳しくは後述します。

⑥名勝の活用と環境整備

日本遺産の大淀海岸では、明和町日本遺産活用推進協議会により、様々な情報発信や説明看板の設置などが実施されています。

図 94　ハナショウブ案内地図

⑦天然記念物の活用と環境整備

平成６年（1994）に『斎宮のハナショウブ群落公園整備計画』を策定し、平成８年（1996）に同公園が完成しました。天然記念物斎宮のハナショウブ群落の公園の清掃・管理については、地元自治会の協力を得ることができ、地域の公園としても親しまれています。来訪者対策としては、主要道路からの誘導案内看板の設置を行ない、近隣駅からの誘導板を開花時期限定で設置し、案内地図（図 94）も設置しています。

また、祓川では、三重県の協力のもと、祓川環境美化推進協議会と地域住民や小学校により、祓川の水生生物調査が毎年実施されており、地域の環境改善や学校教育にも活用されています。

3　町内全域の文化財の保存・活用に関する課題

本町の特性を活かして今後も本町らしい地域を維持していくためには、歴史文化の果たす役割は大きいです。しかし、近年は少子高齢化や人口減少等の問題に直面しており、地域で守り伝えられてきた文化財・文化遺産の滅失(めっしつ)・散逸(さんいつ)や、担い手の減少が懸念(けねん)されています。そのため、地域の歴史文化を守りつつ、広く活用していくためのさまざまな取り組みを進めていく必要があります。そのためには、まず文化財・文化遺産の保存と活用に関して当町全体の課題の洗い出しが必要であり、以下の３つが挙げられます。

課題 1　調査研究・保存に関する課題

課題 2　活用に関する課題

課題 3　環境整備に関する課題

（1）調査研究・保存に関する課題

文化財・文化遺産を保存し、適切に後世に伝えていくためには、学術的・総合的な調査研究が欠かせません。調査・研究により、文化財・文化遺産の持つ本来の価値が明らかになり、どのように保存すれば良いかが明確になります。また、調査によって本来の価値を認識することができれば、その価値が忘れられようとしていた文化財・文化遺産も、その価値が再認識され、ふるさとへの誇りや愛着を持つことができるようになります。

①調査研究に関する課題

当町ではこれまで、行政、研究者、郷土史家、所有者、住民などが協力して、２回の町史編纂が行われており、総合的な調査によって資料の蓄積が図られてきました。しかし、編纂後は個々の文化財を対象とした調査が行われているものの、継続して総合的な調査が行われているわけではありません。そのため、新たな知見を得ることや、協力した調査研究体制が構築できていないことが課題となっています。

町内の歴史文化で調査研究が不足しているのは、表 10 のとおりで、特に近世・近代の建造物や古代以降の美術工芸品の調査研究・把握が不足しており、課題となっています。

また、編纂時に収集された資料の整理や公開などによる文化財・文化遺産への価値づけと住民への共有は、部分的に行われているものの、十分とはいえないため、歴史文化の愛着が向上していっていない状況です。そのため、歴史文化への愛着を持つ住民は一部に留まっており、住民全体が歴史文化への愛着を持てていないことが課題となっています。

②指定・登録に関する課題

町内の指定文化財は 56 件で、登録文化財は 0 件です。現在、今後指定していくべき文化財のリストが不十分なため、今後の指定・登録の方向性が定まっていない状態です。また、総合的な文化遺産の調査が継続して行われていないため、文化財・文化遺産リストの更新ができていないことが課題となっています。

指定文化財は、確実に後世へ伝えていくため、計画的な保存活用体制をとっていくことが必要不可欠です。そのため、指定された個々の文化財について、現在の保存や活用の状況を確かめ、今後の方針を定めた保存活用計画を所有者が策定する必要がありますが、策定できていないことが課題となっています。

③防災・防犯体制に関する課題

町内に所在している文化財・文化遺産の防災・防犯対策については、一部の文化財で防火訓練等が行われているのみで、防災・防犯訓練などは行われておらず、被害時のマニュアルも策定されていないことが課題となっています。特に指定文化財のうち、美術工芸品や建造物などの民間所有の文化財については、被害時の対策や警察・消防組織等との情報共有などがなされておらず、危険な状態であることや危険が認識されていないことが課題となっています。また、現在非公開の文化財を今後活用のために公開するには、さらなる防犯体制の強化が必要であり、今後の課題となっています。

災害発生時の町職員の優先業務を定めた『明和町業務継続計画』では、文化財関係部署による「文化財に関する業務」は、発災後 3 日以内に行うこととされており、文化財の被害状況調査や滅失、散逸を防ぐ業務を開始することができますが、文化財所有者や住民、文化財関係団体がどう関わっていくか定められた計画がないことが課題となっています。

④収蔵・整理に関する課題

町史編纂やその後の総合調査で収集された資料は膨大な量がありますが、町の公共施設に分散して収蔵されており、資料の整理・管理体制が不十分であることが課題となっています。また、それぞれの収蔵施設の環境が必ずしも資料の保管に適した環境であるとはいえない状況であることが課題となっています。民間所有の文化財についても同様です。

⑤次代の担い手への継承に関する課題

人口減少社会によって、これまで自治会や寺社で保存されてきた指定を含む文化財や祭礼（さいれい）が、次代の担い手不足にさらされています。大半は民有や自治会の行事等であり、所有者の変更や世代交代等によって、その価値が継承されなければ、滅失の恐れもあります。また、地域住民自身が次代の担い手を育成していく必要がありますが、文化財・文化遺産の価値についての理解が深まっていないことや、伝統

文化の継承に取り組む各種団体に対する支援不足も課題となっています。次代の担い手を支援していくべき町も、文化財・文化遺産に精通した専門的人材が不足しており、計画的な人材の確保も課題です。

また、地域で次世代を担う子どもたちに、文化財・文化遺産の価値や魅力について伝えていくことは、その継承とも密接に関係しています。そのため学校教育と連携し、歴史体験などを通じた授業などを行なっていく必要があります。現在でも歴史文化を活かした授業などは行われていますが、各学校のカリキュラムなどによってバラツキがあり、浸透していかないのが課題となっています。

（2）活用に関する課題

文化財・文化遺産は、調査研究して保存が行われ、その本来の価値が明らかにされても、情報の共有や社会的な認知がなければ、適切な保存・活用へとつながりません。地域の人々の暮らしの中に息づく歴史文化をその本来の形として考え、その価値を自らが認識し、他人に伝えていくことによって、新たな価値や本来の価値を再認識できるようになります。

ただ、活用を積極的に行なっていきたい反面、民間所有の文化財については、所有者の同意と、防犯上の危険を解決できていないため、観光振興に活用できない状況です。多くの人の目に触れることによって、却(かえ)って文化財の破壊や滅失につながる恐れもあります。

①価値と魅力の共有に関する課題

文化財・文化遺産は、調査研究をすることによって、その価値が再認識されたり、魅力が磨き上げされたりして、改めて認識されるようになります。ただ、その価値や魅力は、専門的な知識などがないとわかりにくいものが多く、その共有や積極的な情報発信ができていないのが課題となっており、価値や魅力をわかりやすく、様々な手法で発信することも不足しています。

文化財・文化遺産の所有者による美術工芸品や祭礼の公開は、一部では行われているものの、積極的な公開体制とはなっておらず、価値の共有が図られていないため、課題となっています。

②人材育成に関する課題

町内各地に文化財・文化遺産が存在するため、それを網羅的(もうらてき)にガイドできる人材が不足しているとともに、その育成体制についても確立できていないことが課題となっています。また、既存(きそん)ガイドも人材不足や高齢化が課題となっています。

また、地域に存在する文化財、文化遺産については、住民や地元の自治会などが、それぞれ所有者であり伝承者でもあります。住民自らが関係の深い文化財・文化遺産の知識を持ち、簡単なガイドをすることができれば、郷土愛の醸成にもなりますが、地域全体でそれを共有するまでには至っておらず、実現できていないのが課題となっています。

③観光振興の推進に関する課題

町内の観光来訪者は増加傾向にあるものの、まだまだ少ない現状にあります。原因としては、文化財・文化遺産の知名度が低いことや、立ち寄るだけの通過型観光になっていること、歴史文化を活かした魅力的な観光商品や、グルメが知られていないこと、長期滞在や宿泊が可能な施設がないことなどがあげられます。これにより、立ち寄るだけの通過型(つうかがた)観光となっており、文化財・文化遺産の魅力を充分に堪能(たんのう)できるような滞在型(たいざいがた)観光になっていません。また、文化財・文化遺産はその性格や特徴から、様々な地域と関連がありますが、その関連を活かしていないのが課題となっています。

（３）環境整備に関する課題

文化財・文化遺産は町内各地に点在しており、交通が不便な土地や、見学環境が整っていないところも多くあります。ただ、文化財・文化遺産はなにより「現地・現物」を見て感じてもらうことが大切であるため、現地の環境や周辺の環境を整えることは、重要な要素となってきます。

また、環境整備を行う際には、文化財・文化遺産周辺の歴史的景観や風景を損なうことのないよう留意する必要があります。

①来訪者対策に関する課題

文化財・文化遺産を見て歴史や文化を感じるために必要な環境である散策道や多目的広場、便益施設などが整備されておらず、来訪した方が安心、安全に見学できるようになっていないことが課題となっています。

また、外国人来訪者の対策については、トイレの洋式化や Wi-Fi 整備については一部で整備されていますが、未着手のところが多く、課題となっています。受入体制としても、看板の外国語表記やスタッフの不足、支払いのキャッシュレス化などができておらず、課題となっています。

②周遊性向上に関する課題

町内にはストーリー性に優れた多くの文化遺産があるものの、点在しており、魅力的な文化遺産を活用しきれていないところが課題となっています。

特に文化財・文化遺産間の誘導案内板や散策道が十分でなく、現地まで誘導できていない現状があります。また、文化財・文化遺産間の距離が長く、公共交通機関も十分ではないため、車などの移動手段がないと移動ができないのも課題となっています。また、幹線道路や公共交通機関から、目的地まで誘導する看板などが整備されていないため、来訪者の誘導ができていないのが課題となっています。

4　地域計画の位置付け

（1）明和町上位計画

①第５次明和町総合計画（平成 22 年度（2010））

平成 23 年（2011）３月に策定した「第５次明和町総合計画」は、計画期間を平成 23 年度（2011）から平成 32 年度（2020）までとし、本町の将来像を『歴史・文化と自然が輝き、快適でこころ豊かな「和」のまち明和』と位置付けています。また、次代を担う子どもたちが本町の貴重な歴史・文化と恵まれた自然を守り育て継承し、快適に暮らせる心あたたかいまちづくりを進めていくために、７つの大綱とそれに連なる政策、施策を展開していくこととしています。

このうち、「Ⅵ　未来を築く豊かな人間性と文化を創造するまちづくり」内の「斎宮跡の保護・保存と活用」では、課題として史跡斎宮跡を核としたまちづくりを展開していくことで、快適な生活環境の形成と多くの町外の人々に訪れてもらうためのまちづくりを行うこととしており、「有形文化財等の保護・保存」では本町に残る文化財に住民が親しみを持ち郷土愛を深めるよう活用と啓発の推進が掲げられています。

②～まち・ひと・しごと創生～　明和町総合戦略（平成 27 年度（2015））

平成 27 年（2015）12 月に策定した「～まち・ひと・しごと創生～　明和町総合戦略」は、計画期間を平成 27 年度（2015）から平成 31 年度（2019）までの５年間とし、４つの基本目標の下、国や県の総合戦略と密接な関連を保ちながら、さまざまな施策による効果的な人口減少の克服と本町の創生に取り組むこととしています。計画期間については、見直しにより令和２年度（2020）まで延長することとなっています。

計画のうち、「目標２　住みたいと思うまちづくり」では、課題として国・県指定文化財を保存するだけでなく、管理や活用面においてより適正で有効な対策を図ることのほか、史跡斎宮跡への来訪者数増加を目指して、受け入れ体制の充実を図ることを進めていくために、４つの具体的な施策を展開しています。そのうちのひとつ「国史跡斎宮跡、日本遺産を活かした観光誘客による明和町の魅力発信」では、来訪者が楽しめるためのイベント事業や案内板の設置等による環境整備など、本町の魅力を向上させるための事業展開により、認知度の向上とともに来訪者の増加を図っていくこととしています。

③明和町都市計画マスタープラン（平成 22 年度（2010））

平成 23 年（2011）３月に策定した「明和町都市計画マスタープラン」では、将来像を「こころの豊かさを実感できる　多様な生活空間が調和したまち」を掲げており、まちづくりの目標を「“明和町”の都市アイデンティティの確立」とし、本町の特色である田園や自然・歴史・文化の活用及び都市の形成を方向付ける土地利用や基盤整備を推進していくこととしています。

まちづくりの基本目標の実現に向けたまちづくりの基本方針のひとつを「自然・歴史・文化の保全・活用」とし、史跡斎宮跡一帯における施設、景観整備や伊勢街道を活かしたまちなみの保全などを位置付けるとともに、史跡斎宮跡を歴史保全ゾーンに定めて歴史・文化拠点としています。

また、まちづくりの方針における景観形成の方針では、斎宮の歴史・記憶に基づく風景づくりを進めていき、伊勢街道沿道の町なみは伊勢神宮へと通じる街道の歴史性が感じられるよう、歴史的な町なみ景観に配慮した一体的な整備を推進していくことが位置付けられています。

さらに、史跡斎宮跡を中心とした区域の方針では、史跡斎宮跡を文化財としての学術的価値と観光・活性化に向けた資源的価値の二面性から、史跡の保存と資源の活用を合わせて検討していくこととしています。

（2）明和町関連計画等

①明和町観光振興計画（平成 28 年度（2016））

本町は、史跡斎宮跡をはじめとする歴史・文化資源や、大淀海岸・斎宮調整池周辺（斎宮調整池・斎宮きららの森）などのレジャー・自然に関する資源のほか、平成 27 年（2015）４月には、斎王・斎宮を中心としたストーリー「祈る皇女斎王のみやこ 斎宮」が日本遺産に認定されるなど、さまざまな観光資源を有しています。これら観光資源を最大限に有効に活用し、魅力的な観光地として認知されるとともに観光客の増加を図り、町内外の観光交流の促進や地域産業の活性化につなげることを目的として、平成 28 年（2016）３月に「明和町観光振興計画」を策定しました。

② 明和町地域防災計画（令和元年度（2019）修正）

明和町地域防災計画は、町民生活の各分野にわたり重大な影響を及ぼす恐れのある災害に対処（たいしょ）するため、県、町、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災関係機関および町民が有機的（ゆうきてき）に結合して総合的かつ計画的な地震防災対策の推進を図り、町民の生命や身体、財産を災害から保護することを目的としています。

また、同計画には文化財の被害を未然に防止や文化財の被害拡大を防止するための取組や、災害発生時における被害防止対策等が示されています。

③ 明和町環境基本計画（平成 29 年度（2017））

平成５年（1993）に公害対策基本法と自然環境保全法が統合される形で「環境基本法」が制定されて以降、国や県において環境保全に関するさまざまな施策や計画が策定されました。このような現状を受け、本町においても健全な地域環境や地球環境を将来の世代に引き継ぐため、平成 15 年（2003）４月に「明和町環境基本条例」を施行（しこう）しました。また、同条例に基づき「明和町環境基本計画」を平成 16 年（2004）に策定（さくてい）し、将来にわたって良い環境が継承（けいしょう）され、だれもが快適に暮らせるまちを目指して「きれいな水さわやかな空気　豊かな大地の中で　安心して暮らせるまち」を将来の望ましい環境像として掲げています。

また、「４．歴史・文化の保全と継承」では、本町に数多くある文化財に関する調査・研究を進めるとともに、その活用と保護・保存に努めていくこととしています。

（3）明和町文化財関連計画

①明和町歴史的風致維持向上計画（平成 24 年（2012）策定、平成 30 年（2018）変更）

平成 24 年（2012）６月に、本町の「明和町歴史的風致維持向上計画」が認定されました。同計画は、第５次明和町総合計画にて将来像を「歴史・文化と自然が輝き、快適でこころ豊かな「和」のまち明和」とし、明和町都市計画マスタープランにて「自然・歴史・文化の保全とそれらの資源を活用したまちづくり」を基本方針のひとつに位置付けたことを受け、地域における固有の歴史および伝統を反映した人々の活動と、その活動が行われる歴史上価値の高い建造物および周辺の市街地とが一体となって形成してきた良好な市街地の環境の維持向上を目的としています。

「明和町歴史的風致維持向上計画」では、３つの歴史的風致を定めており、「斎宮の顕彰と保存に関する歴史的風致」「伊勢神宮と関連する歴史的風致」「民俗行事に見る歴史的風致」が町内でも特徴的な風致となっています。特に同計画で定めた重点地区では、「斎宮跡周辺地区」として、史跡斎宮跡を中心に 215ha の範囲を指定しており、歴史的風致の維持と向上に努めています。

②個々の文化財の計画

国指定の史跡と天然記念物において、個別に保存管理計画が定められており、史跡等の保存について課題や対策について記載されています（表 14)。その他、史跡の活用についての計画や方針も策定されています。今後は、文化財保存活用地域計画の内容と整合をとるため、既存の計画書の内容を、保存活用のための計画として、更新しつつ運用していきます。また、県や町の指定文化財の保存活用計画についても、必要に応じて計画を策定していきます。

表 11　保存管理計画一覧

No.	書名	編集者名	発行者名	発行年
1	史跡斎宮跡保存管理計画書	明和町	明和町教育委員会	1980
2	史跡斎宮跡保存と地域振興に関する基本的考え方調査報告書	史跡保全と地域振興研究委員会	明和町	1980
3	史跡水池土器製作遺跡保存整備基本計画	明和町	明和町	1983
4	史跡斎宮跡を核とした町の活性化基本方針	明和町	明和町	2010
5	国指定天然記念物斎宮のハナショウブ群落保存管理計画	明和町	明和町	2011

図 95　地域計画の位置付け

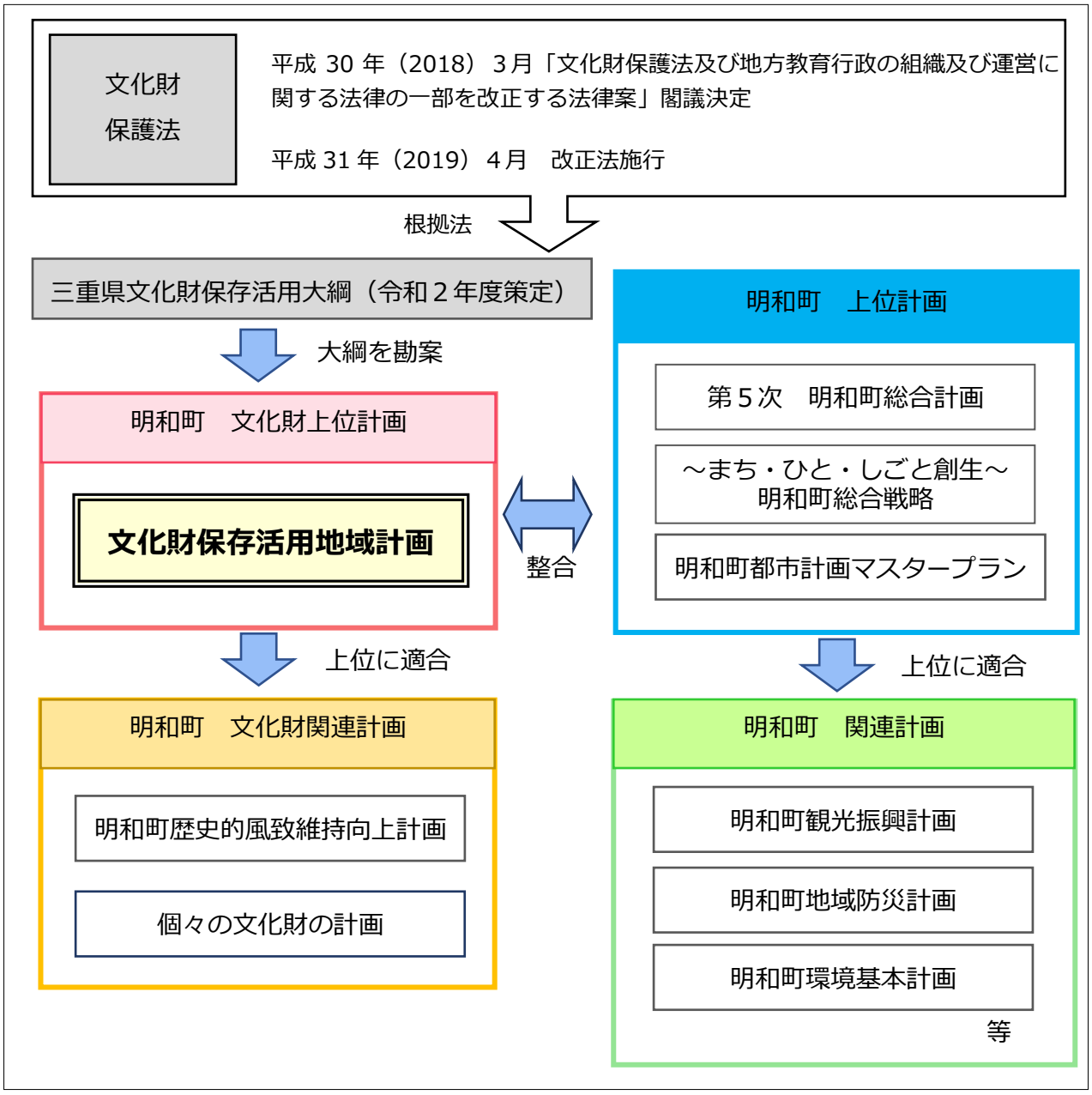

5　町内全域の文化財の保存・活用に関する方針

本章第３節においては、当町全体の歴史文化が持つ様々な課題を抽出しました。これらの課題を行政、所有者、住民、民間などが一体となって解決することによって、地域の歴史文化を守りつつ、広く活用していくことができるようになります。

（１）調査・研究・保存に関する方針

①調査研究に関する方針

町史編纂時に行われた総合的な調査を、行政、研究者、郷土史家、所有者、住民などが協力し、継続して実施することで、文化財・文化遺産に関する調査研究体制を確立・継続していきます。

また、総合的な調査によって得られた新たな資料や知見、過去の町史編纂時の資料などの整理や公開による文化財・文化遺産の価値づけや住民に共有を行なっていくことにより、所有者や住民、地域社会全体が歴史文化への愛着（あいちゃく）やふるさとへの誇りを持つことが必要です。

②指定・登録に関する方針

今後指定・登録を計画的・継続的に行い、町の歴史を物語る文化財・文化遺産を増やしていくことで、町民の歴史文化に対する興味や関心、誇りの醸成（じょうせい）につながります。そのためには、前述の総合的な調査研究を、地域社会全体で継続的に実施し、文化財・文化遺産のリストを更新していきます。

また、指定等文化財を確実に後世に伝えていくため、個々の文化財における今後の保存や活用の方針について定めた保存活用計画の策定を、所有者や行政が行ない、それを地域社会全体で支えていく体制を推進していきます。

③防災・防犯体制に関する方針

文化財・文化遺産の防災・防犯対策としては、『三重県文化財保存活用大綱』『三重県文化財防災マニュアル』に沿って、災害・盗難の発生前、発生時、発生後の３段階を想定した計画を立てておくことが必要です。基本的な行動計画は、『三重県文化財保存活用大綱』を参考に以下の表 12 のように整理しました。行政だけではなく、所有者や住民の参加による日頃からの訓練が非常に重要です。個別の文化財については、この表を元にしてどのような訓練が必要か、文化財の緊急避難先はどこか、などをあらかじめ協議しておく必要があります。防犯対策としては、表 13 のように、所有者や住民による日々の見回りや、（仮称）文化財保護指導委員などの設置検討、所有者による防犯対策設備の設置なども導入を検討していきます。

未指定文化財については、『文化遺産防災ネットワーク推進会議の災害時における活動ガイドライン』を参考として、災害・盗難発生時に県や、他機関とも情報共有を行い、広域的（こういきてき）な保存施策がとれるよう、文化財・文化遺産リストの作成を行い、リストの充実を行うことで、災害・盗難発生時の迅速（じんそく）な対応がとれるよう整備を検討していきます。

そのような活動によって、危機意識が高まるとともに、守りながら活用していくことができるようになります。

④収蔵・整理に関する方針

町が収蔵・保管している膨大な町史編纂・調査資料や、民間が所有している文化財については、歴史

表 12　災害発生時の基本的な対応行動表

取組主体	事前の備え（発生前）	災害発生直後	災害発生後
町	・文化財・文化遺産の事前把握とリストの作成 ・県、警察・消防との情報共有 ・所有者への対策設備支援 ・所有者との課題共有	・発災後３日以内の文化財リストの被害状況確認と県、所有者との情報共有 ・文化財の応急対応と緊急避難	・被害が大きかった際には、国等への支援を要請 ・対応可能であれば、所有者と応急処置完了後の修理等の協議・支援
文化財等の所有者	・防災訓練等の実施 ・対策設備の導入 ・日常の定期点検、見回り等	・被災文化財の状況把握と町との情報共有 ・文化財の緊急避難 （自身に危険の及ばない範囲で）	・対応可能であれば、町等と応急処置完了後の修理等の協議・支援 （自身に危険の及ばない範囲で）
近隣住民	・防災訓練等への参加 ・地域の文化財・文化遺産の把握	・被災文化財の状況把握や文化財の緊急避難 （自身に危険の及ばない範囲で）	・対応可能であれば、所有者、町への協力 （自身に危険の及ばない範囲で）

表 13　盗難・汚損等発生時の基本的な対応行動表

取組主体	事前の備え（盗難、汚損等発生前）	盗難・汚損等発生後
町	・文化財・文化遺産の事前把握とリストの作成 ・県、警察・消防との情報共有 ・所有者への対策設備支援 ・所有者との課題共有	・盗難、汚損確認後、県と情報共有 ・盗難時には、県外、国外への情報共有
文化財等の所有者	・防犯訓練等の実施 ・対策設備の導入 ・日常の定期点検、見回り等	・盗難、汚損確認次第、警察、町への連絡
近隣住民	・防犯訓練への参加 ・地域の文化財・文化遺産の把握	・盗難、汚損確認次第、所有者への連絡

的な資料という価値づけを改めて行ない、保存に適切な施設や環境で、保存・管理を行なっていく必要があります。保存に最適な環境で文化財・文化遺産を後世（こうせい）に伝えていくことは、地域社会全体にとって自分自身の歴史文化を物語る上で欠かせないものだということを地域社会全体が理解し、支えていくことが必要です。

⑤次代の担い手への継承に関する方針

地域に根差した文化財・文化遺産や祭礼を継承し、後世に伝えていく主体となるのは、その地に暮ら

す地域住民や所有者をおいて他にはありません。これまで行なってきた地域の祭礼などが担い手不足で減少していくなかではありますが、可能な限り次代へ継承していかなければなりません。所有者や住民自身が、地域での文化財・文化遺産の価値を再確認することや、伝統文化の記録作成などに協力することで、改めてその価値を認識し、誇りをもって次代の担い手に伝えていくことが重要です。また、それを後押しする町も、文化財・文化遺産を専門に扱うことのできる人材を確保していくことが必要です。『三重県文化財保存活用大綱』では、市町の取組として、定期的な人材確保と育成、研修への参加が必要とされています。官民問わず、地域社会総がかりで、次代の担い手や人材に文化財・文化遺産の適切な保存と継承を行なっていく体制を構築していきます。

次代の担い手となる子どもたちに、文化財・文化遺産の保存と継承について理解を深めてもらうため、住民・行政・学校教育が連携してその価値や歴史、魅力を子どもたちに授業等で紹介し、郷土の歴史文化を大切に思う気持ちを育てていきます。そのためには、様々な文化財・文化遺産を紹介・体験する授業等を企画し、わかりやすい解説本などを作成することで、各学校の教育カリキュラムなどに取り入れてもらう必要があります。

（２）活用に関する方針

①価値と魅力の共有に関する方針

調査研究でわかった文化財・文化遺産本来の価値や魅力を、老若男女問わず、地域全員、地域社会全体が理解していくためには、わかりやすく情報発信をしていくことが必要で、それを理解しようとする地域社会全体の意識づけを行なっていきます。

行政や所有者等が文化財・文化遺産の看板を設置したり、公開体制を強化したりすることによって、地域の理解が進み、さらに新たな魅力の気づきや、誇りが醸成されるよう推進していきます。ただ、民間所有の文化財については、充分な対策を行なった上で実施し、所有者と住民、行政が協議をしながら実施していく必要があります。

また、外部への情報発信としては、行政や所有者はもちろん、地域住民など地域社会全体で、文化財・文化遺産の価値や魅力を、アナログ、デジタル等のさまざまな手法で情報発信していきます。地域活性化や交流人口の拡大の一助として歴史文化を紹介したり、ネットインフルエンサーを起用したりするなど、効果的な情報発信を行い、知名度の低さなどを解消していき、歴史文化の価値と魅力を共有させていきます。

②人材育成に関する方針

文化財・文化遺産をガイドする人材を育成する体制を確立させ、町内各地域でガイドを育成することによって、既存のガイドとも連携し、全町的な文化遺産の活用、啓発を行っていきます。育成には、ガイドの検定制度を設け、目標を持ってステップアップを図っていくようにすることも必要と考えています。

また、地域に根差した文化財・文化遺産については、住民や地元の自治会などが所有者でもあり、伝承者でもあるため、それぞれが文化財・文化遺産についての知識を持ち、簡単なガイドができるように簡易な豆本や紹介動画、看板などを設置することで地域住民が地域ガイドとなる体制を目指します。

③観光振興の推進に関する方針

通過型観光ではなく、滞在型観光とするために、歴史文化を活かした魅力的な体験型プログラムやツ

アー、土産物などの観光商品を企画し、商品化することで、伊勢市などの近隣市町と連携した地域型周遊観光を実現し、集客向上を図っていきます。

歴史的な建造物等を、所有者や、民間、行政が一丸となってリノベーションなどを行ない、長期滞在や宿泊可能な施設、店舗としていくことで、滞在型観光を推進していきます。また、滞在型観光においては、観光客を受け入れる住民や地域社会全体の受入体制や、おもてなしの気持ちが大切になってきます。自らの持つ歴史文化に誇りを持ち、できる限りの協力体制を構築していきます。

史跡斎宮跡の公園を活かした斎王まつりなどのイベントは、以前から行われていますが、さらに魅力的なイベント等を誘致し、史跡公園のユニークベニューを行なうことで、史跡そのものの魅力を発信・向上させるきっかけとし、今後の観光振興を推進していきます。

（3）環境整備（かんきょうせいび）に関する方針

①来訪者対策に関する方針

来訪者が文化財・文化遺産のある現地へ行き、安心、安全な環境で見学し、歴史や文化を感じることができるように史跡公園や散策道などを整備していきます。そのため、個々の文化財・文化遺産ごとに整備状況や見学環境などを所有者、地域住民などとともに見直し、計画的に行なっていきます。

また、外国人来訪者に対しては、トイレの洋式化や Wi-Fi 整備などの設置を検討していきます。受入体制についても、看板の外国語表記を整えたり、外国語が話せるスタッフを確保したり、支払いのキャッシュレス化の設置を検討していきます。

②周遊性向上に関する方針

文化財・文化遺産を訪れた人が、町内各地に多数点在（てんざい）している文化財・文化遺産や関連施設等を効率的に周遊することができるように、誘導案内板などを充実させて回遊性を高めていきます。また、来訪者の玄関口となる、幹線道路や公共交通機関からの誘導看板等を整備していき、来訪者の利便性を高めます。

そのほか、文化財・文化遺産の周遊（しゅうゆう）バスやレンタサイクル、レンタカーなど、周遊性の向上のためにどのような方法が適しているか、行政、所有者、民間事業者をはじめ、地域社会全体で検討するとともに、利便性を高めるため、MaaS の導入なども検討していきます。

6　計画の進捗管理と自己評価の方法

明和町総合計画の計画期間が令和３年度(2021)～12 年度(2030)までの 10 年間であることを踏まえ、文化財保存活用地域計画の計画期間も、令和３年度(2021)～12 年度(2030)の 10 年間とします。

その間、若干の計画の見直しが行われることが想定されるため、５年で明和町文化財保存活用地域計画協議会による中間評価を行い、必要であれば事業等の見直しを考えていきます。計画の実施にあたっては、「明和町歴史的風致維持向上計画」とも連携して事業を実施していきます。

第 5 章　関連文化財群の保存・活用に関する方針

1　関連文化財群の考え方

第３章でまとめた明和町の歴史文化の特徴は、１．斎王、斎宮に関する歴史文化、２．伊勢神宮に関する歴史文化、３．多様な環境に適応した人々の営みに関する歴史文化　の３つです。その中でも、明和町の歴史を物語る上で欠かせない文化財・文化遺産について、グループごとに類型化し、以下の表 14 のように、８つの関連文化財群として設定しました。

文化財・文化遺産は、単体では理解しにくいものや、ひとつだけでは大きな意味を持たないもの、地域の活動に支えられて成立しているものなどが多く存在しています。それらをテーマごとに総括し、ストーリーとして位置づけ、保存・活用をしやすくするのが、関連文化財群です。関連文化財群を設定することで、文化財を支える文化財・文化遺産の存在、ひいては、地域の活動や環境などによって文化財が成り立っていることがわかりやすくなります。

表 14　明和町の関連文化財群一覧

歴史文化の特徴		関連文化財群の名称
1	斎王、斎宮に関する歴史文化	①祈る皇女斎王のみやこ　斎宮
2	伊勢神宮に関する歴史文化	②伊勢街道と街道文化
		③土器の文化　神宮奉納土器
		④紡織文化　神御衣～御糸織
		⑤伊勢神宮を支えた神領五箇村
3	多様な環境に適応した人々の営みに関する歴史文化	⑥多くの古墳が造られたまち
		⑦神仏をまつる人々
		⑧受け継がれる村の形

【考え方】

○関連文化財群を構成する文化財・文化遺産を「構成文化財」と呼称することとします。

○日本遺産に認定されている「祈る皇女斎王のみやこ　斎宮」については、構成文化財を追加設定しました。

○ひとつのテーマに対して、地域を定めず構成文化財を抽出しました。

2　祈る皇女斎王のみやこ　斎宮

関連文化財群のストーリー

古代から中世にわたり、天皇に代わって伊勢神宮の天照大神に仕えた「斎王」は、皇女として生まれながら、都から離れた伊勢の地で、人と神との架け橋として、国の平安と繁栄を願い、神への祈りを捧げる日々を送っていました。

斎王の宮殿である斎宮は、伊勢神宮領の入口に位置し、都さながらの雅な暮らしが営まれていたと言われています。

地元の人々によって神聖な土地として守り続けられてきた史跡斎宮跡一帯は、日本で斎宮が存在した唯一の場所として、皇女の祈りの精神を今日に伝えています。

構成文化財とその概要

① 大淀　㊐

倭姫命の寄港地で、古代においては、伊勢地方の海を代表する景勝地。

② 佐々夫江行宮跡　㊐

倭姫命が、大淀で仮に造った宮跡（元伊勢）。『竹佐々夫江旧跡 山大淀 大正4年9月』の石碑が残る。

③ カケチカラ発祥の地　㊐

倭姫に真鶴が八百の穂を持つ稲を捧げたと伝わっている。伊勢神宮の重要な儀式である神嘗祭の元となったとされる。

④ 祓川　㊐

斎王が赴任時と月次祭の時に禊を行った神の領域との境にあたる川で、「多気川」ともされる。

⑤ 斎王尾野湊御禊場跡　㊐・㊍

斎王が毎年 9 月に伊勢神宮で行われる「神嘗祭」に奉仕するため、禊を行ったとされる伝承地で、現在も海岸線にある。

⑥ 業平松　㊐

『伊勢物語』をモチーフに、斎王と業平が歌を詠み交わしたとされる伝承地。現在は３代目。

⑦ 竹川の花園　㊐

『源氏物語』「竹河の帖」で登場する花園の伝承地で、「大正 15 年」の石碑が建つ。

⑧ 斎宮跡出土品　㊐・㊎

昭和 45 年（1970）から開始された発掘調査の出土品で、斎宮の変遷や文化の高さがわかる資料。

㊐…日本遺産　㊎…国指定　㊌…県指定　㊍…町指定

構成文化財とその概要

⑨ 隆子女王の墓　㊐・㊍

斎宮で初めて亡くなった斎王の墓で、現在は宮内庁管轄の陵墓となっている。

⑩ 斎王の森　㊐

地元で斎王の御殿があったとされ、大切にされていた場所で、現在は神宮司庁の管理地となっている。

⑪ 竹神社　㊐

地元で古くから「野々宮」と呼ばれ、神聖な土地として守ってきた神社。現在は斎宮地区一帯の氏神。

⑫ 斎宮跡（史跡）　㊐・㊔

古代から中世にかけての 660 年間、伊勢神宮に仕えた斎王が暮らしたみやこ。

㊐…日本遺産　㊔…国指定　㊖…県指定　㊍…町指定

その他の構成文化財

No.	名称	分類
⑬	御黛山	史跡
⑭	白浜真名胡神社跡	史跡
⑮	行平松	史跡
⑯	伊勢物語図屏風	有形
⑰	源氏物語図屏風	有形
⑱	丑寅神社跡	史跡
⑲	古代伊勢道	史跡
⑳	惇子内親王の墓	史跡　㊍

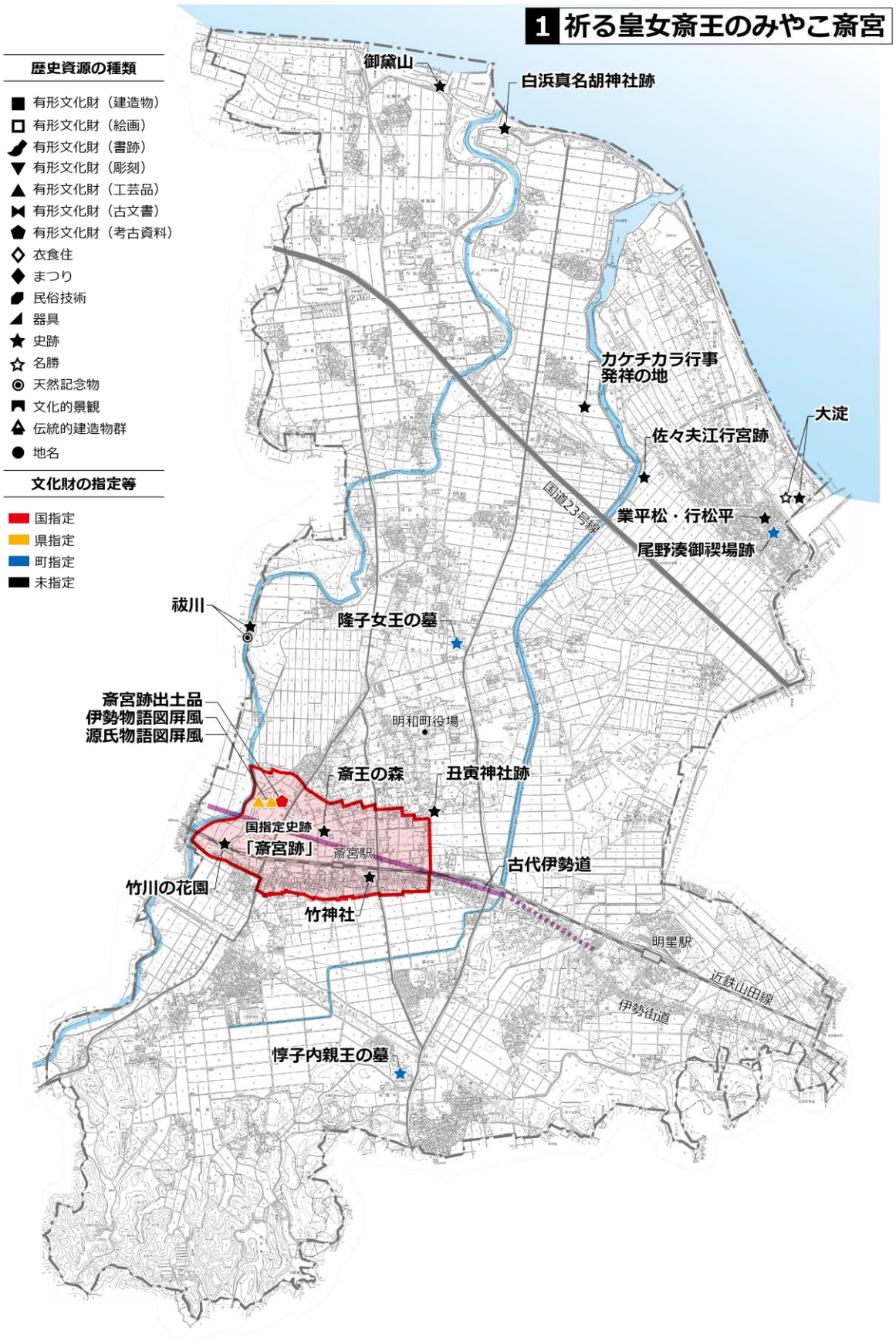
1 祈る皇女斎王のみやこ斎宮
歴史資源の種類
有形文化財（建造物）
有形文化財（絵画）
有形文化財（書跡）
有形文化財（彫刻）
有形文化財（工芸品）
有形文化財（古文書）
有形文化財（考古資料）
衣食住
まつり
民俗技術
器具
史跡
名勝
天然記念物
文化的景観
伝統的建造物群
地名
文化財の指定等
国指定
県指定
町指定
未指定
御麓山
白浜真名胡神社跡
カケチカラ行事発祥の地
大淀
佐々夫江行宮跡
国道23号線
業平松・行松平
尾野湊御禊場跡
祓川
隆子女王の墓
斎宮跡出土品
伊勢物語図屏風
源氏物語図屏風
明和町役場
斎王の森
丑寅神社跡
国指定史跡
「斎宮跡」
斎宮駅
古代伊勢道
竹川の花園
竹神社
明星駅
近鉄山田線
伊勢街道
惇子内親王の墓

（１）これまでの取組

①調査研究・保存に関する取組

昭和 45 年（1970）に祓川右岸の古里地区において団地開発に伴う事前発掘調査を発端として、「斎宮」との関連が注目され、昭和 48 年度（1973）から３か年間、三重県教育委員会による範囲確認調査が行われました。そうした調査の結果、昭和 54 年（1979）３月には東西約２ｋｍ、南北約 700m、面積 137.1ha の範囲が国の史跡指定を受け、今でも発掘調査が続けられています。そして、この広大な史跡をどのように保存・活用していくかを県と町との間で業務分担を定めた覚書（おぼえがき）を昭和 53 年（1978）12 月に交わしました。その内容は、県は、宮跡解明のための計画発掘調査と史跡整備、展示公開施設の整備を行い、町は、史跡の管理団体となり、史跡の公有化と維持管理、現状変更に伴う発掘調査を行うというものでした。この覚書に基づき、県は昭和 54 年（1979）６月、展示室を併設した斎宮跡調査事務所を設置し、計画調査や史跡整備を実施しました。町は、昭和 55 年（1980）３月に『史跡斎宮跡保存管理計画』を策定し、これに基づいて史跡の公有化を行い、整備された史跡公園を含め公有地の維持管理と、継続した史跡公有化を行っています。

平成元年（1989）10 月には、県は「斎宮歴史博物館（さいくうれきしはくぶつかん）」を設置し、斎宮跡調査事務所の機能を移し、継続した調査研究を続け、平成 13 年（2001）には、『斎宮跡発掘調査報告書Ⅰ』を発刊しました。その後も史跡内での調査研究が行なわれ、平成 21 年（2009）には、「斎宮跡出土品」が国の重要文化財に指定されました。平成 29 年（2017）には、『史跡斎宮跡発掘調査基本方針』が策定され、今後の調査方針が示されました。令和元年３月末での発掘調査率は、17％に達しており、現在も継続した発掘調査が実施されています。また、保存に伴う土地の公有化については、令和２年３月末での公有化済面積は、432,075 ㎡となっており、史跡全体の約 31％に達しています。

また、史跡斎宮跡内の各施設において、例年１月に防災・防火訓練を行なっています。いつきのみや歴史体験館、さいくう平安の杜、いつきのみや地域交流センターで、火災発生時の連絡訓練や初期消火訓練を行ない、消火栓を使用して外からの放水訓練（図 96）も行なっています。

図 96　体験館の放水訓練

②活用に関する取組

史跡斎宮跡の整備は、昭和 57 年度（1982）に斎宮のシンボルとして親しまれてきた「斎王の森」周辺での遺構平面表示（いこうへいめんひょうじ）をモデル的に実施したのが最初です。そして、ここが整備されると昭和 58 年（1983）３月、地域住民の有志が斎宮で亡くなった斎王の魂を慰めようと斎王まつりを開催しました。翌年、町内文化団体による「斎王まつり実行委員会」が組織され、第３回からは、都から斎宮まで赴く斎王群行の再現を行い、毎年約３万人が集まる明和町最大のまつりに発展し、令和元年度で 37 回を数えます（図 97）。約 100 名が、平安衣装に身を包み、輿に乗って群行する姿は圧巻で、特に斎王役は、最上級の輿である「葱華輦」に乗り、十二単

図 97　斎王まつり

図 98　斎王の宝箱

姿で様々な儀式に臨みます。

また、観光協会では、史跡来訪者へのもてなしとして、平成 14 年（2002）から「斎宮ガイドボランティア」を発足させ、斎宮歴史博物館と協力して斎宮跡来訪者へのガイドを行なっているとともに、平安時代の食事を再現した「斎王の宝箱」（図 98）の開発・販売も行ない、来訪者へのサービス向上を図っています。

明和町では、平成 22 年（2010）から、町のマスコットキャラクターの公募を行ない、「めい姫」（図 99）を誕生させました。めい姫は、天然記念物でもあるノハナショウブの妖精で、十二単をイメージした衣装と愛らしい風貌から、明和町や斎宮の PR に活躍しています。平成 27 年（2015）には、明和町の特産品を使ったお土産のアイデアを全国募集し、古代米である黒米を使用した「めい姫の十二単バウム」（図 100）を商品化しました。

図 99　めい姫

図 100　めい姫の十二単バウム

また、町は平成 24 年度（2012）から、文化財部局と観光部局を一本化した「斎宮跡・文化観光課」を設置し、斎宮跡をはじめとした文化財の保存と活用を一体的に行なえる体制を整えました。

県では、斎宮歴史博物館での企画展、特別展のほか、歴史講座を開催し、様々なテーマで斎宮や古代文化について活用を行なっています。館外での活用も活発に行なわれており、斎宮跡発掘調査現場の公開や歴史フォーラムなどを開催し、史跡斎宮跡全体を活用しながら活動を行なっています。

③環境整備に関する取組

平成元年（1989）10 月、県は、史跡西部の古里地区に史跡斎宮跡の調査・研究、普及公開、保存・活用の拠点として「斎宮歴史博物館」（図 101）を設置し、合わせて町は、進入路となる「歴史の道」や「ふれあい広場」など周辺の環境整備を行いました。

また、平成元年度（1989）から平成 6 年度（1994）にかけては、上園、古里、篠林地区において、張芝による暫定的な広場整備を実施しました。中でも、斎宮歴史博物館の南側に接する約 40,000 ㎡に及ぶ「ふるさと芝生広場」は、現在、各種イベントや学校遠足の憩いの広場等に利用され、コミュニティ機能が発揮されています。

図 101　斎宮歴史博物館

史跡東部では、発掘調査により、遺構の重要性が明らかになる中で、平成５年度（1993）に、『史跡斎宮跡―整備基本構想検討調査報告書―』をまとめ、史跡整備の具体的な課題の整理と方向性を示すとともに、平成８年（1996）３月に『史跡斎宮跡整備基本構想』を策定しました。

この構想では、史跡全体をサイトミュージアム（史跡博物館）として位置付けるとともに、図 102 のように５つのゾーン（①遺構の学術的復元・整備ゾーン、②遺構の活用・演出的整備ゾーン、③歴史的まちなみ整備ゾーン、④集落地区整備ゾーン、⑤ふるさと景観整備ゾーン）を設定し、それぞれの特性

に応じた整備を図っていく方向性を示しました。

図 102　整備基本構想ゾーン図

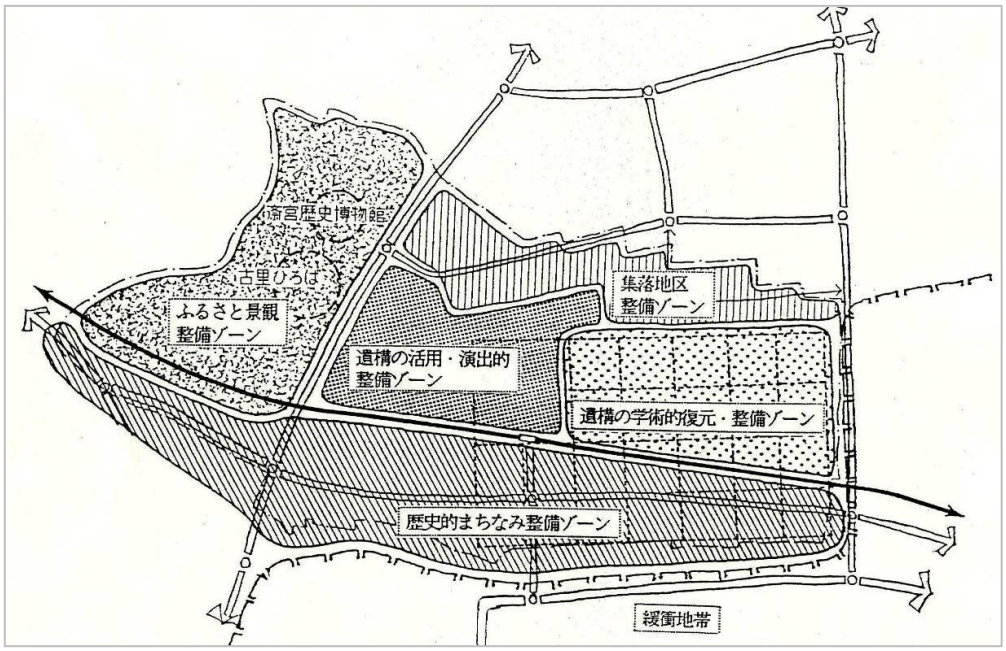

なお、平成８年（1996）から平成 13 年（2001）にかけて、近鉄斎宮駅北側約 6.5ha を対象に実施した「斎宮跡地方拠点史跡等総合整備事業（通称：歴史ロマン再生事業）」は、本構想に基づく初めての本格的な整備となりました。史跡斎宮跡全体像をビジュアル的に表現した「斎宮跡1／10 史跡全体模型」（図 103）や平安文化の体験を主眼とする体験学習施設「いつきのみや歴史体験館」（図 104）は、さまざまな学習や体験ができる全国に例のない特色ある施設として、「斎宮歴史博物館」と連携しながら独自の機能を発揮しているとともに「斎王まつり」や「斎宮浪漫まつり」、「十五夜観月会」といった平安時代の様子を再現し、体感してもらうことに広く活用されています。

図 103　歴史ロマン広場

図 104　十二単試着体験（いつきのみや歴史体験館提供）

平成 18 年（2006）に三重県が「史跡整備在り方検討会」を開催し、次の史跡整備に向けて検討がなされました。平成 22 年（2010）３月には、三重県によって「史跡斎宮跡東部整備基本計画書」が策定され、史跡東部の柳原区画において復元建物の整備を行なうこととされました。平成 27 年（2015）

には、復元建物は、「史跡公園　さいくう平安の杜」（図 105）としてオープンし、斎宮跡の象徴的な存在として、さまざまな活用が行なわれています。

町でも、復元建物をより実感できるように、「斎宮 VR（バーチャルリアリティ）」を開発し、現地で体験できるように整備しました。

図 105　さいくう平安の杜

平成 22 年(2010) 2 月に明和町によって策定された「史跡斎宮跡を核とした町の活性化基本方針」に基づき作成した「明和町歴史的風致維持向上計画」（以下、歴まち計画）が平成 24 年（2012）6 月に認定されました。平成 24 年（2012）から令和 2 年（2020）までの計画で史跡内の環境整備事業が行われ、平成 27 年（2015）には、近鉄斎宮駅史跡公園口がオープンしました。その他、誘導案内板、散策道、ポケットパーク等の環境整備や、来訪者の拠点となる施設として、いつきのみや地域交流センター、明和町観光案内所が整備され、現在も継続して計画実施されています。また、景観に関する取組も実施し、道路や散策路の無電柱化、道路やガードレールなどの美装化、案内看板の統一などを行ない、史跡周辺の景観も向上しました。

④日本遺産の認定と総合的な情報発信について

平成 27 年（2015）4 月には、斎宮跡を中心とした 12 の構成文化財が織りなすストーリー「祈る皇女 斎王のみやこ　斎宮」が日本遺産に認定されました。これにより、これまでバラバラに保存・活用していた町内各地の構成文化財を総合的に評価し、町内外に情報発信できるようになりました。知名度の低さが大きな課題でしたが、伊勢神宮とからめて「斎宮・外宮・内宮　伊勢の入口　斎宮」、「日本遺産のまち　明和町」をテーマに、新たな手法も用いた総合的な情報発信事業を行なうことができました。

図 106　ラッピング電車

説明看板の設置や、多言語対応した「日本遺産斎宮アプリ」の開発をはじめ、PR 動画の作成、ラッピング電車（図 106）やバスの走行など効果的な情報発信を進め、さらに SNS（図 107）で発信することにより、多くの方に「日本遺産のまち　明和町」を知っていただくことができました。また、小学校の総合学習でも日本遺産について学習してもらうため、子ども向けのマンガによる解説本も作成し、将来を担う町の子どもたちにも啓発することができました。

図 107　SNS 日本遺産のまち明和町

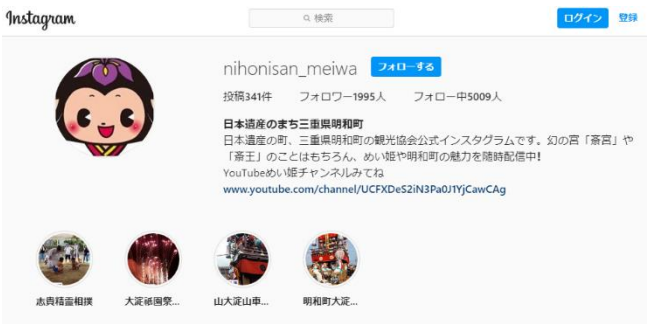

日本遺産の認定によって、様々な波及効果もありました。地域の人たちの意識が向上し、地域貢献のため地元有志の団体「呉竹倶楽部」が組織され、「さいくう平安の杜」の案内・管理・清掃などを行なっています。

町内・県内のイベントだけではなく、全国的なイベントや都市部、空港などでの出展の機会が多くなったことにより、不特定多数への情報発信も活発に行なうことができるようになりました。

（2）保存と活用に関する課題と方針

前節で整理したこれまでの取組によると、当文化財群は様々な取組がなされており、文化財・文化遺産の保存・活用方法については、これまでの取組を整理したうえで、課題を洗いなおしていく作業が必要です。

①調査研究・保存に関する課題

１．調査研究と共有に関する課題

史跡斎宮跡の調査研究と成果の共有については、これまで三重県と明和町で継続した事業が実施されていますが、今後も計画的な事業の実施が求められています。

２．保存に関する課題

史跡斎宮跡の保存については、継続した土地の公有化が計画的に進められていますが、現在の取得率は約 31％で、今後も計画的な公有化が求められています。また、史跡斎宮跡の保存において核となる『史跡斎宮跡保存管理計画』が策定されていますが、策定から 40 年以上が経過しており、現状にそぐわないことが課題となっています。

３．防犯・防災に関する課題

史跡斎宮跡関連施設では、例年防災・防犯訓練や消防設備点検が実施されており、今後も継続した実施が求められています。また、現在訓練における住民参加は実施していないため、地域社会全体で文化財の防犯・防火意識を高められていないことが課題となっています。

また、史跡の復元建物であるさいくう平安の杜でも訓練や点検は実施されていますが、燃えやすい素材で復元されているため、引き続き防火対策の徹底が求められています。

４．次代の担い手の育成と継承に関する課題

日本遺産や史跡斎宮跡を次代に引き継いでいくため、学校教育との連携が進められてはいますが、まだまだ学校教育の中での位置づけが確立していないことが課題となっています。

５．歴史的景観の保護に関する課題

史跡斎宮跡周辺の自然的・歴史的な環境や景観は、維持管理や後継者不足、開発行為などによって徐々に減少しつつあります。

また、歴史的な景観が残されている地区でも、電柱や標識柱及び照明施設、ガードレール等がそれらの景観を阻害しています。『明和町歴史的風致維持向上計画』により、部分的に改善しましたが、史跡内全体の景観や公共物については統一された基準がなく、バラバラな状況であることが課題となっています。

②調査研究・保存に関する方針

１．調査研究に関する方針

史跡斎宮跡の調査研究と成果の共有については、これまで三重県と明和町で継続した事業が実施されていますが、今後も計画的な事業の実施が必要です。それには、調査研究を支える地域住民の協力が必要となってきます。

2．保存に関する方針

史跡斎宮跡の保存については、継続した土地の公有化が計画的に進められていますが、今後も史跡保存のための土地公有化を推進していく必要があります。また、史跡斎宮跡を今後も保存していくためには、保存方針の核である『史跡斎宮跡保存管理計画』を見直し、『史跡斎宮跡保存活用計画』の改定に向けて取り組んでいきます。いずれも地域住民の理解と協力なしでは、行なえないことで、これまで以上の協力体制が必要となってきます。

3．防犯・防災に関する方針

史跡斎宮跡関連施設での、防災・防犯訓練の継続した実施が必要です。また、訓練への住民参加の実施を行なうことによって、地域社会全体で文化財の防犯・防火意識を高めていきます。

また、令和元年に文化庁によって策定された、「世界遺産・国宝等における防火対策５か年計画」においては、世界遺産となっている史跡の復元建物に対しての防火対策が強く求められています。復元建物であるさいくう平安の杜も、今後は計画を参考にした上で防火対策の徹底を行なっていきます。

4．次代の担い手の育成と継承に関する方針

日本遺産や復元建物などを活用した学校教育との更なる連携を進めていくことによって、次代への継承につなげていくことが必要です。そのためには、学校側の理解と体制整備、教育委員会への働きかけも必要になってきます。

5．歴史的景観の保護に関する方針

史跡斎宮跡周辺の歴史的な建造物や景観、昔ながらの生業を思わせる風景等を保護するためには、住民や地域社会全体が景観などの重要性や、規制の在り方などについて理解を深め、自らが景観や風景などを保護していく意識を持つ必要があります。そのために、町では景観や風景などの重要性や、歴史的な価値を地域社会全体で共有し、（仮称）風景条例に関する検討を地域社会全体で行なっていきます。『明和町都市計画マスタープラン』を土台として、庁内の建設課やまちづくり戦略課とともに、三重県とも検討のための協議を行なっていきます。

（仮称）風景条例では、歴史的な景観や文化財があるところを特別地区として定め、歴史的な趣（おもむき）に配慮した道路の美装化（びそうか）、電柱や標識柱及び照明施設、ガードレール等の色彩（しきさい）などを景観に配慮したものとするように定めていく必要があります。

③活用に関する課題

1．価値と魅力の情報発信に関する課題

日本遺産や史跡斎宮跡に関する情報発信事業については、これまでの取組を継続的に実施していくことが求められています。また、行政からの情報発信だけではなく、多角的な情報発信ができていないことが課題となっています。

2．人材の育成に関する課題

人材の育成については、史跡斎宮跡には既存ガイドが常駐しているものの、日本遺産やその他観光施設について精通した複合ガイドが不足していることが課題となっています。また、既存ガイドも人材の高齢化や、減少が課題となっています。

３．観光振興の推進に関する課題

日本遺産周辺には長期滞在や宿泊が可能な施設の少なさや、滞在時間を延ばすための観光商品の少なさなどにより、通過型観光となっていることが課題となっています。

④活用に関する方針

１．【価値と魅力の情報発信に関する方針】

日本遺産や史跡斎宮跡に関する情報発信事業については、これまでの取組を継続的に実施していくことが求められています。情報発信は継続して実施することに効果があり、行政や民間、住民など多角的な情報発信も効果があるため、今後は様々な角度から情報発信をしていきます。日本遺産の公開については、現地や町外での積極的な公開を継続して実施していきます。

また、斎宮跡関連地域や連携協定を結んでいる四日市市などと連携して情報発信や公開事業を実施していきます。

２．【人材の育成に関する方針】

今後、日本遺産や史跡斎宮跡が持つ様々な魅力を、体験型ツーリズム、グルメ、アクティビティなどで発信していくことが求められており、そのための人材育成や体制の強化を実施していきます。

既存のガイドだけではなく、民間が主体となった観光ガイドや複合ガイドなどが必要で、住民が主体となった地域固有のガイドの育成なども検討していきます。

３．【観光振興の推進に関する方針】

史跡斎宮跡や日本遺産などの歴史文化を活かした観光商品の開発や史跡公園の活用を、継続して実施していく必要があります。また、歴史的建造物を活用し、滞在施設や観光施設として整備していくことで、観光客の滞在時間を延ばし、滞在型観光となるよう取り組んでいきます。

⑤環境整備に関する課題

１．来訪者対策に関する課題

史跡斎宮跡周辺の環境整備は、これまでの取組により大きく改善しましたが、広大な史跡であるため、未だ環境改善が進んでいない部分もあることや、洋式化やバリアフリー化がなされていないトイレがあること、支払いのキャッシュレス化が整備されていないことが課題となっています。

２．周遊性向上に関する課題

広大な史跡斎宮跡や、日本遺産の移動手段が少なく、周遊性の向上が課題となっています。

⑥環境整備に関する方針

１．来訪者対策に関する方針

史跡斎宮跡の公園環境整備を継続して実施していきます。また、日本遺産佐々夫江行宮跡の環境整備の実施も検討していきます。また、インバウンド対策の観点からも、トイレの洋式化や関連施設のキャッシュレス化にも取り組んでいきます。

２．周遊性向上に関する方針

史跡斎宮跡や日本遺産への移動手段の充実を図っていく必要があり、レンタサイクルポートの整備や可能性としてMaaSの取組を検討していきます。

3　伊勢街道と街道文化

関連文化財群のストーリー

明和町には江戸時代に伊勢神宮への参宮客（さんぐうきゃく）の多くが利用した「伊勢街道（いせかいどう）（参宮街道（さんぐうかいどう））」が通っており、かつての参宮の賑わいを伝える場所やモノが残るとともに、おもてなした心が息づいています。

当町には「伊勢街道（参宮街道）」が約７km にわたって横断しており、江戸時代初頭に形成されたと考えられる街道集落が街道沿いに分布し、伊勢神宮のお膝元（ひざもと）である宇治（うじ）・山田（やまだ）と同様に妻入りの建物が多く並び「伊勢的景観」を作り出しています。

街道沿いには、参宮者のために各地から道標（どうひょう）が寄進（きしん）され、「従是外宮三里（これよりげくうさんり）」「従是外宮二里（これよりげくうにり）」などの道標が残っています。当時の建物はほとんど残っていませんが、現在も屋号などによって、旅籠跡や茶屋跡などの場所を知ることができます。

構成文化財とその概要

① 伊勢街道（史跡）

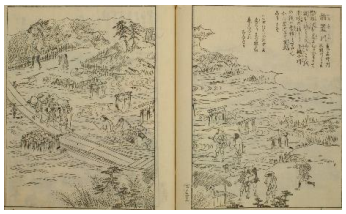

伊勢神宮への参宮者の多くが歩いた伊勢街道が町内を横断している。

② 伊勢街道の建造物群（伝統的建造物群）

妻入りの建物が連なり神宮のお膝元である宇治・山田同様に「伊勢的景観」を作り出している。

③ 擬革紙　有形文化財（古文書）、有形文化財（工芸品）民俗技術

伊勢神宮には革製の製品が持ち込み禁止であったため、新茶屋などで開発された皮に似せた「擬革紙」を用いた煙草入れなどが土産として人気を博した。

④ 道標　従是外宮三里（史跡）

祓川を渡った竹川地内に立つ道標。外宮への道程を示している。弘化４年（1847）建立。

⑤ 道標　従是外宮二里（史跡）

新茶屋集落を抜け、町の東端に立つ道標。外宮への道程を示している。嘉永６年（1853）建立。

⑥ 安養寺（史跡）

永仁５年（1297）に創建された安養寺は織田氏の伊勢出兵により焼失した。元は上野の小字寺屋敷に建っていたが、江戸時代初頭に伊勢街道沿いに再興された。

㊐…日本遺産　㊤…国指定　㊥…県指定　㊦…町指定

構成文化財とその概要

⑦ 菅笠および蓑製作技術（民俗技術）

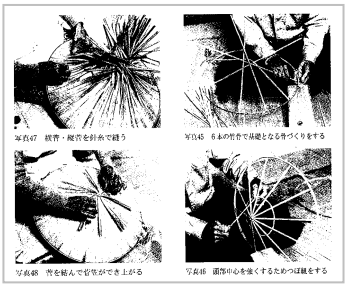

街道沿いにはさまざまな店や旅籠が並び、街道が参宮者で賑わうと、街道から離れた集落から出稼ぎに来る人もおり、新たな生業が成立していった。蓑村では蓑や菅笠が盛んに作られ、参宮客の好評を得た。かつて鳥墓村と呼ばれていたが、蓑村となったのもこれに由来する。

⑧ 蕭白の坂（史跡）

流れ絵師でもあった曽我蕭白は、伊勢来遊の際に金剛坂で行き倒れ、永島家で介抱された縁で襖絵を残したと伝えられている。

⑨ 乾家本家（有形文化財（建造物）、史跡）

神領五箇村を取りまとめた庄屋格の家。庄屋文書など多数保存。開墾や築堤など地域開発に尽力するとともに、斎宮跡の顕彰にも取り組んだ。

⑩ 永島家（有形文化財（建造物）、史跡）

乾家とともに神領五箇村を取りまとめた庄屋格の家。曽我蕭白が滞在し襖絵を描いた。明治天皇の伊勢行幸では休憩所となった。

⑪ 明星茶屋（史跡）

井原西鶴の『織留』には、「明野が原明星が茶屋こそをかしけれ」と記されており、ここで最後の茶を飲んでから、伊勢神宮の領域である宮川を渡ったとされる。

⑫ そうめん坂（史跡）

明星への入り口に位置する坂。そうめん坂という地名も残り、一帯が店屋、茶屋、旅籠があったことがしのばれる。

⑬ 屋号（衣食住）

伊勢街道は江戸時代に参宮客で大いに賑わっていたことから、街道沿いには旅籠や茶屋が多く軒を連ね、擬革紙製品などを販売する店舗なども多く、当時の生業をうかがわせる屋号で呼ぶ習慣が生まれ、今も自治会で多く使われている。

⑭ 明星水（史跡）

安養寺の「明星水」は日本三霊水とされ、参宮者の垢離落としとして振舞われた。

㊐…日本遺産　㊔…国指定　㊒…県指定　㊓…町指定

その他の構成文化財

No.	名称	分類
⑮	祓川と渡し船	史跡
⑯	再拝橋	史跡
⑰	立場茶屋	史跡
⑱	田所家	有形、史跡
⑲	乾家御用留	有形
⑳	乾家たばこ看板	有形
㉑	野々宮	史跡　㊐
㉒	絵馬殿跡	史跡
㉓	六地蔵石幢	有形　㊎
㉔	有明の池	史跡
㉕	轉輪寺	有形　㊍
㉖	新茶屋本陣跡	史跡
㉗	大谷家住宅	有形文化財（建造物）
㉘	鈴木家住宅	有形文化財（建造物）
㉙	高木家住宅	有形文化財（建造物）
㉚	島村家住宅	有形文化財（建造物）
㉛	富山家住宅	有形文化財（建造物）
㉜	佐々木家住宅	有形文化財（建造物）
㉝	澄野家住宅	有形文化財（建造物）

2 伊勢街道と街道文化
歴史資源の種類
有形文化財（建造物）
有形文化財（絵画）
有形文化財（書跡）
有形文化財（彫刻）
有形文化財（工芸品）
有形文化財（古文書）
有形文化財（考古資料）
衣食住
まつり
民俗技術
器具
史跡
名勝
天然記念物
文化的景観
伝統的建造物群
地名
文化財の指定等
国指定
県指定
町指定
未指定
国道23号線
明和町役場
乾家と永島家(和泉屋)
乾家御用留
乾家たばこ看板
祓川と渡し船
蕭白の坂
六地蔵石幢
有明の池
斎宮駅
安養寺
安養寺明星水
明星茶屋
道標(外宮三里)
再拝橋
立場茶屋
田所家
野々宮
絵馬殿跡
明星駅
そうめん坂
近鉄山田線
道標(外宮二里)
転輪寺
新茶屋本陣跡
菅笠・蓑技術
伊勢街道
建造物群
屋号
擬革紙技術
三忠擬革紙

（1）これまでの取組

①調査研究・保存に関する取組

図 108　伊勢街道屋号マップ

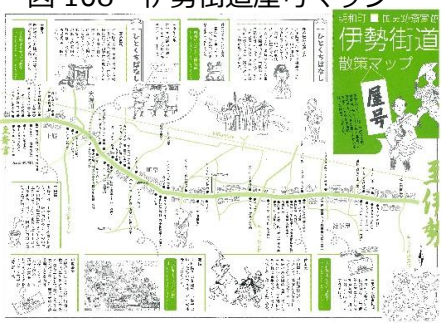

平成 18 年（2006）に伊勢街道沿いの自治会や有志を交えて発足した「史跡斎宮跡・伊勢街道まちづくり会」では、斎宮跡や江戸時代に栄えた伊勢街道の歴史文化、往時の賑わいを今に伝える活動を行なっており、街道沿いの自治会から見所や屋号を聞き取り、『伊勢街道散策マップ』、『伊勢街道屋号マップ』（図 108）を作成しました。また、平成 27 年（2015）には、これまでの聞き取りや歴史をまとめた『伊勢街道ものがたり』を発刊し、伊勢街道の魅力を内外に発信しています。

町でも、平成 25 年（2013）から、伊勢街道沿いの一部の建造物を対象に、基礎的な実測調査や状況調査、聞き取り調査を行なうことで、今後の保存と活用のために必要なデータを収集しました。

明和町日本遺産活用推進協議会では、令和２年（2020）に「（仮称）擬革紙の技術」として無形文化財の記録映像作成事業を実施しています。現在の擬革紙作成の技術や手順を映像で記録することによって、適切な伝承や断絶時の記録として利用できるようにしていきます。

②活用と環境整備に関する取組

「史跡斎宮跡・伊勢街道まちづくり会」では、現在県道として管理されている伊勢街道を往時の景観に合ったものに修景整備を実施するため、地元での要望取りまとめや調整を行い、三重県との協働事業としてカラー舗装整備などを実施しました。それに伴い、作成した『伊勢街道屋号マップ』や『伊勢街道ものがたり』を用いて、隣接する史跡斎宮跡のガイドボランティアや三重県・明和町とも共同で、名所などをめぐる伊勢街道ウォークなどのイベントも行ないました。また、伊勢街道沿いの建物や商店は、「まちかど案内所」として開放するよう地域に呼びかけ、伊勢街道に関するマップやパンフレットの配布を行ないました。

ほか、会では 36 項目のまちづくりプログラムを作成し、「歴史文化の継承と保全」、「もてなし」の空間づくり」、「情報発信の強化」などを目標に掲げており、斎宮跡や伊勢街道をとおして人々を繋げる活動を行ない、その功績が評価され、平成 29 年には、まちづくり月間まちづくり功労賞国土交通大臣表彰を受賞しました。

また伊勢街道沿いでは、三重県のまちかど博物館として、竹茗舎、轉輪寺、三忠が伊勢街道や歴史文化に関する展示や公開を行ない、伊勢街道ウォークなどにも協力しています。

無形文化財の記録映像作成事業については、記録編と普及編の DVD を作成し、関係者に配布するとともに、町内ケーブルテレビや HP、SNS 等で発信していくことで、無形文化財の保存・継承・活用に活かしていきます。

（2）保存と活用に関する課題と方針

前節で整理したこれまでの取組によると、当文化財群は民間や行政によって様々な取組がなされており、文化財・文化遺産の保存・活用方法については、これまでの取組を整理したうえで、課題を洗いなおしていく作業が必要です。

①調査研究・保存に関する課題

1．調査研究と共有に関する課題

伊勢街道や沿道の建造物の調査研究と成果の共有については、これまで民間や行政で継続した事業が実施されていますが、今後も計画的な事業の実施が求められています。

2．指定・登録に関する課題

伊勢街道の構成文化財は、未指定となっている文化財が多く、指定による確実な保存体制が取られている状況とはなっていないことが課題となっています。

3．防犯・防災に関する課題

構成文化財のうち指定文化財については、指定文化財所有者への継続した防災・防犯に関する周知を継続して実施していくことが必要です。また、伊勢街道沿いの集落では、自治会によって参集や避難を中心にした定期的な防災避難訓練が実施されていますが、文化財についてはあまり意識が高められていないことが課題となっています。

4．次代の担い手の育成と継承に関する課題

街道文化や民俗技術の伝承・継承については、これまで民間や行政で継続した事業が実施されていますが、今後も継続的な事業の実施が求められています。

また、街道文化を次代に引き継いでいくための学校教育との連携や、学校教育の中での位置づけが確立していないことが課題となっています。

5．歴史的景観の保護に関する課題

伊勢街道周辺の自然的・歴史的な環境や景観は、維持管理や後継者不足、開発行為などによって徐々に減少しつつあります。

また、歴史的な景観が残されている地区でも、電柱や標識柱及び照明施設、ガードレール等がそれらの景観を阻害しています。『明和町歴史的風致維持向上計画』により、部分的に改善しましたが、史跡内全体の景観や公共物については統一された基準がなく、バラバラな状況であることが課題となっています。

②調査研究・保存に関する方針

1．調査研究に関する方針

伊勢街道や沿道の建造物の調査研究と成果の共有については、これまで民間や行政で継続した事業が実施されており、様々な組織が協働して調査研究を実施していきます。それには、調査研究を支える地域住民の協力も必要となってきます。

2．指定・登録に関する方針

伊勢街道の構成文化財のうち、未指定文化財の史跡や建造物については、所有者や住民の協力を得ながら町の指定や国の登録に向けた詳細調査を実施し、確実な保存体制を整えていきます。

3．防犯・防災に関する方針

指定文化財所有者への防災・防犯に関する周知を継続して実施していくことが必要です。また、自治会が行なう定期的な防災避難訓練の中に、文化財の要素を組み込み、意識を向上していきます。

4．次代の担い手の育成と継承に関する方針

街道文化や民俗技術の伝承・継承については、これまでの取組を活かした継続的な事業の実施を行なっていきます。また、街道文化を次代に引き継いでいくために、所有者や行政が学校教育の総合学習などの一環として伊勢街道の授業を行なうなど、学校教育との連携を図り、位置づけを確立していくことが必要です。そのためには、学校側の理解と体制整備、教育委員会への働きかけも必要になってきます。

5．歴史的景観の保護に関する方針

伊勢街道周辺の歴史的な建造物や景観、昔ながらの生業を思わせる風景等を保護するためには、住民や地域社会全体が景観などの重要性や、規制の在り方などについて理解を深め、自らが景観や風景などを保護していく意識を持つ必要があります。そのために、町では景観や風景などの重要性や、歴史的な価値を地域社会全体で共有し、（仮称）風景条例に関する検討を地域社会全体で行なっていきます。『明和町都市計画マスタープラン』を土台として、庁内の建設課やまちづくり戦略課とともに、三重県とも検討のための協議を行なっていきます。

（仮称）風景条例では、歴史的な景観や文化財があるところを特別地区として定め、歴史的な趣（おもむき）に配慮した道路の美装化（びそうか）、電柱や標識柱及び照明施設、ガードレール等の色彩（しきさい）などを景観に配慮したものとするように定めていく必要があります。

③活用に関する課題

1．価値と魅力の情報発信に関する課題

伊勢街道と街道文化に関する情報発信や公開事業については、これまでの取組を継続的に実施していくことが求められています。ただ、外部への情報発信や他地域との連携が不足していることが課題となっています。

2．人材の育成に関する課題

伊勢街道や構成文化財を専門にガイドする人材が不足していることが課題となっています。

3．観光振興の推進に関する課題

伊勢街道沿いには長期滞在や宿泊が可能な施設の少なさや、滞在時間を延ばすための観光商品の少なさなどにより、通過型観光となっていることが課題となっています。

④活用に関する方針

1．価値と魅力の情報発信に関する方針

伊勢街道と街道文化に関する情報発信・公開事業については、これまでの取組を継続的に実施していくことが求められています。特に外部への情報発信や公開については、積極的に事業を実施していきます。

また、伊勢街道関連地域などと連携して情報発信や公開事業の実施を検討していきます。

2．人材の育成に関する方針

伊勢街道に関する歴史文化に精通した専門的なガイドの新規育成を検討していきます。ガイドの育

成は、民間や行政、住民などが協働して行なっていく必要があります。

3．観光振興の推進に関する方針

伊勢街道の歴史文化を活かした観光商品の開発を継続して実施していく必要があります。また、歴史的建造物を活用し、滞在施設や観光施設として整備していくことで、観光客の滞在時間を延ばし、滞在型観光となるよう取り組んでいきます。

⑤環境整備に関する課題

1．来訪者対策に関する課題

伊勢街道沿いで散策のための公園環境の整備は実施されておらず、来訪者の見学環境が整っていないことが課題となっています。

2．周遊性向上に関する課題

主要幹線道路などから構成文化財への誘導案内看板などが不足しており、周遊性が低いことが課題となっています。

⑥環境整備に関する方針

1．【来訪者対策に関する方針】

伊勢街道沿いで散策の折りに立ち寄れるような公園環境を整備していくことで、来訪者の見学環境を整えていきます。

2．周遊性向上に関する方針

周遊性を向上させるため、主要幹線道路などからの誘導案内看板整備などを検討していきます。

4　土器の文化　神宮奉納土器

関連文化財群のストーリー

明和町南部はかつての多気郡有爾郷に比定され、この地域では古代より素焼きの土器（土師器）を生産する地域であったことが発掘調査から分かってきています。また、郷名の「有爾（うに）」も、土器を作るための「埴（はに）土」から訛ったとされています。土師器は在来の伝統的な土器で古来より神事に重用されてきました。斎宮においても祭祀や饗宴に用いられたのち一括で廃棄されたことが想定される遺構も見つかっています。

町内でのこれまでの発掘調査では、土師器を焼成する土師器焼成坑（以下、焼成坑）が町内の 20 遺跡から合計 572 基（令和元年 11 月時点）も見つかっており、特に町南部に集中して分布しています。中でも北野遺跡では 225 基もの焼成坑が集中して発見されました。こうした分布の背景には、伊勢神宮や斎宮への供給の可能性が指摘されています。また、遺跡の周辺には鳥墓神虎伝承地が位置しています。

平安時代には『皇大神宮儀式帳』の記述から伊勢神宮に対して 31 種類、5000 個以上（内、土師器は 3000 個以上）の奉納を行っていたことが記されています。中世以降は、「御器長」と呼ばれる地域の有力者が「作手」を統括し、伊勢神宮へ土師器の貢納を継続していたことが研究によって指摘されており、本郷遺跡では「御器長」の居館と考えられる遺構も見つかっています。明和町南部で生産された土師器は広く流通していたことが発掘調査で分かってきており、こうした土器は「南伊勢系土師器」と呼称され、遠く関東地方などでも出土が確認されています。

近世以降も有爾郷十ヶ村では「土器組」が組織され、伊勢神宮へ調進されていました。本郷の「ひささ池」は、現在も地元で白うなぎが棲むと伝えられ、この池の水を用いなければ上手に土器が焼けないと篤い信仰を受けてきました。

明治維新後、土器作りは蓑村などで生産され、西尾家と田端家の屋敷内には窯が築かれ、調進されていました。昭和 11 年（1936）には蓑村に神宮土器調整所が設置され、戦後も蓑村の住民が奉仕していました。残念ながら現在は地元からの奉仕はないものの、今も調整所において土器の生産が行われています。

その他、大淀地区には土師器片が多量に出土したと伝えられる有爾町野遺跡があるほか、八木戸自治会はもと「焼戸」と表記したとされ、土器生産との関係が伝えられています。生産に関わる事例以外にも、町内にはかわらけを用いた民間信仰などが今も多く伝承されており、牛葉自治会では不幸があると墓地の六地蔵に竹串に刺したかわらけを捧げる風習がみられます。こうした風習の背景には古くより大量の土師器が生産され入手が容易であったことが関連しているといえます。

構成文化財とその概要

① 史跡水池土器製作遺跡（史跡）　国

発掘調査で、奈良時代の焼成坑が計画的に配置された状況や、粘土貯蔵穴や掘立柱建物なども見つかった。土師器生産の一連の流れがよくわかることから昭和 52 年（1977）に明和町として初めて国史跡に指定された。

② 斎宮跡でのかわらけを使った祭祀（まつり）

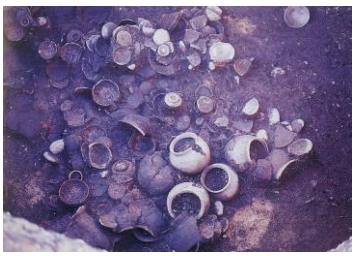

土師器は、神聖な土器と考えられたようで、祭祀に使われたと考えられる一括廃棄した土師器が史跡斎宮跡で多く発掘されている。

構成文化財とその概要	
③ 鳥墓神庤跡（史跡） 町 伊勢神宮を統括したとされる鳥墓神庤伝承地。周辺は鳥墓遺跡となっている。	④ 北野遺跡（史跡） 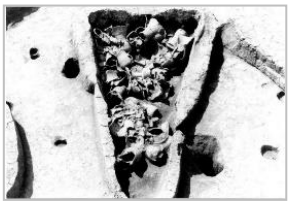 225 基にのぼる大量の土師器焼成土坑が見つかった。 出土した有孔広口筒形土器は朝鮮半島の渡来人との関係が指摘されている。
⑤ 神宮土器調整所 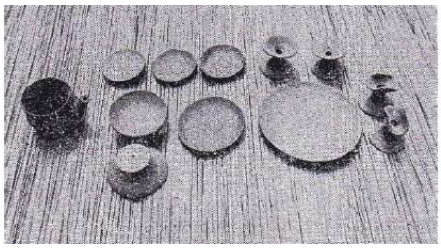 蓑村に所在している。今でも伊勢神宮で用いられるかわらけを生産している。	⑥ 戸峯遺跡（史跡） 池村の丘陵部に所在する遺跡。これまでの調査で 100 基以上の焼成坑が山の斜面部分から見つかっている。
⑦ 黒土遺跡（史跡） 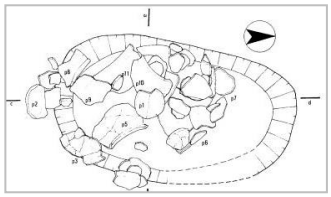 史跡水池土器製作遺跡に南接する遺跡。発掘調査で、平安時代末頃の土師器焼成に関わる可能性のある土坑が見つかっている。	⑧ ひささ池（史跡） 本郷にある池。白ウナギが棲むとされ、雨乞いの神事も行われていた。土器を焼くときには、この池の水を使う決まりがあったという。
⑨ 地名（八木戸、有爾町野、有爾）（地名） 町内には土器生産にかかわる地名が点在している。下御糸地区の八木戸はもと「焼戸」が転じたとされ、大淀地区の有爾町野では大量の土師器が拾えたとされ有爾町野遺跡となっている。町南部の有爾は土器作りの「埴」土が転じたとされる。	⑩ いまなお息づくかわらけ文化（民俗） 町内の一部の地域では、墓地や石碑に対して土師器（＝かわらけ）を使用し、現在も神聖な土器として息づいている。

日…日本遺産　国…国指定　県…県指定　町…町指定

構成文化財とその概要	
⑪ 本郷遺跡 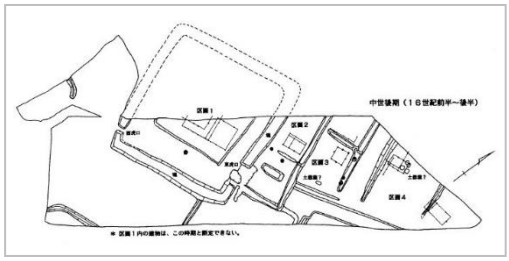 発掘調査で中世に土師器生産を統括し伊勢神宮へ調進していた「有爾御器長」の居館の可能性がある遺構が見つかっている。本郷の地名も「有爾郷」の本拠地を指す可能性がある。	⑫ 南伊勢系土器 中世段階に当町で生産された土師器と共通の特徴を持つ土器が各地で発掘されており、「南伊勢系土師器」と呼ばれ、関東地方でも確認されている。当時、関東地方には伊勢神宮の領地があり、そことの交易があったことが分かる。

㊐…日本遺産　㊔…国指定　㊓…県指定　㊒…町指定

その他の構成文化財

No.	名称	分類
⑬	発シ遺跡	史跡
⑭	有尓神社（鳥墓神社）	史跡
⑮	有爾神社（明星神社）	史跡

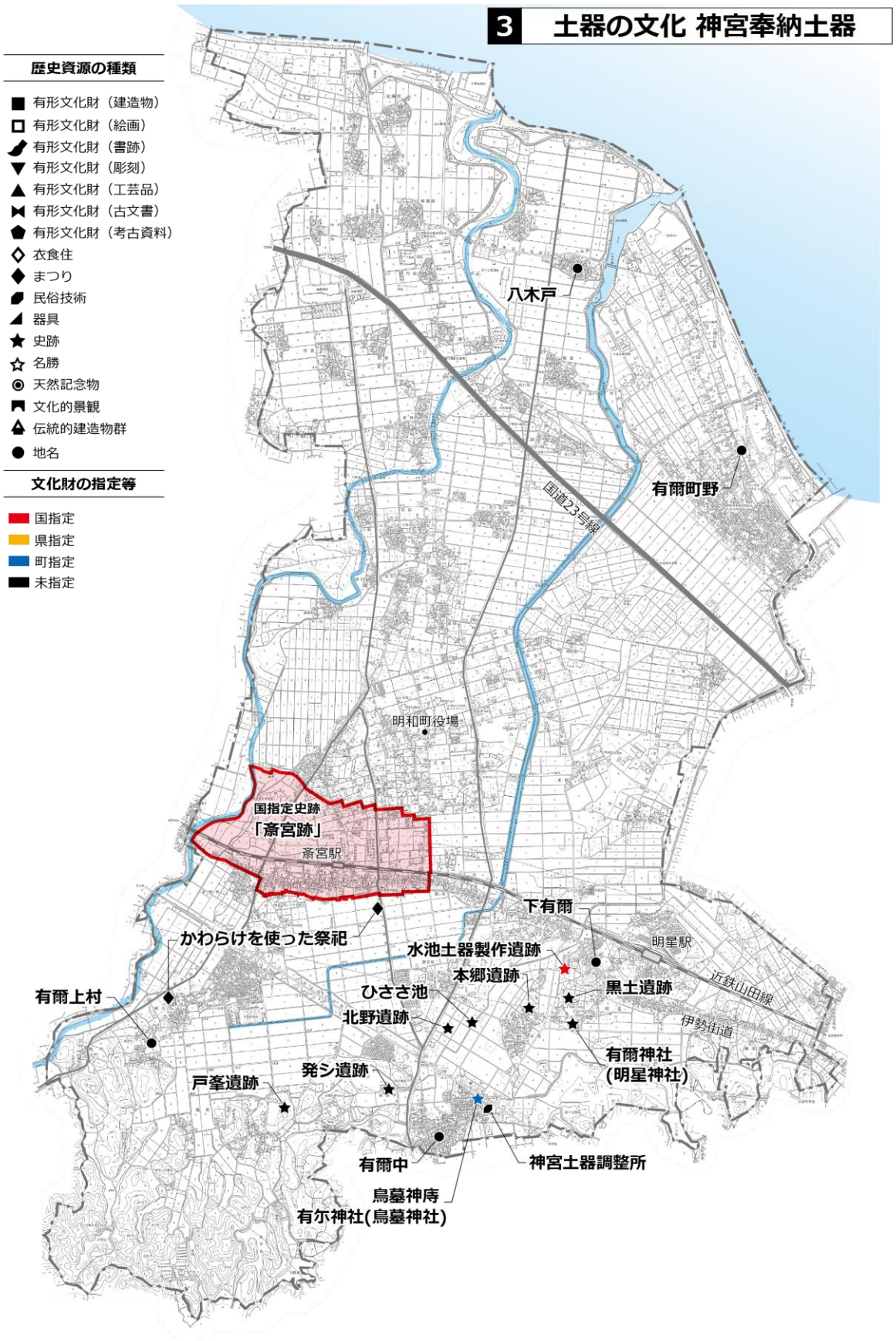
3 土器の文化 神宮奉納土器
歴史資源の種類
有形文化財（建造物）
有形文化財（絵画）
有形文化財（書跡）
有形文化財（彫刻）
有形文化財（工芸品）
有形文化財（古文書）
有形文化財（考古資料）
衣食住
まつり
民俗技術
器具
史跡
名勝
天然記念物
文化的景観
伝統的建造物群
地名
文化財の指定等
国指定
県指定
町指定
未指定
八木戸
有爾町野
国道23号線
明和町役場
国指定史跡
「斎宮跡」
斎宮駅
下有爾
明星駅
近鉄山田線
伊勢街道
かわらけを使った祭祀
水池土器製作遺跡
本郷遺跡
黒土遺跡
有爾上村
ひささ池
北野遺跡
有爾神社
(明星神社)
戸峯遺跡
発シ遺跡
有爾中
神宮土器調整所
鳥墓神庫
有尓神社(鳥墓神社)

（1）これまでの取組

①調査研究・保存に関する取組

水池土器製作遺跡は、昭和 48 年（1973）団地造成の計画が契機となって、遺跡の存在が確認され、昭和 51 年（1976）から事前発掘調査が開始されました。その結果、奈良時代の土師器焼成坑が全国で初めて確認され、他に類を見ない土師器生産遺跡として、昭和 52 年（1977）町内で初めて史跡に指定されました。団地造成はなくなり、明和町により公有化が進められ、保存することができました。

②活用と環境整備に関する取組

公有化完了後、当面は芝生による仮整備を行ないましたが、目に見える整備というテーマに基づき、昭和 58 年（1983）に策定した「史跡水池土器製作遺跡保存整備基本計画」に基づき、土師器焼成坑や建物の復元施設、園路やトイレなどの便益施設を備えた史跡公園が、昭和 60 年度（1985）に整備されました。

平成 12 年（2000）からは地元住民を中心に組織された実行委員会によって、ふるさとの自然・歴史・文化にふれるとともに地域の交流を図ることを目的に、斎王参向古道まつり（図 109）が史跡公園で開催されるようになり、地域の公園としても親しまれています。

図 109　斎王参向古道まつり

（2）保存と活用に関する課題と方針

前節で整理したこれまでの取組によると、当文化財群は様々な取組がなされており、文化財・文化遺産の保存・活用方法については、これまでの取組を整理したうえで、課題を洗いなおしていく作業が必要です。

①調査研究・保存に関する課題

1．調査研究と共有に関する課題

構成文化財の調査研究と成果の共有については、これまで行政で継続した事業が実施されていますが、今後も継続的な事業の実施が求められています。

2．収蔵・整理に関する課題

埋蔵文化財の発掘調査に関する出土品の整理が進んでいないことが課題となっています。

3．次代の担い手の育成と継承に関する課題

構成文化財を次代に引き継いでいくため、学校教育との連携が進められてはいますが、まだまだ学校教育の中での位置づけが確立していないことが課題となっています。

②調査研究・保存に関する方針

1．調査研究と共有に関する方針

構成文化財の調査研究と成果の共有については、これまで行政で継続した事業が実施されていますが、今後も地域住民の協力のもとでの事業実施が必要です。また、町指定史跡鳥墓神庫跡の調査研究については、考古学、文献史学による詳細調査が必要です。

2．収蔵・整理に関する方針

埋蔵文化財の既往発掘調査資料についての整理と、発掘調査報告書の刊行を計画的に実施していくことが必要です。

3．次代の担い手の育成と継承に関する方針

構成文化財を活用した学校教育との更なる連携を進め、史跡水池土器製作遺跡や土器の文化を授業で活用していくことによって、次代への文化の継承につなげていくことが必要です。そのためには、学校側の理解と体制整備、教育委員会への働きかけも必要になってきます。

また、学校教育を積極的に行なうことによって、地域での伝承・継承を活性化させていき、地域全体で歴史文化を継承・伝承していくことが必要です。

③活用に関する課題

1．人材の育成に関する課題

構成文化財の専門ガイドや複合ガイドが不在で、案内する人材の不足が課題となっています。

2．観光振興の推進に関する課題

構成文化財を活かした観光的な取組や、滞在時間を延ばすための観光商品の少なさなどにより、通過型観光となっていることが課題となっています。

④活用に関する方針

1．人材の育成に関する方針

史跡水池土器製作遺跡や土器の文化について、専門的に群全域をガイドできる人材の育成が必要です。また、体験型ツーリズムに対応できるような、土器作りの体験を指導できるガイドや、住民が主体となった地域固有のガイドの育成なども必要になってきます。

2．観光振興の推進に関する方針

構成文化財の歴史文化を活かした観光商品の開発や、史跡公園の活用を継続して実施していくことで、観光客の滞在時間を延ばし、滞在型観光としていく必要があります。

⑤環境整備に関する課題

1．周遊性向上に関する課題

主要幹線道路からの誘導案内の少なさや、構成文化財の周遊性の低さが課題となっています。

⑥環境整備に関する方針

1．周遊性向上に関する方針

周遊性を向上させるため、主要幹線道路や駅からの誘導案内看板などの整備や、構成文化財の周遊ルートの構築などを整理・調査していく必要があります。

5　紡織文化　神御衣～御糸織

関連文化財群のストーリー

現在の明和町北西部の御糸地区は、古くから紡織に関する地域でした。西に隣接した松阪市にある神服織機殿神社と神麻続機殿神社では、古代から現在に至るまで神御衣祭において伊勢神宮に織物を奉納しており、伊勢神宮との関係性を物語っています。古代においては、「麻続郷」の中心は、明和町にあったとされ、中海(中麻続)の名や式内社麻績神社が残っています。中世には「御糸郷」と呼ばれた地域で、織物に関わる地域です。中世では、「御糸六十六郷」と呼ばれ、大きな勢力となっていました。

古代からの織物生産地として成立した御糸地区は、近世以降は木綿生産が盛んとなり、松阪木綿（御糸織）の一大生産地でした。明治以降は機械織りのための工場が多数作られ、現在も養川地区の御糸織物株式会社では藍染の木綿織物の生産が続けられており、機織機の音が地区にこだまする風景はこの地域のシンボルとなっています。

構成文化財とその概要

① 御糸織物株式会社建物(有形文化財(建造物)、史跡)

明治時代に松阪木綿の生産は機械織りとなり、大規模な工場が多数作られた。御糸織物株式会社では、「御糸織」のブランド名で生産されている。現在でも藍を使用しての手染めから、機械織りによる一貫生産が続けられている。

② 御糸織の技術（民俗技術）

江戸時代には松阪商人によって、藍色の縦縞柄が特徴の松阪木綿が江戸で大流行となった。現在でも歌舞伎の世界では縞模様の衣装を着るときは「マツサカを着る」というそうで、江戸の大流行を伝えている。その松阪木綿の原産地は明和町で、台地の地形を活かして栽培された綿花が、松阪木綿となっていった。御糸周辺の集落では、手染め、手織りによる木綿織物が作られた。

③ 御糸織関係資料有形文化財（古文書）、民俗技術

御糸織の特徴は縞柄で約 50 種類ものバリエーションが伝えられている。

④ 機織の音（民俗技術）

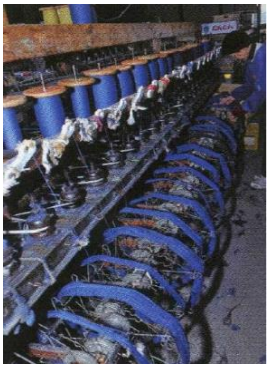

御糸織物株式会社がある養川地区には、機織り機の運転音が響き、藍で染められた糸を干す風景とともに独特の景観を作り出している。

㊐…日本遺産　㊔…国指定　㊓…県指定　㊒…町指定

構成文化財とその概要

⑤　織殿神社（史跡）

小藪地区にある神社。祭神は天八千々姫命で、紡織に関係が深い。

⑥　中海地区の麻績神社（史跡）

中海地区にある式内社。地区名の中海は麻績郷の中心地「中麻績」が転じたともいわれている。

⑦　織糸神社（史跡）

金剛坂地区にある神社跡。祭神には棚織姫命が含まれており。紡織に関係が深い。

⑧　御糸郷（地名）

下御糸地区と上御糸地区周辺は、中世には「御糸郷」や「御糸六十六郷」と呼ばれていた。松阪市に所在する神服織機殿神社と神麻続機殿神社では、古代から現在に至るまで伊勢神宮に織物を奉納している。

⑨　明野台地（天然記念物）

町の大部分を占める明野台地では、台地という地形の特性を活かして綿花が盛んに栽培され、木綿生産がとなって振興された。

㊐…日本遺産　㊀…国指定　㊁…県指定　㊂…町指定

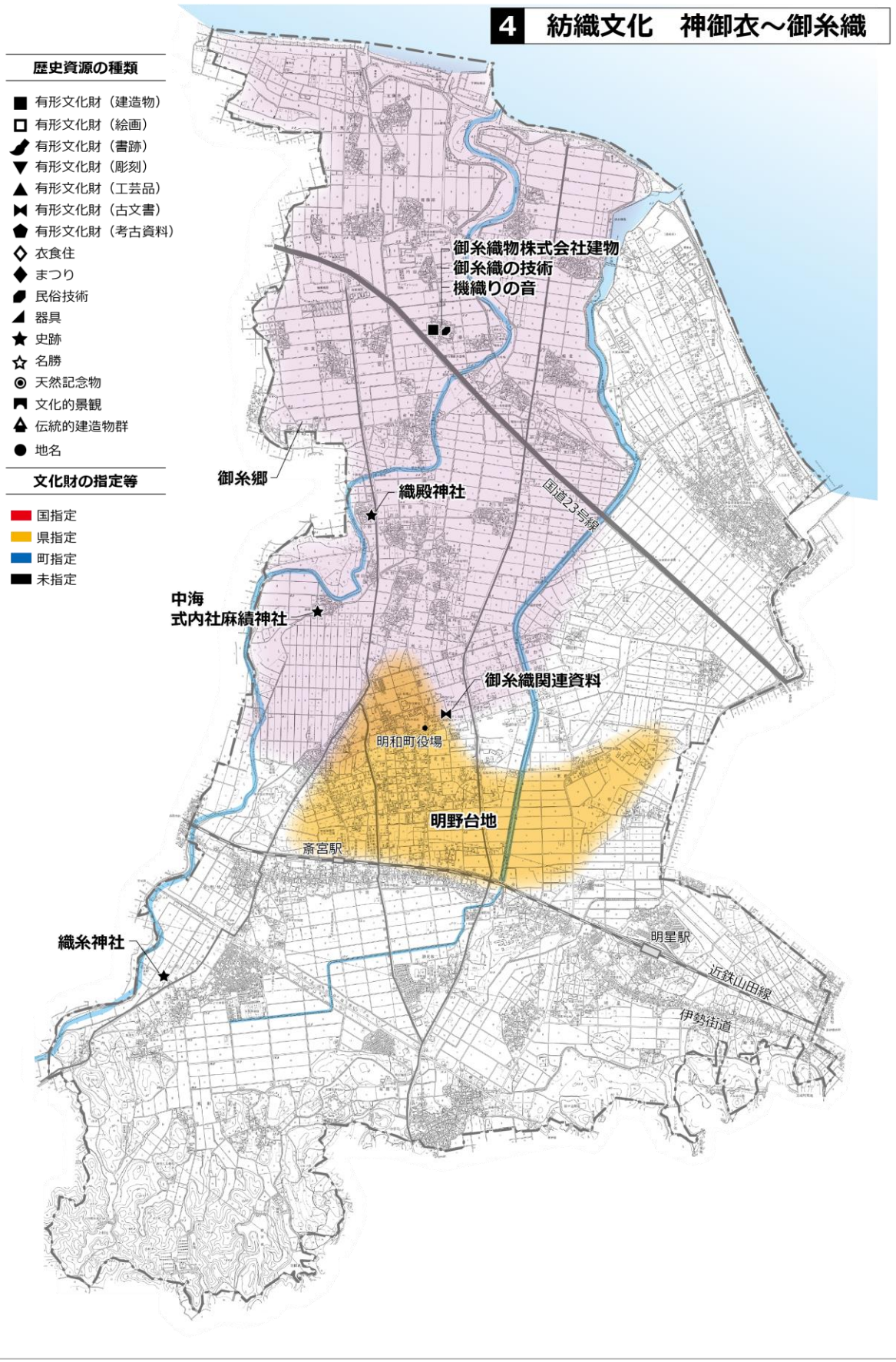
4 紡織文化　神御衣～御糸織
歴史資源の種類
有形文化財（建造物）
有形文化財（絵画）
有形文化財（書跡）
有形文化財（彫刻）
有形文化財（工芸品）
有形文化財（古文書）
有形文化財（考古資料）
衣食住
まつり
民俗技術
器具
史跡
名勝
天然記念物
文化的景観
伝統的建造物群
地名
文化財の指定等
国指定
県指定
町指定
未指定
御糸織物株式会社建物
御糸織の技術
機織りの音
御糸郷
織殿神社
国道23号線
中海
式内社麻績神社
御糸織関連資料
明和町役場
明野台地
斎宮駅
織糸神社
明星駅
近鉄山田線
伊勢街道

（1）これまでの取組

①調査研究・保存に関する取組

『明和町史』編纂時などにおいて、藍染めの技術や麻続郷、御糸郷についての基礎的な調査研究が行なわれています。

明和町日本遺産活用推進協議会では、令和２年（2020）に「(仮称) 御糸織の技術」として無形文化財の記録映像作成事業を実施しています。現在の御糸織や藍染めの技術や手順を映像で記録することによって、適切な伝承や断絶時の記録として利用できるようにしていきます。

②活用と環境整備に関する取組

図 110　御糸織シャツ

現在でも「御糸織」の藍染めと機械織りを行なっている「御糸織物株式会社」は、三重県のまちかど博物館「あいぞめの館」として、作業工程などを公開しています。

町では「御糸織」を伝統産業と位置付けて、ふるさと会館において「御糸織」の作業工程や縞柄について常設展示し、普及啓発を行なっています。また、平成 25 年（2013）には、伝統産業の保護や PR を兼ねて御糸織で作ったシャツを職員の季節的な制服として活用することにしました（図 110）。

無形文化財の記録映像作成事業については、記録編と普及編の DVD を作成し、関係者に配布するとともに、町内ケーブルテレビや HP、SNS 等で発信していくことで、無形文化財の保存・継承・活用に活かしていきます。

（2）紡織文化　神御衣～御糸織　の保存と活用に関する課題と方針

前節で整理したこれまでの取組によると、当文化財群は様々な取組がなされており、文化財・文化遺産の保存・活用方法については、これまでの取組を整理したうえで、課題を洗いなおしていく作業が必要です。

①調査研究・保存に関する課題

１．調査研究と共有に関する課題

構成文化財の調査研究と成果の共有については、これまで行政で継続した事業が実施されており、今後も継続的な事業の実施が求められています。

２．指定・登録に関する課題

構成文化財は、未指定文化財のみであるため、指定による確実な保存体制が取られている状況とはなっていないことが課題となっています。

３．次代の担い手の育成と継承に関する課題

構成文化財を次代に引き継いでいくため、学校教育との連携が進められてはいますが、まだまだ学校教育の中での位置づけが確立していないことが課題となっています。

②調査研究・保存に関する方針

１．調査研究と共有に関する方針

構成文化財の調査研究と成果の共有については、これまで行政で継続した事業が実施されていますが、今後も所有者、地域住民の協力のもとでの事業実施が必要です。また、御糸織の調査研究については、文献史学による詳細調査が必要です。

２．指定・登録に関する方針

構成文化財のうち、未指定文化財の有形文化財や建造物については、所有者や住民の協力を得ながら町の指定や国の登録に向けた詳細調査を実施し、確実な保存体制を取っていくことが必要です。

３．次代の担い手の育成と継承に関する方針

構成文化財を活用した学校教育との更なる連携を進め、御糸織や紡織文化を授業で活用していくことによって、次代への文化の継承につなげていくことが必要です。そのためには、学校側の理解と体制整備、教育委員会への働きかけも必要になってきます。

また、学校教育を積極的に行なうことによって、地域での伝承・継承を活性化させていき、地域全体で歴史文化を継承・伝承していくことが必要です。

③活用に関する課題

１．人材の育成に関する課題

構成文化財の専門ガイドや複合ガイドが不在で、案内する人材の不足が課題となっています。

２．観光振興の推進に関する課題

構成文化財を活かした観光的な取組や、滞在時間を延ばすための観光商品の少なさなどにより、通過型観光となっていることが課題となっています。

④活用に関する方針

１．人材の育成に関する方針

御糸織や紡織文化について、専門的に群全域をガイドできる人材の育成が必要です。また、体験型ツーリズムに対応できるような、藍染めや紡織の体験を指導できるガイドや、住民が主体となった地域固有のガイドの育成なども必要になってきます。

２．観光振興の推進に関する方針

構成文化財の歴史文化を活かした体験メニューなどを備えた旅行パック商品や、土産品の開発などを、民間や所有者が主体となって検討していくことが必要です。

また、まちかど博物館として公開されている織物工場で体験メニューを実施することを検討するなど、観光客の滞在時間を延ばし、滞在型観光としていく必要があります。

6　伊勢神宮を支えた神領五箇村

関連文化財群のストーリー

明和町のある多気郡は古代より度会郡、飯野郡を含めて神三郡と呼ばれ、特に本町には斎宮が置かれたことからも、朝廷、伊勢神宮から重要視されていた地域であったと言えます。古代には、多気郡内の全域が神領でしたが、中世以降になると国司や守護など武士によって神宮領は押領されていきました。江戸時代には大名の領地として様々な藩の知行地となり、神領のほとんどはなくなりました。しかし、斎宮村、竹川村、上野村、有爾中村、平尾村の五箇村は、大名や江戸幕府によって伊勢神宮に寄進されたため、江戸時代にも神宮領として残りました。斎宮村の乾家本家は伊勢神宮との連絡役となり、神領五箇村を統括しました。明治期には、神領五箇村は度会府の管轄となり、その後も一時期は政府直轄地となりました。

伊勢神宮との結びつきの強い土地柄であった影響からか明治維新後の廃仏毀釈と神社合祀政策が積極的に推し進められました。神領五箇村内では、寺院が徹底的に廃され、神社が合祀されたことで、住民の信仰形態が大きく変化することとなった。斎宮地区の一部では、葬祭方法も仏式から神式に改められました。ただ、寺院が廃された村でも仏像を公民館に移し、合祀された神社の跡地には石碑が建立された今も維持管理がなされており、信仰を守っている側面もあります。

構成文化財とその概要

① 斎宮村　乾家御用留（有形文化財（古文書））

神領五箇村の代表格であった乾家本家に伝わる文書群で、江戸時代の神宮とのやりとりや村支配の様子が克明に記されている。

② 竹川村　田所家文書（有形文化財（古文書））

神領五箇村の内竹川村の有力者であった田所家に伝わる文書群。江戸時代の竹川村の状況を知ることができる貴重な史料。

③ 称名寺跡（斎宮）（史跡）

中町にあった浄土宗知恩院の末寺。明治８年～15年まで斎宮学校の仮教場と利用された。明治21年に伊勢市から移転した宗安寺と合寺した。

④ 観音寺跡・宇志葉神社跡（斎宮）（史跡）

観音寺は牛葉にあった浄土宗の寺院。天正４年（1576）に乾家本家が菩提寺として創建。本堂は今の佐田清光寺本堂。宇志葉神社は、西堀木郷の産土神を祀っていた。今は竹神社に合祀されている。現在敷地には牛葉公民館が建っている。

㊐…日本遺産　㊔…国指定　㊓…県指定　㊒…町指定

構成文化財とその概要	
⑤ 地蔵院跡（斎宮）（史跡） 中町にあった浄土宗知恩院の末寺。本尊の延命地蔵尊は歴代の斎王にも深く信仰されたと伝えられる。跡地は中町公民館となっており、江戸時代に再建された庵が残る。	⑥ 蓮光寺跡（斎宮）（史跡） 中町にあった浄土宗知恩院末寺。伊勢街道名所図会などには、寺の伊勢街道を挟んだ南側に斎宮の大仏が祀られていたという。今も「大仏（おぼとけ）」の呼称が地元に残っている。
⑦ 福寿院跡・栃本社跡（斎宮）（史跡） 勝見にあった浄土宗知恩院末寺。天正 4 年（1576）に伊勢国司北畠氏の家臣であった加藤氏が北畠氏の菩提寺を移したと伝わる。現在敷地には勝見の集会所が建っている。栃本社は勝見の福寿院に隣接し、勝見の産土社。境内に栃の大木があったという。	⑧ 梅香院法性寺跡・菅原神社跡（斎宮）（史跡） 北野にあった真言宗の寺院。同地には菅原神社もあった。一説には藤原忠通自刻の像を祀り、代々の斎王も厚く信仰したとされる。跡地の一部は北野の集会所となっている。
⑨ 還愚院跡（竹川）（史跡） 竹川にあった浄土宗知恩院末寺。もと竹川村の菩提寺で明治期に廃寺となり神道の教会所となった。現在敷地には竹川の集会所が建っている。	⑩ 野々宮跡（斎宮）（史跡） 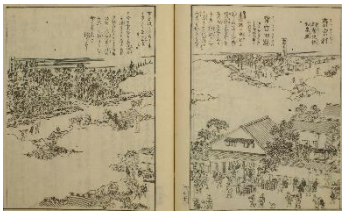 現在竹神社が建っている場所。古代には斎宮の中心部である内院が置かれた空間。江戸時代になると、斎王に関わる重要な場所として野々宮であったと伝承されるようになった。
⑪ 荒祭宮跡（斎宮） 中町のエンマ川沿いで、斎宮にあった神社の一つ。斎王が伊勢神宮へ向け斎宮を出発する際にはここで祭祀が行われたという。	⑫ 丑寅社跡（斎宮）（史跡） 斎宮の鬼門にあたる東北の地点に立っていた神社。現在竹神社に多くの常夜灯が移設されている。

(日)…日本遺産　(国)…国指定　(県)…県指定　(町)…町指定

構成文化財とその概要

⑬ 大海田水代大刀自神社跡（斎宮）

式内社。地元では「宇田の明神」とも呼ばれている。源俊頼の『散木寄歌集』に「曙に宇田の畔より立つ鴫の羽根かく音や萬代の春」と詠まれたと伝わる。

⑭ 楠森社跡（斎宮）（史跡）

中町（町屋郷、中西出郷、下郷）の産土社で境内は紅葉の森と呼ばれた。

⑮ 小倉社跡（竹川）

竹川村の産土社の一つ。江戸時代は牛頭天王とも言われた。式内社の竹神社に隣接して建っていた。

⑯ 絵馬殿跡（斎宮）

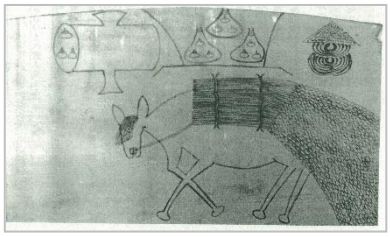

伊勢街道沿いにあった。天照大神が絵馬を掛けるという伝承があり、絵柄によって豊作を占うとされ、能の「絵馬」のモデルとなったと言われる。

⑰ 旧竹神社跡（竹川）

式内社。古代、多気郷の有力者であった竹連が祭った神社という。現在は明治の神社合祀などを経て伊勢街道沿いに移り、元地には石碑が建っている。

⑱ 安養寺　（上野）

上野にある臨済宗東福寺派に属し、永仁５年（1297）に創建され諸山に列せられたた格式高い寺院。明治２年（1869）に廃仏毀釈により一時廃寺となり寺物は上野村に売られ散逸の危険があったが、村民により大切に保管され今日に受け継がれている。県指定文化財などが多数伝わっている。寺に隣接して公民館が建っている。

⑲ 仲神社（上野）

上野村の産土社。元は安養寺の近くに建っていたが織田氏の伊勢出兵により寺と共に焼失したという。

⑳ 広橋神社跡（平尾）

平尾村の産土社。現在竹神社に合祀されている。跡地には石碑が建立され、自治会の広場となっている。

日…日本遺産　国…国指定　県…県指定　町…町指定

構成文化財とその概要	
㉑ 福昌寺跡（平尾） 平尾にあった真宗高田派の寺院で、明星の轉輪寺の末寺。現在は公民会と併設されている。	㉒ 八幡社跡（竹川） 竹川村の産土社の一つ。地元で「若宮さん」とも呼ばれている。たむし杉という神木には注連縄が張られていた。近年史跡斎宮跡の発掘調査で周辺に飛鳥時代の斎宮の空間が見つかっている。

㊐…日本遺産　㊔…国指定　㊓…県指定　㊒…町指定

その他の構成文化財

No.	名称	分類
㉓	神道を信仰する範囲	民俗
㉔	大楽寺跡	史跡
㉕	天香山神社跡	史跡
㉖	火地神社跡	史跡

5 伊勢神宮を支えた神領五箇村
歴史資源の種類
有形文化財（建造物）
有形文化財（絵画）
有形文化財（書跡）
有形文化財（彫刻）
有形文化財（工芸品）
有形文化財（古文書）
有形文化財（考古資料）
衣食住
まつり
民俗技術
器具
史跡
名勝
天然記念物
文化的景観
伝統的建造物群
地名
文化財の指定等
国指定
県指定
町指定
未指定
国道23号線
竹神社跡
小倉社跡
宇志葉神社跡
観音寺跡
野々宮跡
荒祭社跡
楠森社跡
明和町役場
梅香院法性寺跡
丑寅社跡
八幡社跡
竹川村
斎宮村
平尾村
地蔵院跡
福昌寺跡
福寿院跡
広橋社跡
神道を信仰する範囲
斎宮駅
栃本社
大楽寺跡
還愚院跡
上野村
上野村
安養寺
田所家文書
大海田水代大刀自神社
明星駅
近鉄山田線
仲神社
伊勢街道
天香山神社跡
絵馬殿跡
有爾中村
乾家御用留
火地神社跡
称名寺跡
蓮光寺跡

（1）これまでの取組

①調査研究・保存に関する取組

『明和町史』編纂時などにおいて、古文書や寺社跡についての基礎的な調査研究が行なわれています。維持管理については、所有者や自治会、氏子が中心になって、清掃活動などが行なわれています。

郷土文化を守る会によって、跡地を示す標柱と説明看板が建てられ、保存と継承が図られています（図 111）。

図 111　文化財の標柱

②活用と環境整備に関する取組

明和町文化財解説シートや『さいくうあと通信』などによって、歴史文化の解説や普及啓発が図られています。

（2）保存と活用に関する課題と方針

前節で整理したこれまでの取組は、まだ基本的な段階で、今後更なる文化財・文化遺産の保存・活用を行なっていくことが必要です。

①調査研究・保存に関する課題

1．調査研究と共有に関する課題

構成文化財の調査研究と成果の共有については、これまで行政で継続した事業が実施されており、今後も継続的な事業の実施が求められています。

2．指定・登録に関する課題

構成文化財は、未指定文化財のみであるため、指定による確実な保存体制が取られている状況とはなっていないことが課題となっています。

3．次代の担い手の育成と継承に関する課題

構成文化財を次代に引き継いでいくための、学校教育との連携が実施できていないことが課題となっています。

②調査研究・保存に関する方針

1．調査研究と共有に関する方針

構成文化財の調査研究と成果の共有については、これまで行政で継続した事業が実施されていますが、今後も所有者、地域住民の協力のもとでの事業実施が必要です。また、古文書の調査研究については、文献史学による詳細調査が必要です。

2．指定・登録に関する方針

構成文化財のうち、未指定文化財の古文書については、所有者や住民の協力を得ながら町の指定に向けた詳細調査を実施し、確実な保存体制を取っていくことが必要です。

3．次代の担い手の育成と継承に関する方針

構成文化財を活用した学校教育との連携を新たに始め、史跡や古文書を行政や所有者が主体となって授業で活用していくことによって、次代への文化の継承につなげていくことが必要です。そのためには、学校側の理解と体制整備、教育委員会への働きかけも必要になってきます。

また、学校教育を積極的に行なうことによって、地域での伝承・継承を活性化させていき、地域全体で歴史文化を継承・伝承していくことが必要です。

③活用に関する課題

1．人材の育成に関する課題

構成文化財の専門ガイドや複合ガイドが不在で、案内する人材の不足が課題となっています。

2．観光振興の推進に関する課題

構成文化財を活かした観光的な取組や、滞在時間を延ばすための観光商品の少なさなどにより、通過型観光となっていることが課題となっています。

④活用に関する方針

1．人材の育成に関する方針

構成文化財について、専門的に群全域をガイドできる人材の育成が必要です。また、住民が主体となった地域固有のガイドの育成なども必要になってきます。

2．観光振興の推進に関する方針

構成文化財の歴史文化を活かした体験メニューなどを備えた旅行パック商品や、土産品の開発などを、民間や所有者が主体となって検討していくことが必要です。

7　多くの古墳が造られたまち

関連文化財群のストーリー

明和町では、町内の広範囲に古墳が分布しており、総数は 580 基以上にのぼります。

町南部の玉城丘陵には高塚１号墳や大塚１号墳、神前山１号墳（滅失）など５世紀中頃～後半にかけての南勢地方の盟主墳とも言える大規模な古墳も築造されるとともに、古墳時代後期以降に造られた群集墳が多数点在しています。一方、平野部においても明野台地の段丘縁辺に沿っていくつかの古墳群の分布も見られます。特に坂本古墳群は古墳の基数も多く、築造年代も古墳時代終末期に属しており、こうした特徴的な分布は県下でも類例がありません。

これら地域に残る古墳は、住民の生活空間と隣り合わせであったことから、人々の中で伝説や民話の舞台にもなっています。坂本１号墳では「金鶏伝説」が地元坂本自治会に伝わっているほか、斎王墓の伝承などもあり、明和町は「古墳のまち」と称するに値します。

構成文化財とその概要

① 坂本古墳群（史跡）

明野台地の縁辺部に立地する古墳群で、120 基以上からなる。築造時期は７世紀前半頃で、古墳時代終末期段階におけるこうした古墳群の様相は他に類例が少ない。

② 坂本１号墳（史跡）　県

全長 38.0ｍの前方後方墳で、７世紀前半に築造された。当該期では東海地方でも屈指の墳丘規模を持つ古墳で、主体部からは金銅装頭椎大刀が出土し、被葬者と斎宮成立との関係が指摘されている。

③ 金銅装頭椎大刀（有形文化財）　県

発掘調査により、坂本１号墳の主体部から出土した。極めて装飾性の高い刀で、被葬者が王権から下賜されたものであると考えられる。全国でも 100 例ほどしか類例がなく、東国に多く分布する。県内では他に神島の八代神社神宝品が報告されている。

④ 高塚１号墳

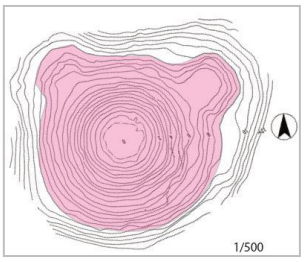

玉城丘陵に分布し、町内で最も古い古墳で、５世紀中頃に築造されたと考えられる。全長 75ｍを超える帆立貝式前方後円墳で、当該期に明和町周辺の地域を統括する首長がいたことを示唆している。

日…日本遺産　国…国指定　県…県指定　町…町指定

構成文化財とその概要	
⑤ 大塚１号墳（史跡） 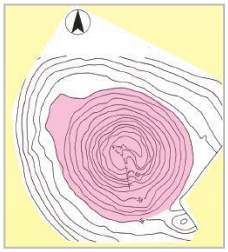 玉城丘陵に分布し、５世紀後半頃に築造された全長52ｍの帆立貝式前方後円墳。高塚１号墳に後続する首長墳の可能性が指摘されている。	⑥ 天王山 19 号墳 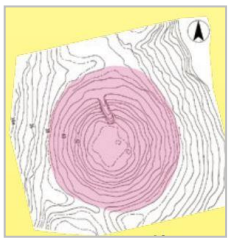 玉城丘陵に分布し、５世紀後半頃に築造された全長 52ｍの円墳。高塚１号墳に後続する首長墳の可能性が指摘されている。
⑦ 小金３号墳（史跡・町指定） 玉城丘陵に分布する６世紀後半に造られた円墳。周辺の９基と小金古墳群を形成している。横穴式石室を有する。	⑧ 上村池古墳群 玉城丘陵に分布する古墳群で多気町にもまたがって合計 81 基からなる。その内 15 基以上が横穴式石室を有している。
⑨ 明星古墳群（史跡） 大仏山丘陵から派生した舌状の微高地に立地し、６世紀末～７世紀初頭に造られた 11 基からなる古墳群。７号墳は全長 15ｍの前方後円墳（前方後方墳との指摘もある）で、２カ所の埋葬施設が見つかている。現在は一部が公園として保存されている。	⑩ 塚山古墳群（史跡） 史跡斎宮跡の中にある古墳群で方墳および円墳 47 基からなる。２号墳は一辺 18ｍの方墳で、地元で「イナリ塚」と呼ばれ、かつて地元住民が稲荷の小祠を祀っていた。３号墳は径 16ｍの円墳で円筒埴輪や古い特徴を持った須恵器が出土し、５世紀後半頃の築造と考えられている。古墳群の内、17 基は史跡斎宮跡と一体的に保存が図られている。

㊐…日本遺産　㊤…国指定　㊥…県指定　㊦…町指定

その他の構成文化財

No.	名称	分類
⑪	東垣内古墳群	史跡
⑫	辰ノ口古墳群	史跡
⑬	かまくら古墳群	史跡
⑭	大塚古墳群	史跡
⑮	高塚古墳群	史跡
⑯	天王山・カゴ山古墳群	史跡
⑰	ユブミ２号墳	史跡
⑱	ユブミ古墳群	史跡
⑲	世古古墳群	史跡
⑳	斎宮池 12 号墳	史跡
㉑	斎宮池古墳群	史跡
㉒	等峯Ａ・Ｂ古墳群	史跡
㉓	戸峯古墳群	史跡
㉔	合戦田古墳群	史跡
㉕	長五郎林古墳群	史跡
㉖	垣場古墳群	史跡
㉗	蓑村大塚古墳	史跡
㉘	大仏山古墳群	史跡
㉙	曽祢崎古墳群	史跡

6 多くの古墳が造られたまち
歴史資源の種類
有形文化財（建造物）
有形文化財（絵画）
有形文化財（書跡）
有形文化財（彫刻）
有形文化財（工芸品）
有形文化財（古文書）
有形文化財（考古資料）
衣食住
まつり
民俗技術
器具
史跡
名勝
天然記念物
文化的景観
伝統的建造物群
地名
文化財の指定等
国指定
県指定
町指定
未指定
国道23号線
金銅装頭椎大刀
坂本１号墳
坂本古墳群
東垣内古墳群
明和町役場
塚山古墳群
斎宮駅
曽祢崎古墳群
明星古墳群
明星駅
近鉄山田線
伊勢街道
辰ノ口古墳群
かまくら古墳群
大塚１号墳
大塚古墳群
天王山19号墳
天王山・カゴ山古墳群
垣場古墳群
合戦田古墳群
長五郎林古墳群
高塚１号墳
高塚古墳群
世古古墳群
戸峯古墳群
貫村大塚古墳
大仏山古墳群
小金３号墳
上村池古墳群
斎宮池12号墳
斎宮池古墳群
ユブミ２号墳
ユブミ古墳群
等峯Ａ・Ｂ古墳群

（1）これまでの取組

①調査研究・保存に関する取組

1．坂本古墳群

坂本古墳群は、平成７年に開発行為に伴う事前発掘調査を開始し、１～６号墳、８号墳が明和町によって調査されました。その結果、１号墳が前方後方墳であり、金銅装頭椎大刀が副葬されていることが確認されました。時期は古墳時代終末期の７世紀前半で、斎宮跡との距離も近く、時期的にも斎宮造営直前と見られることから、当該期の地域解明の核となる古墳と考えられました。

そのため、開発行為を止めて保存することとし、金銅装頭椎大刀は、平成 13 年（2001）に三重県指定文化財に、坂本１～４号墳、６号墳は平成 16 年（2004）に三重県指定史跡となりました。明和町では、その後土地所有者の協力を得て土地の公有化を行ない、１号墳西側に残っていた宅地部分については、平成 24 年（2012）に追加指定を行ないました。発掘の概要と保存の経緯については、『坂本古墳群発掘調査概要報告』、『三重県指定史跡坂本古墳群発掘調査報告』にまとめ、発刊しました。

2．小金古墳群

小金古墳群３号墳は、造成工事に伴う事前発掘調査が、平成 20 年度に三重県によって、実施されました。その結果、径約 19m、高さ約 2.6m の円墳で、墳丘周囲に周溝をめぐらせ、南西方向に開く横穴式石室を埋葬施設としていることが判明しました。その後、計画変更によって、現地に保存されたため、石室は埋め戻して保存されました。現在は、町の公園である「斎宮きららの森」の一角に保存されており、平成 28 年３月に町指定史跡に指定され、説明看板が設置されています。

3．明星古墳群

明星古墳群は、昭和 46 年（1971）に団地造成が行なわれ、一部が破壊されてしまいましたが、昭和 48 年（1973）、昭和 53 年（1978）にかけて計９基の発掘調査が行なわれ、古墳時代後期の前方後円墳、円墳であることが確認されました。３基は現地に保存され、昭和 54 年（1979）に明星古墳公園として整備され、説明看板が設置されています。

②活用と環境整備に関する取組

坂本古墳群を古墳公園として整備し、活用するため、平成 25 年（2013）に「文化財保護審議会」の専門委員会として「坂本古墳整備検討会」を開催し、整備についての意見を関係者から聴取しました。平成 26 年（2014）から周辺整備を開始し、墳丘の復元や説明看板、トイレや駐車場などの便益施設の整備も実施し、平成 30 年１月に坂本古墳公園としてオープンしました。オープニング説明会では出土土器なども現地に展示して説明会を実施し、約 70 人が参加しました（図 112）。また、公園の管理や清掃については、地元自治会の協力を得ることができ、地域の公園としても親しまれています。

図 112　坂本古墳公園説明会

（2）保存と活用に関する課題と方針

前節で整理したこれまでの取組によると、当文化財群は様々な取組がなされており、文化財・文化遺産の保存・活用方法については、これまでの取組を整理したうえで、課題を洗いなおしていく作業

が必要です。

①調査研究・保存に関する課題

1．調査研究と共有に関する課題

構成文化財の調査研究と成果の共有については、これまで行政で継続した事業が実施されており、今後も継続的な事業の実施が求められています。ただ、調査研究が進んでいない古墳も多くあることが課題となっています。

2．指定・登録に関する課題

構成文化財のうち未指定文化財は、指定による確実な保存体制が取られている状況とはなっていないことが課題となっています。

3．収蔵・整理に関する課題

古墳の発掘調査に関する出土品の整理が進んでいないことが課題となっています。

4．次代の担い手の育成と継承に関する課題

構成文化財を次代に引き継いでいくため、学校教育との連携が進められてはいますが、まだまだ学校教育の中での位置づけが確立していないことが課題となっています。

②調査研究・保存に関する方針

1．調査研究と共有に関する方針

構成文化財の調査研究と成果の共有については、これまで行政で継続した事業が実施されていますが、今後も地域住民の協力のもとでの事業実施が必要です。また、高塚１号墳、大塚１号墳、天王山19 号墳については、科学的な探査や測量による詳細調査が必要です。

2．指定・登録に関する方針

構成文化財のうち、未指定文化財の史跡については、所有者や住民の協力を得ながら町の指定に向けた詳細調査を実施し、確実な保存体制を取っていくことが必要です。

3．【収蔵・整理に関する方針】

古墳の既往発掘調査資料についての整理と、発掘調査報告書の刊行を計画的に実施していくことが必要です。

4．次代の担い手の育成と継承に関する方針

構成文化財を活用した学校教育との更なる連携を進め、史跡水池土器製作遺跡や土器の文化を授業で活用していくことによって、次代への文化の継承につなげていくことが必要です。そのためには、学校側の理解と体制整備、教育委員会への働きかけも必要になってきます。

また、学校教育を積極的に行なうことによって、地域での伝承・継承を活性化させていき、地域全体で歴史文化を継承・伝承していくことが必要です。

③活用に関する課題

１．人材の育成に関する課題

構成文化財の専門ガイドや複合ガイドが不在で、案内する人材の不足が課題となっています。

２．観光振興の推進に関する課題

構成文化財を活かした観光的な取組や、滞在時間を延ばすための観光商品の少なさなどにより、通過型観光となっていることが課題となっています。

④活用に関する方針

１．人材の育成に関する方針

構成文化財について、専門的に群全域をガイドできる人材の育成が必要です。また、住民が主体となった地域固有のガイドの育成なども必要になってきます。

２．観光振興の推進に関する方針

構成文化財の歴史文化を活かした観光商品や、土産品の開発などを、民間や所有者が主体となって検討していくことが必要です。

⑤環境整備に関する課題

１．周遊性向上に関する課題

主要幹線道路からの誘導案内の少なさや、構成文化財の周遊性の低さが課題となっています。

⑥環境整備に関する方針

１．周遊性向上に関する方針

周遊性を向上させるため、主要幹線道路や駅からの誘導案内看板などの整備や、構成文化財の周遊ルートの構築などを整理・調査していく必要があります。

8　神仏をまつる人々

関連文化財群のストーリー

明和町では古い集落形態が比較的維持されており、地元では自治会のことを「ザイショ」と呼んでいます。いくつかの自治会には特徴的な祭礼行事が伝承されており、大淀の祇園祭では年齢層ごとの小組織が見られ、それぞれの役割と連携によって祭が運営されることで地域の高い紐帯が維持されています。地域の結束を強め集落単位でそれぞれに神社（跡）や寺院が所在しています。町内の神社には延喜式神名帳に記述のある「式内社」に比定されるものが多く点在していることが特徴です。一方、伊勢神宮の摂社および末社は分布していないことも特徴の一つです。一方、町内の寺院には７体の平安時代作の仏像が伝えられています。特に下御糸・上御糸地区に多く、その集落の成立時期が類推できます。斎宮地区周辺には平安仏が確認されておらず、斎宮の存在によって、仏像や寺院が造られなかった可能性もあります。寺の宗派はさまざまで特定の宗派へ偏っていません。また、自治会の一部ではかつて神宮領であった影響もあって、神道による葬祭を行なっています。

こうした背景から、住民の祈りの形態もさまざまであり、平安時代からの仏像を守り続けているザイショもあれば、江戸時代から連綿と続く祭りを続けるザイショもあります。

構成文化財とその概要

① 大淀村二天八王子社神事頭番張（（有形文化財（古文書））　㊐

大淀の竹大与杼神社に伝わる古文書で応永31年（1424）以降の91通の頭番記録がまとめられている。南勢部に多く分布する御頭神事に関わる最古級の史料の一つ。

② 六地蔵石幢（（有形文化財（工芸品））　㊐

かつて地蔵院があったとされる中町公民館敷地内にある。永正10年（1513）の紀年銘があり、永春が建立したもの。美術性が高く、16世紀の県下の基準資料として貴重。

③ 仏通禅師所用法衣並びに伝来什物（（有形文化財（工芸品））　㊐

上野の安養寺に伝来する、開山癡兀大惠（仏通禅師）所用と伝わる什物。癡兀大惠は京都五山の一つ東福寺の住職も務めた高僧。中でも七条袈裟は中国の南宋から伝えられた生地を用いた鎌倉時代のもので、県内最古級の資料。

④ 丹歌寺　木造聖観音立像(有形文化財(彫刻))　㊍

養川（もと養田集落）の丹歌寺に伝来する仏像で、平安時代後期の作と考えられる。式内社石田神社の本地仏との指摘もある。

㊐…日本遺産　㊎…国指定　㊐…県指定　㊍…町指定

構成文化財とその概要

⑤ 常明寺　木造胎蔵界大日如来坐像（有形文化財（彫刻））　町

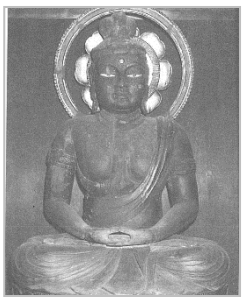

養川（もと丹川集落）の常明寺に伝来する仏像で、平安時代後期の作と考えられる。後世の補修があるものの、町内に残る仏像の中で最も古い作風を示している。

⑥ 納願寺　木造阿弥陀如来立像（有形文化財（彫刻））　町

行部の納願寺に伝来する仏像で、鎌倉時代の作と考えれる。もとは伊勢市霊巌寺にあったが明治の廃仏毀釈によって当寺に移された。

⑦ 納願寺　木造僧形坐像（有形文化財（彫刻））　町

行部の納願寺に伝来する僧形座像で、江戸時代の作。本像は伊勢市霊巌寺の開山霊巌上人と伝えられている。

⑧ 両谷寺　木造阿弥陀如来立像（有形文化財（彫刻））　町

新茶屋の両谷寺に伝来する仏像で、鎌倉時代の作とされる。江戸時代中頃に度会郡古里村から寺とともに移された。像高90ｃｍの「三尺立像」。

⑨ 円明寺　木造阿弥陀如来立像（有形文化財（彫刻））　町

馬之上の円明寺に伝来する仏像で、室町時代初期の作とされる。

⑩ 木造獅子頭（有形文化財（彫刻））　町

南藤原の久安寺に伝わる獅子頭で、室町時代の作と考えられる。元は北藤原の神生寺（廃）に伝来し、大正期まで獅子舞に用いられたという。

⑪ 西光寺　木造不動明王立像（有形文化財（彫刻））　町

志貴の西光寺に伝来する仏像で、平安時代後期の作と考えられる。もとは式内社佐伎栗栖神社の本地仏との指摘もある。

⑫ 薬師寺　木造大日如来坐像（有形文化財（彫刻））

八木戸の薬師寺に伝来する仏像で、平安時代後期の作の可能性がある。もとは近在の大日庵に安置されていたもので本尊の薬師如来立像とともに移された。

㊐…日本遺産　㊀…国指定　㊁…県指定　㊂…町指定

構成文化財とその概要

⑬ 玉泉院　木造十一面観音立像（有形文化財（彫刻））

内座の玉泉院に伝来する仏像で、平安時代後期の作と考えられる。後世の補修痕跡あり。

⑭ 長光寺　木造阿弥陀如来立像（有形文化財（彫刻））

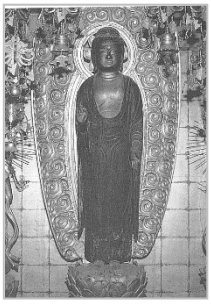

大淀の長光寺に伝来する仏像で、平安時代末から鎌倉時代初期の作と考えられる。

⑮ 前野のお頭神事（まつり）　㊐

前野地区に伝わる御頭神事。集落の決められた7軒が世襲で江戸時代より伝承してきた。地区の悪霊退散を願って2月11日に行われる。

⑯ 大淀の祇園祭（まつり）　㊐

大淀地区の三世古、山大淀、東区で7月下旬から8月上旬にかけて行われる。江戸時代に疫病退散を願ってはじめられた。それぞれの自治会の山車が集落を巡行する。

⑰ 宇爾桜神社かんこ踊り（まつり）　㊐

有爾中の宇爾櫻神社の天王祭に合わせて7月14日頃に行われる。シャグマを被り、カンコを叩いて踊りが奉納される。

⑱ 蓑村虫送り（まつり）　㊐

蓑村集落で7月13日に実施される。ワラで作られた長い松明を持ち集落の疫病を払う。明和町で虫送りが残っているのは蓑村のみとなっている。

⑲ 志貴の精霊相撲（まつり）

志貴の西光寺境内で8月16日に精霊送りとともに開催される。3人抜きや5人抜き、役相撲が行われ、最後は大関を中心に四股が踏まれる。

⑳ 中村の安産祈祷相撲（まつり）

中村の陽珠院境内で8月23日に安産や子供の健やかな成長を祈って行われる。3人抜きや5人抜きのほか、役相撲などが行われる。

㊐…日本遺産　㊤…国指定　㊥…県指定　㊐…町指定

構成文化財とその概要

㉑ 佐田西出　天王さんのお社塔（まつり）　㊟

佐田西出集落で7月13日に近い日曜日に、津島神社の札を収めている「天王さん」を作り替える行事。地域の男性により、稲わらと竹で装飾性の高い祠が作られる。

㉒ モノトウ（まつり・有形文化財）

町内各地に伝わる行事で11月下旬に行われる。モノトとも呼ばれる。それぞれの氏神の当渡しに関わる行事であるが、現在は食事をするのみとなるなど形骸化が見られる。

㉓ 山の神講（まつり・有形文化財）

町内各地で氏子組織とは異なる講による組織単位で12月上旬に行われる。町内には200基に上る石碑が確認されており、多くは集落への入り口の道の両側に祀られている。1月のどんど火に合わせて松明で石碑をあぶるなどさまざまな習俗がある。

㉔ 各地区の神社跡（史跡）

明治時代の神仏分離・神社合祀政策により神領五箇村であった斎宮地区では寺院は廃され、神社の多くは合祀された。他地区でも、一村一神社の状況であったが一地区一神社となった。そのため、集落には今も神社跡が多く残っており、神社跡地となってからも人々はそれを信仰し、聖地として敬っている。

㊐…日本遺産　㊀…国指定　㊁…県指定　㊟…町指定

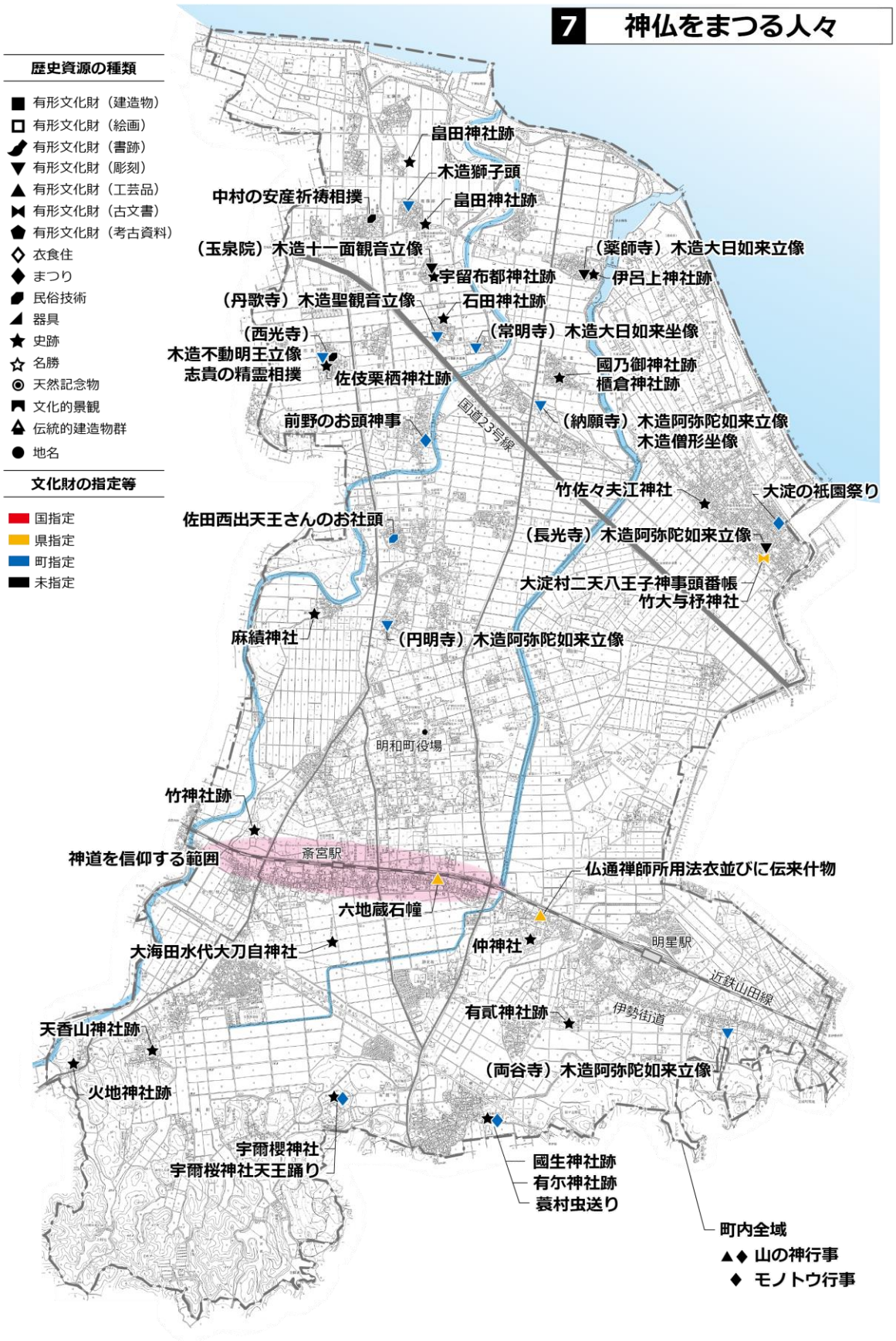
7 神仏をまつる人々
歴史資源の種類
有形文化財（建造物）
有形文化財（絵画）
有形文化財（書跡）
有形文化財（彫刻）
有形文化財（工芸品）
有形文化財（古文書）
有形文化財（考古資料）
衣食住
まつり
民俗技術
器具
史跡
名勝
天然記念物
文化的景観
伝統的建造物群
地名
文化財の指定等
国指定
県指定
町指定
未指定
畠田神社跡
木造獅子頭
中村の安産祈祷相撲
畠田神社跡
（玉泉院）木造十一面観音立像
宇留布都神社跡
（薬師寺）木造大日如来立像
伊呂上神社跡
（丹歌寺）木造聖観音立像
石田神社跡
（西光寺）
木造不動明王立像
志貴の精霊相撲
佐伎栗栖神社跡
（常明寺）木造大日如来坐像
國乃御神社跡
櫃倉神社跡
前野のお頭神事
国道23号線
（納願寺）木造阿弥陀如来立像
木造僧形坐像
竹佐々夫江神社
大淀の祇園祭り
佐田西出天王さんのお社頭
（長光寺）木造阿弥陀如来立像
大淀村二天八王子神事頭番帳
竹大与杼神社
麻績神社
（円明寺）木造阿弥陀如来立像
明和町役場
竹神社跡
神道を信仰する範囲
斎宮駅
仏通禅師所用法衣並びに伝来什物
六地蔵石幢
大海田水代大刀自神社
仲神社
明星駅
近鉄山田線
伊勢街道
有貳神社跡
天香山神社跡
（両谷寺）木造阿弥陀如来立像
火地神社跡
宇爾櫻神社
宇爾桜神社天王踊り
國生神社跡
有尓神社跡
蓑村虫送り
町内全域
▲◆ 山の神行事
◆ モノトウ行事

（1）これまでの取組

①調査研究・保存に関する取組

図 113　記録映像 DVD

『明和町史』編纂時などにおいて、祭礼や仏像についての基礎的な調査研究が行なわれています。昭和 62 年（1987）には、「大淀村二天八王子社神事頭番長」、「六地蔵石幢」が県下でも貴重な資料とされ、県指定文化財に指定されており、所有者によって管理されています。昭和 56 年（1981）～昭和 60 年（1985）にかけては、多くの祭礼や仏像が町指定文化財に指定され、まつりの保存会や自治会、氏子などによって、維持・管理・実施されています。近年でも、新たな調査に基づき、平成 29 年（2017）に、「仏通禅師所用法衣並びに伝来什物」が新たに県指定文化財に、平成 26 年（2014）に、「木造不動明王立像」が町指定文化財となりました。

明和町日本遺産活用推進協議会では、平成 30 年（2018）から「大淀の祇園祭」など無形文化財 9 件を対象に、記録映像作成事業を実施しました（図 113）。現在の祭礼の様子や手順を映像で記録することによって、適切な伝承や祭礼断絶時の記録として利用できるようにしました。

②活用と環境整備に関する取組

「明和町文化財保護条例」に基づく、「明和町文化財保護事業費補助金交付要綱」によって、町指定文化財大淀の祇園祭の山車修理の補助を平成 28 年（2016）に行ないました。その他、企業の民間助成金についても、各文化財所有者・管理者に通知して募集案内を行ない、平成 29 年（2017）には町指定文化財大淀の祇園祭の部材購入費として助成をいただき、文化財の保存と活用に活かすことができました。

無形文化財の記録作成事業については、記録編と普及編の DVD を作成し、関係者に配布するとともに、町内ケーブルテレビや HP、SNS 等で発信しており、無形文化財の保存・継承・活用に活かすことができました。

（2）保存と活用に関する課題と方針

前節で整理したこれまでの取組によると、当文化財群は民間や行政によって様々な取組がなされており、文化財・文化遺産の保存・活用方法については、これまでの取組を整理したうえで、課題を洗いなおしていく作業が必要です。

①調査研究・保存に関する課題

1．調査研究と共有に関する課題

構成文化財の調査研究と成果の共有については、これまで民間や行政で継続した事業が実施されていますが、今後も計画的な事業の実施が求められています。

2．指定・登録に関する課題

未指定となっている文化財もあり、指定による確実な保存体制が取られている状況とはなっていないことが課題となっています。

3．防犯・防災に関する課題

構成文化財のうち指定文化財については、指定文化財所有者への継続した防災・防犯に関する周知を継続して実施していくことが必要です。自治会によって参集や避難を中心にした定期的な防災避難訓

練が実施されていますが、文化財についてはあまり意識が高められていないことが課題となっています。

また、文化財所蔵施設などの防犯体制設備が整っていないことも課題となっています。

４．次代の担い手の育成と継承に関する課題

構成文化財の伝承・継承については、これまで民間や行政で継続した事業が実施されていますが、今後も継続的な事業の実施が求められています。

また、歴史文化を次代に引き継いでいくための学校教育との連携や、学校教育の中での位置づけが確立していないことが課題となっています。

②調査研究・保存に関する方針

１．調査研究に関する方針

構成文化財の調査研究と成果の共有については、これまで民間や行政で継続した事業が実施されており、様々な組織が協働して調査研究を実施していくことが必要です。それには、調査研究を支える地域住民の協力も必要となってきます。

２．指定・登録に関する課題

構成文化財のうち、未指定文化財の彫刻については、所有者や住民の協力を得ながら町の指定に向けた詳細調査を実施し、確実な保存体制が取れるように取り組んでいきます。

３．防犯・防災に関する方針

指定文化財所有者への防災・防犯に関する周知を継続して実施していくことが必要です。また、自治会が行なう定期的な防災避難訓練の中に、文化財の要素を組み込み、意識を向上していきます。

加えて、令和元年に文化庁によって策定された、「世界遺産・国宝等における防火対策５か年計画」においては、国宝・重要文化財（建造物）に対しての防火対策が強く求められています。町指定文化財の建造物も、今後は計画を参考にした上での防火対策の徹底を行なっていきます。また、文化財収蔵施設などの防犯対策設備を充実させることも必要です。

４．次代の担い手の育成と継承に関する方針

構成文化財の伝承・継承については、これまでの取組を活かした継続的な事業の実施が必要です。また、歴史文化を次代に引き継いでいくために、所有者や行政が学校教育の総合学習などの一環として彫刻や祭礼の授業を行なうなど、学校教育との連携を図り、位置づけを確立していくことが必要です。そのためには、学校側の理解と体制整備、教育委員会への働きかけも必要になってきます。

③活用に関する課題

１．価値と魅力の情報発信に関する課題

構成文化財に関する情報発信や公開事業については、これまでの取組を継続的に実施していくことが求められています。ただ、外部への情報発信が不足していることが課題となっています。

２．人材の育成に関する課題

構成文化財を専門にガイドする人材が不足していることが課題となっています。

３．観光振興の推進に関する課題

滞在時間を延ばすための観光商品の少なさなどにより、通過型観光となっていることが課題となっています。

④活用に関する方針

１．価値と魅力の情報発信に関する方針

構成文化財に関する情報発信・公開事業については、これまでの取組を継続的に実施していくことが求められています。特に外部への情報発信や公開については、積極的な事業実施を検討していきます。

２．人材の育成に関する方針

構成文化財に関する歴史文化に精通した専門的なガイドの新規育成を検討していきます。ガイドの育成は、民間や行政、住民などが協働して行なっていく必要があります。

３．観光振興の推進に関する方針

構成文化財の歴史文化を活かした観光商品の開発を継続して実施していく必要があります。魅力ある観光商品を開発していくことで、観光客の滞在時間を延ばし、滞在型観光となるよう取り組んでいきます。

⑤環境整備に関する課題

１．周遊性向上に関する課題

主要幹線道路などから構成文化財への誘導案内看板などが不足しており、周遊性が低いことが課題となっています。

⑥環境整備に関する方針

１．周遊性向上に関する方針

周遊性を向上させるため、主要幹線道路などからの誘導案内看板の整備などに取り組んでいきます。

9　受け継がれる村の形

関連文化財群のストーリー

明和町において近世時点で成立している集落は 50 以上にのぼり、現在は自治会組織に引き継がれ集落単位での運営が多く行われています。こうした集落では伝統行事がいまなお伝承され、山の神や庚申などの信仰対象が大切に残されており、近世のムラの状況をよく留めています。集落の空間的な配置は、基本的に寺社を中心として集落が密集して展開する形態（集村）が多く見られ、中には式内社や平安仏を祀るムラもあり、集落の形成が平安時代に遡る可能性もあります。密集した居住空間の配置から今なおムラ（ザイショ）の境界が視覚的に明瞭に見てとれます。このような集落形態の成因としては、明和町を取り巻く自然環境と密接に関係しており、自然災害に対する先人達の深い眼差しと困難な環境を克服しようとする先人達の深い叡智を学ぶことができます。海浜部の集落では漁港にアクセスが容易な海辺に生活するが、浜堤上の微高地に帯状に集落を形成し、細い「世古道」が縦横に通る特徴的な景観を作り出しています。沖積平野や台地上の河川に近い集落では、自然堤防上の微高地に集住し、周辺の低地部では農業を営む。いくつかの集落は母体となるムラと衛星的に周辺に展開する支村の関係を有するものもあります。玉城丘陵に近い山間部の集落では山間の谷筋に農業用の溜池が造られ、山には住民によるデアイによって定期的に手入れが行われ里山の景観が維持されています。また、自然環境に適応した集落がある一方で、伊勢街道の展開によって形成された集落も明和町には存在します。伊勢街道が形成された近世初頭段階に、周辺のムラを母村として街道沿線に集落が移動して成立しており、街道の性格から旅籠や茶屋など商売を生業にする家が多いことも特徴で、生業をうかがわせる屋号がいまも多く見られます。

構成文化財とその概要

①　古代よりの良港　（文化的景観）

大淀

伊勢湾に面し海岸線に沿って幾筋も浜堤列が見られ、ラグーンによって浪が遮られ古くより良港として発展してきた。倭姫命の上陸伝承がある。屋号が多く残っている。

②　海岸砂堆に作られた村　（文化的景観）

行部

海岸部には砂堆上では横長に集落が形成され、水はけがよい環境を利用して畑作が盛んに行われている。大淀、山大淀、行部などが該当。

③　祓川の自然堤防に作られた村（文化的景観）

北藤原

祓川など河川周辺に形成された自然堤防上の微高地は水害にも強く多くの集落が形成されている。集落の境には、山の神の石碑が祀られていることが多く、道祖神的な役割を担っている。集落によっては四周に溝がめぐらされ、農業との関係が深く田や畑の名前が現在も伝えられている。

中海、小藪、前野、田屋、志貴、養川、内座、南藤原、北藤原、中村、川尻、浜田が該当。

④　中世からの分村　（文化的景観）

佐田

上御糸地区の佐田集落では中心部に中世段階に形成されたムラがあり、寺院や神社、中世城館跡などがある。周辺には母村から派生した支村が衛星的に取り巻く。「北出」や「西出」など方位などを付した集落名が見られる。西出などが該当。

構成文化財とその概要	
⑤ 地形に合わせた山の村　（文化的景観） 池村 農業を主体とした集落で、山間の谷には近世に作られた池が多数点在し、今も里山が維持されている。池村、上村が該当。	⑥ 式内社を受け継ぐ村　（文化的景観） 有爾中 町内には延喜式神名帳に記載された神社に比定された神社や跡地が多数点在し、集落の形成に大きな影響を与えている。北藤原、南藤原、中村、志貴、養川、八木戸、根倉、山大淀、大淀、中海、竹川、牛葉、上野、明星、蓑村、有爾中、上村、岩内が該当。
⑦ 平安から続く村　（文化的景観） 八木戸 平安時代に遡る仏像を祀る寺院が下御糸地区を中心に分布し、集落の形成の古さを伺わせる。志貴、内座、養川、八木戸が該当。	⑧ 街道沿いに作られた村　（文化的景観）） 伊勢街道沿いの集落 伊勢街道の成立に合わせて、周辺のムラから集落の一部あるいは全部が移転してムラが形成された。街道沿いのため、かつては商売を生業とする家が多く分布し屋号が今も多く残っている。竹川、牛葉、中町、勝見、上野、明星、新茶屋が該当。

㊐…日本遺産　㊔…国指定　㊓…県指定　㊒…町指定

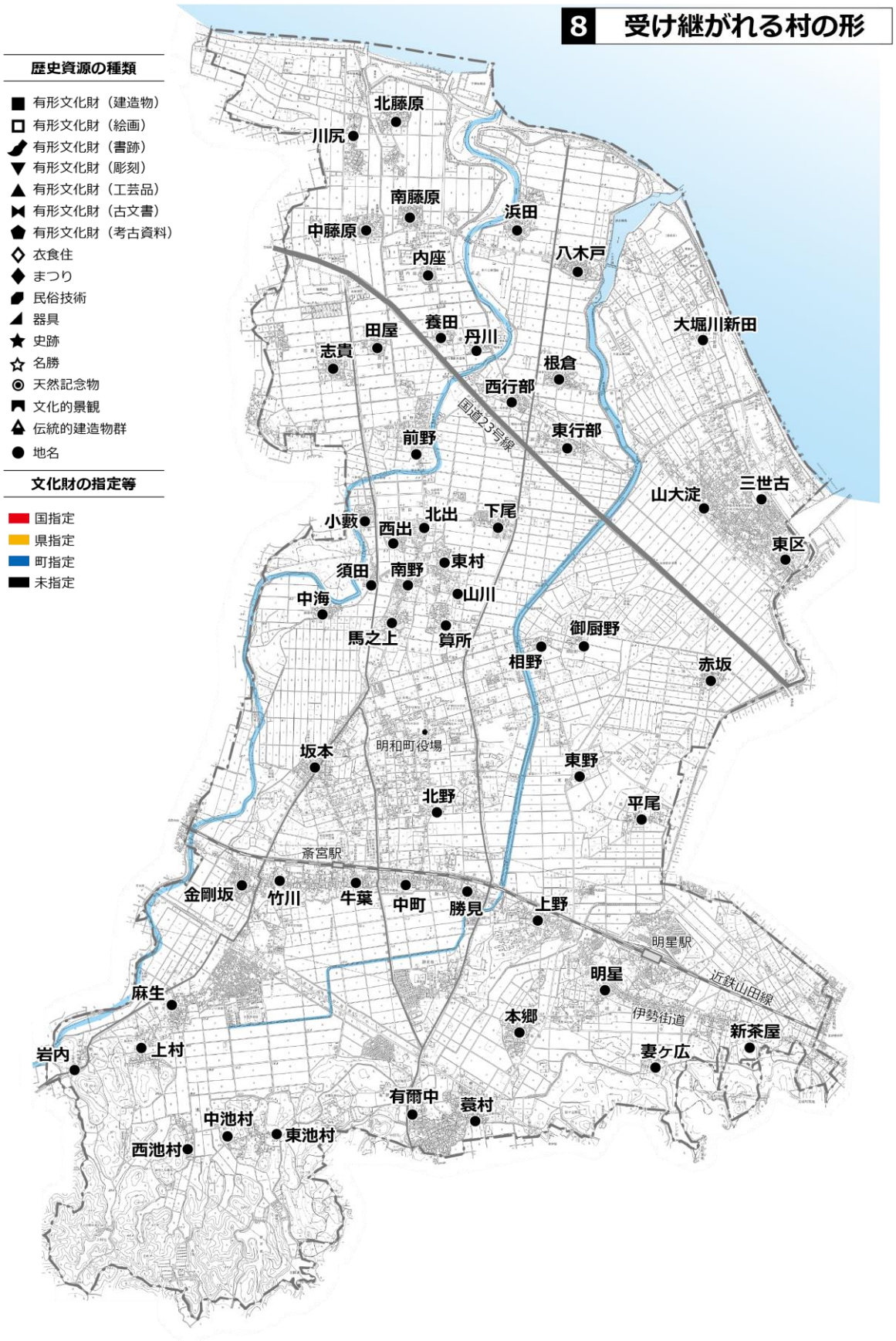
8 受け継がれる村の形
歴史資源の種類
有形文化財（建造物）
有形文化財（絵画）
有形文化財（書跡）
有形文化財（彫刻）
有形文化財（工芸品）
有形文化財（古文書）
有形文化財（考古資料）
衣食住
まつり
民俗技術
器具
史跡
名勝
天然記念物
文化的景観
伝統的建造物群
地名
文化財の指定等
国指定
県指定
町指定
未指定
北藤原
川尻
南藤原
中藤原
浜田
八木戸
内座
養田
田屋
丹川
志貴
大堀川新田
根倉
西行部
国道23号線
東行部
前野
三世古
山大淀
小藪
西出
北出
下尾
東区
須田
南野
東村
中海
山川
馬之上
算所
御厨野
相野
赤坂
明和町役場
坂本
東野
北野
平尾
斎宮駅
金剛坂
竹川
牛葉
中町
勝見
上野
明星駅
明星
近鉄山田線
麻生
本郷
伊勢街道
新茶屋
上村
岩内
妻ケ広
有爾中
蓑村
中池村
東池村
西池村

（1）これまでの取組

①調査研究・保存に関する取組

『明和町史』編纂時などにおいて、地形や集落景観についての基礎的な調査研究が行なわれています。

②活用と環境整備に関する取組

明和町文化財解説シートや『さいくうあと通信』などによって、歴史文化の解説や普及啓発が図られています。

（2）保存と活用に関する課題と方針

前節で整理したこれまでの取組は、まだ基本的な段階で、今後更なる文化財・文化遺産の保存・活用を行なっていくことが必要です。

①調査研究・保存に関する課題

1．調査研究と共有に関する課題

構成文化財の調査研究と成果の共有については、これまで行政で継続した事業が実施されており、今後も継続的な事業の実施が求められています。

2．次代の担い手の育成と継承に関する課題

構成文化財を次代に引き継いでいくための、学校教育との連携が実施できていないことが課題となっています。

②調査研究・保存に関する方針

1．調査研究と共有に関する方針

構成文化財の調査研究と成果の共有については、これまで行政で基本的な事業が実施されていますが、今後も所有者、地域住民の協力のもとでの事業実施が必要です。また、集落の調査研究については、空中からの現況調査や歴史地理学、民俗学による詳細調査が必要です。

2．次代の担い手の育成と継承に関する方針

構成文化財を活用した学校教育との連携を新たに始め、集落の歴史文化を行政や所有者が主体となって授業で活用していくことによって、次代への文化の継承につなげていくことが必要です。そのためには、学校側の理解と体制整備、教育委員会への働きかけも必要になってきます。

また、学校教育を積極的に行なうことによって、地域での伝承・継承を活性化させていき、地域全体で歴史文化を継承・伝承していくことが必要です。

③活用に関する課題

1．人材の育成に関する課題

構成文化財の専門ガイドや複合ガイドが不在で、案内する人材の不足が課題となっています。

２．観光振興の推進に関する課題

構成文化財を活かした観光的な取組や、滞在時間を延ばすための観光商品の少なさなどにより、通過型観光となっていることが課題となっています。

④活用に関する方針

１．人材の育成に関する方針

構成文化財について、専門的に群全域をガイドできる人材の育成が必要です。また、住民が主体となった地域固有のガイドの育成なども必要になってきます。

２．観光振興の推進に関する方針

構成文化財の歴史文化を活かした体験メニューなどを備えた旅行パック商品や、土産品の開発などを、民間や所有者が主体となって検討していくことが必要です。

第 6 章　文化財の保存・活用に関する措置

1　文化財の保存・活用に関する措置の整理

第５章までの方針に従い、明和町が文化財・文化遺産の保存と活用に関して、今後行なっていく措置の内容は、町内全域にかかる措置と、関連文化財群の措置に分けて実施することとしました。

措置は、これまでに挙げた課題と方針に対するものとし、行なう措置の内容は事業名として整理し、事業を実際に行なっていく取組主体としては、行政、所有者、住民、民間、学術などとして整理しました。町内に存する多種多様な文化財・文化遺産は、公的所有の文化財や民間所有の文化財、これまで文化財とは認識してこなかった地域の活動なども文化遺産として含まれています。そのため、これらの歴史文化を保存し、活用していくためには、行政や所有者だけが活動すれば良いというものではなく、住民や学校・会社などが、地域社会総がかりとなって歴史文化を守ったり、活用したりすることが必要となってきます。取組主体は、表 15～表 17 のようにまとめ、「だれが、なにを、どのように」保存・活用すれば、課題が解決されるのかを整理しました。

措置の全体名称としては、全域の課題と方針で挙げた①調査研究・保存、②活用、③環境整備　をそれぞれ、①文化財・文化遺産を守る。②文化財・文化遺産を活用する。③文化財・文化遺産の環境を整備する。として整理し、関連文化財群でも同じ名称としました。

事業の実施年については、１年目～、４年目～、６年目～、の３期に分けて記載しました。準備期間も含めた目安としての設定ですが、１年目～の事業については、すぐに着手することによって好循環をもたらすことができるものや、これまでも行なってきた継続事業が該当します。４年目～の事業については、基礎的な事業が終わってから順次着手していくべき事業などで、ここまでが前期にあたります。６年目～の事業については、前期事業が完了した後の中間評価を経た後期事業となるため、全事業の進捗状況や振り返りによって、検討しながら進めていく事業です。

事業の財源については、国費（文化財補助金、地方創生推進交付金、社会資本整備総合交付金など）、県費（三重県文化財関係事業補助金、文化関係助成事業など）、町費として設定し、状況に応じて柔軟に民間の助成金なども活用するものとします。

表 15　調査研究・保存の措置に関する役割分担

	取組主体	想定される役割	期待されること
文化財・文化遺産を守る	行政 （県、町）	・計画全体の推進 ・歴史文化の総合調査と情報把握など ・各課題について検討・助言	・行政内や各組織との連携 ・補助事業、助成事業の実施
	所有者 （文化財の所有者）	・所有文化財の管理、保存 ・管理等は、行政と相談、連携	・継続的、累代的な文化財の継承と保存、活用 ・災害等の被害把握
	住民 （町民全体や文化財を管理する自治会住民など）	・行政、所有者等への活動協力	・歴史文化への理解と多彩な活躍 ・文化財の担い手の一員 ・災害等の被害把握
	学校 （地域の小中学校）	・歴史文化の学習や発信	・文化財の協働学習や地域との橋渡し ・担い手として地域祭礼などへの参加
	学術 （大学や学術団体など）	・文化財の詳細調査 ・専門的知識による所有者、行政への助言	各組織との共同研究
	文化財関係団体 （文化財愛護団体や（仮称）文化財保護指導員など）	・行政、所有者への活動協力 ・文化財・文化遺産の見回り活動	・各組織との連絡・橋渡し役 ・災害等の被害把握
	民間 （会社や法人）		・民間資金による助成事業等の実施

表 16　活用の措置に関する役割分担

	取組主体	想定される役割	期待されること
文化財・文化遺産を活用する	行政 （県、町）	・計画全体の総括 ・歴史文化の積極的な公開、情報発信など ・各課題について検討・助言	・行政内各組織との連携 ・補助事業、助成事業の実施
	所有者 （文化財の所有者）	・所有の文化財の活用 ・指定等文化財は、活用の方針を行政と相談、連携	・積極的な文化財の公開と情報発信
	住民 （町民全体や文化財を管理する自治会住民など）	・行政、所有者等への活動協力	・歴史文化への理解と多彩な活躍 ・歴史文化の案内など
	学校 （地域の小中学校）		・学習した歴史文化の発信
	民間 （会社や法人）	・歴史文化を活かした観光商品開発 ・歴史・観光の複合ガイドの育成 ・行政と相談した上での歴史的建造物の活用	・継続的な観光商品開発と実施 ・滞在型観光に向けた事業実施

表 17　環境整備の措置に関する役割分担

	取組主体	想定される役割	期待されること
文化財・文化遺産の環境を整備する	行政 （県、町）	・計画全体の総括 ・来訪者対策、周遊性向上の検討など ・各課題について検討・助言	・行政内各組織との連携や補助事業、助成事業の実施
	所有者 （文化財の所有者）	・来訪者やインバウンド対策	・周遊性向上のための協力
	住民 （町民全体や文化財を管理する自治会住民など）	・行政、所有者等への活動協力	
	民間 （会社や法人）	・民間ノウハウや技術の提供	・近隣市町との広域周遊に向けた事業実施 ・レンタサイクルポートの整備

2　町内全域の文化財の保存・活用に関する措置

町内全域に分布する文化財・文化遺産の保存・活用に関する措置を以下のとおり横断的に実施していくこととしました。

（1）調査研究・保存に関する措置

①調査研究と共有に関する措置

1．総合調査

町内に存する近世・近代の建造物や古代以降の美術工芸品を、行政が主体となり、所有者や住民、学術機関からの助言をいただきながら、継続して総合調査を実施していきます。

2．総合調査の共有

総合調査などで明らかになった成果を、広報めいわや『さいくうあと通信』、『文化財解説シート』で所有者や住民にわかりやすく紹介し、情報の共有を継続して実施していきます。

②指定・登録に関する措置

1．指定・登録

総合調査やこれまでの調査で明らかになった未指定文化財の美術工芸品などを、行政と学術機関が主体となり、所有者の協力を得て町指定の文化財に指定していきます。また、民家や寺社などの建造物については、国の登録文化財への登録を検討していきます。

③防犯・防災に関する措置

1．防犯・防災体制の啓発と見直し

指定文化財所有者への継続した防災・防犯に関する周知を継続しつつ、町内の文化財リストについて、改めて警察や消防組織と共有することで、防犯・防災体制を見直していきます。また、所有者と相談しながら、有事における近隣住民との協力体制を構築していきます。

④収蔵・整理に関する措置

1．既存資料の整理

町史編纂時などの既往調査資料の整理を、行政が主体となり、所有者や住民と継続的に実施していきます。

2．収蔵施設の整備

保存に適した収蔵施設の整備を、所有者と住民、行政が共同して検討していきます。

⑤次代の担い手の育成と継承に関する措置

1．伝承・継承

文化財所有者と連携して、無形民俗文化財の記録作成や、後継者の育成支援を継続的に実施していきます。

2．地域社会総がかりでの保存

所有者や住民、文化財保護団体が協働し、文化財の見守り体制を確立していきます。また、文化財保護指導委員（仮称）の設置についても検討していきます。

3．学校教育との連携

歴史文化を次代に引き継いでいくため、これまでの継続事業として、学校教育との連携を実施していきます。歴史文化を活かした授業企画を、積極的に教育委員会や学校に働きかけていきます。

表 18　調査研究・保存の措置一覧表

措置		事業名	事業概要	取組主体	財源	実施年		
						1年目～	4年目～	6年目～
文化財・文化遺産を守る								
	調査研究と共有	総合調査	近世の建造物や美術工芸品の詳細調査の実施	行政、所有者、住民、学術	国費、県費、町費	○ 継続事業	○	○
		総合調査の共有	文化財解説シートなどの発行により、文化財価値の共有	住民、所有者、行政	国費、県費、町費	○ 継続事業	○	○
	指定・登録	指定・登録	美術工芸品の町指定、建造物の国登録に向けた取組や詳細調査	所有者、行政、学術	町費	○ 継続事業	○	○
	防犯・防災	防犯・防災体制の啓発と見直し	文化財リストの消防との共有 防犯、防災体制の啓発	行政、所有者、住民	国費、県費、町費	○ 継続事業	○	○
	収蔵・整理	既存資料の整理	町史編纂資料や既往調査資料の整理	行政、所有者、住民	国費、県費、町費	○ 継続事業	○	
		収蔵施設の整備	保存に適切な環境を備えた収蔵施設の整備	行政、所有者	国費、県費、町費			○
	次代の担い手の育成と継承	伝承、継承	歴史文化の伝承、継承や後継者の育成、支援	住民、所有者、行政	国費、県費、町費	○ 継続事業	○	○
		地域社会総がかりでの保存	（仮称）文化財保護指導委員設置についての検討 文化財保護団体、住民による見守り体制の確立	行政、所有者、住民	国費、県費、町費		○	○
		学校教育との連携	歴史文化を活かした授業の実施や副読本の作成	学校、住民、行政	国費、県費、町費	○ 継続事業	○	○

（2）活用に関する措置

①価値と魅力の情報発信に関する措置

1．総合的な情報発信事業

情報発信事業については、これまでの継続事業として実施していきます。パンフレットや SNS、HP、イベントでの発信など、多角的・総合的な手法で情報発信を行なっていきます。SNS など新しい手法での情報発信については、影響力の高いインフルエンサーなどの人材を活用していきます。

2．文化財・文化遺産の公開

埋蔵文化財の発掘調査現場公開や説明会、資料館での展示、看板の設置などを行政が主体となって、住民や民間の協力を得ながら、継続的に実施していきます。

②人材の育成に関する措置

1．ガイドの育成・体制強化

人材の育成については、ツーリズム、グルメ、アクティビティなど様々なことに精通した複合ガイドや、専門のガイド、地域固有のガイドなどの育成や現ガイドの体制強化に、民間が主体となって、新規に取り組んでいきます。

③観光振興の推進に関する措置

1．歴史文化を活かした観光商品の開発

歴史文化を活かした観光商品の開発を継続して実施していきます。歴史文化を活かした体験メニューなどを備えた旅行パック商品や、土産品の開発などを民間が主体となって実施していきます。

2．歴史的建造物の活用

歴史的な価値が高い民家などの建造物については、所有者と民間が協働して修景などを行ない、観光施設などとして活用する事業に新規に取り組んでいきます。

表 19　活用の措置一覧表

措置		事業名	事業概要	取組主体	財源	実施年		
						1年目～	4年目～	6年目～
文化財・文化遺産を活用する								
	価値と魅力の情報発信	**総合的な情報発信事業**	パンフレットの作成や、SNS、HP、インフルエンサーの活用による発信。	行政、民間、住民	国費、県費、町費	○ 継続事業	○	○
		文化財・文化遺産の公開	埋蔵文化財の発掘調査現場公開や、文化財の公開、展示の実施	行政、民間、住民	国費、県費、町費	○ 継続事業	○	○
			歴史文化を解説する説明看板の設置	行政、民間、住民	国費、県費、町費	○ 継続事業	○	○
	人材の育成	**ガイドの育成・体制強化**	ツーリズム、グルメ、アクティビティなどの複合ガイド育成	民間、住民	国費、町費	○	○	
	観光振興の推進	**歴史文化を活かした観光商品の開発**	歴史文化に因んだ土産物や商品、ツアー商品の開発	民間、行政	国費、町費	○ 継続事業	○	○
		歴史的建造物の活用	歴史的建造物の民家や寺社を修復して観光施設として活用	民間、所有者	国費、町費	○	○	○

（3）環境整備に関する措置

①来訪者対策に関する措置

1．公園環境整備

町指定史跡である防空壕の環境整備を、行政が主体となって住民の協力を得ながら新規に実施していきます。また、インバウンド対策のため、看板の多言語対応を実施していきます。

②周遊性向上に関する措置

1．誘導案内の整備

主要幹線道路や駅などから、文化財・文化遺産への誘導案内看板等の整備については、国や県、民間と協働して実施していきます。

表 20　環境整備の措置一覧表

措置		事業名	事業概要	取組主体	財源	実施年		
						1年目～	4年目～	6年目～
文化財・文化遺産の環境を整備する								
	来訪者対策	**公園環境整備**	史跡や文化財の環境整備	行政、民間	国費、町費	○	○	○
			防空壕の環境整備	行政、民間	国費、町費		○	○
		インバウンド対策整備	案内看板等の多言語対応の実施	行政、民間	国費、町費		○	
	周遊性向上	**誘導案内の整備**	主要幹線道路や駅からの案内看板等の設置	行政、民間	国費、県費、町費		○	

第７章　関連文化財群の保存・活用に関する措置

第５章第１節では、３つの歴史文化の特徴があり、それを８つの関連文化財群に細分することで、各文化財・文化遺産の位置づけが明確になり、それぞれの関連についても整理することができました。関連文化財群のそれぞれが持つ課題と方針についても、様々な観点から検討することができました。

その中で、今期の計画期間中で、重点的に措置を行なう関連文化財群を定め、課題と方針に基づいて措置を行ない、関連文化財群ごとに課題を解決していくこととしました。

重点的に事業を行なっていくのは、①祈る皇女斎王のみやこ　斎宮、②伊勢街道と街道文化、⑦神仏をまつる人々、の３つです。①、②においては、「明和町歴史的風致維持向上計画」においても、重点地区として捉え、歴史的風致の維持と向上を目指している区域でもあることから、今計画でも措置を行なっていくことによる相乗効果で、より一層歴史文化の保存・活用が推進されることが期待されるためです。⑦においては、これまで防犯・防災対策の脆弱さもあって積極的な活用が行なわれていなかった文化財群です。ただ、地域社会で大切に保存されているもので、今後の活用や観光振興においても大きな価値があると考えています。また、未指定の文化財もあることから、それらの保存についても検討していき、より一層の歴史文化の保存・活用を図っていきます。

１　祈る皇女斎王のみやこ　斎宮　の保存と活用に関する措置

（１）調査研究・保存に関する措置

①調査研究・保存に関する措置

１．史跡斎宮跡の調査研究

史跡斎宮跡の考古学、文献史学的な調査研究については、これまでの継続事業として行政が主体となり、地域住民の協力や学術機関の助言をいただきながら発掘調査などを実施していきます。

２．学術的な調査研究の共有

史跡斎宮跡の既往発掘調査や研究成果の報告書を行政が主体となって、学術機関の助言などをいただきながら、これまでの継続事業として実施していきます。

３．一般に向けた調査研究の共有

史跡斎宮跡や日本遺産の調査研究内容を、広報めいわや『さいくうあと通信』でわかりやすく紹介し、情報の共有をこれまでの継続事業として実施していきます。

②保存に関する措置

１．史跡保存のための土地公有化

史跡斎宮跡の保存については、これまでの継続事業として行政と所有者、住民が協力して、土地の公有化を実施していきます。

２．保存活用計画の策定

保存の核となる『史跡斎宮跡保存活用計画』については、行政と所有者、住民で話し合いながら、策定に向けて新規に取り組んでいきます。

③防犯・防災に関する措置

１．復元建物の防犯・防災活動の実施

史跡斎宮跡関連施設での継続した防災・防犯訓練を実施し、地域社会全体での意識向上のため、住民の参加も促していきます。復元建物「さいくう平安の杜」については、文化庁の「世界遺産・国宝等における防火対策５か年計画」を参考に、これまでの防災対策の見直しを実施していきます。

④次代の担い手の育成と継承に関する措置

１．学校での日本遺産教育

日本遺産や史跡斎宮跡を次代に引き継いでいくため、これまでの継続事業として、学校教育との連携を実施していきます。歴史文化を活かした授業企画を、積極的に教育委員会や学校に働きかけていきます。

⑤歴史的景観の保護に関する措置

１．風景条例（仮）の整備

史跡斎宮跡内の景観を保護していくため、行政と住民で話し合いながら、条令の制定に向けて新規に取り組んでいきます。

表 21　①祈る皇女斎王のみやこ　斎宮　調査研究保存の措置一覧表

措置		事業名	事業概要	取組主体	財源	実施年		
						１年目～	４年目～	６年目～
文化財・文化遺産を守る								
	調査研究と共有	史跡斎宮跡の調査研究	継続した考古学、文献史学的調査の実施	行政、住民、学術	国費、県費、町費	○ 継続事業	○	○
		学術的な調査研究の共有	史跡斎宮跡の既往調査や研究成果の報告書刊行	行政、学術	国費、県費、町費	○ 継続事業	○	○
		一般に向けた調査研究の共有	史跡斎宮跡や日本遺産の調査研究情報を、広報めいわや、さいくうあと通信で共有	行政	町費	○ 継続事業	○	○
	保存	史跡保存のための土地公有化	史跡斎宮跡の土地公有化の実施	行政、所有者、住民	国費、県費、町費	○ 継続事業	○	○
		保存活用計画の策定	史跡斎宮跡の保存活用計画策定の取組	行政、所有者。住民	国費、県費、町費	○	○	○
	防犯・防災	復元建物の防犯・防災活動の実施	復元建物さいくう平安の杜の防災・防犯訓練の実施	行政、住民	国費、県費、町費	○ 継続事業	○	○
	次代の担い手の育成と継承	学校での日本遺産教育	発掘調査や復元建物、日本遺産を活用した授業を企画し、学校教育との連携を実施。	学校、行政	国費、町費	○ 継続事業	○	○
	歴史的景観の保護	風景条例（仮）の整備	史跡斎宮跡内の歴史的景観を保護するための条例策定への取組	行政、住民	国費、県費、町費	○	○	○

（２）活用に関する措置

①価値と魅力の情報発信に関する措置

１．総合的な情報発信事業

日本遺産や史跡斎宮跡に関する情報発信事業については、これまでの継続事業として実施していきます。パンフレットや SNS、HP、イベントでの発信など、多角的・総合的な手法で情報発信を行なっていきます。SNS など新しい手法での情報発信については、影響力の高いインフルエンサーなどの人材を活用していきます。

２．現地での日本遺産公開

史跡斎宮跡の発掘調査現場公開や説明会、博物館での展示、日本遺産の現地解説会などを行政が主体となって、住民や民間の協力を得ながら、継続的に実施していきます。

3．外部での日本遺産公開

町外、県外での日本遺産の情報発信として、講演会やシンポジウム、公開イベントなどを行政が主体となって、住民や民間の協力を得ながら、継続的に実施していきます。

4．斎宮跡関連地域との連携強化

古代官衙の所在市町や斎王群行路の沿線市町との連携事業を企画し、行政が主体となって、住民や民間の協力を得ながら実施していきます。特に、久留倍官衙遺跡が所在する四日市市との連携協定を活かした事業を継続して行なっていきます。

②人材の育成に関する措置

1．ガイドの育成・体制強化

人材の育成については、日本遺産やツーリズム、グルメ、アクティビティなど様々なことに精通した複合ガイドや、専門のガイド、地域固有のガイドなどの育成や現ガイドの体制強化に、民間が主体となって、新規に取り組んでいきます。

③観光振興の推進に関する措置

1．日本遺産を活かした観光商品の開発

史跡斎宮跡や日本遺産などの歴史文化を活かした観光商品の開発を継続して実施していきます。歴史文化を活かした体験メニューなどを備えた旅行パック商品や、土産品の開発などを民間が主体となって実施していきます。

2．日本遺産周辺の歴史的建造物の活用

日本遺産周辺の民家で歴史的な価値が高い建造物については、所有者と民間が協働して修景などを行ない、観光施設などとして活用する事業に新規に取り組んでいきます。

3．史跡公園の活用やユニークベニュー

史跡斎宮跡の公園活用については、関係団体と協力して斎王まつりなどの事業を継続して実施していくとともに、新たな使い方として本来の史跡公園の使い方とは一風変わったユニークベニューの検討など新たな活用にも取り組んでいきます。

表 22　①祈る皇女斎王のみやこ　活用の措置一覧表

措置		事業名	事業概要	取組主体	財源	実施年		
						1年目～	4年目～	6年目～
文化財・文化遺産を活用する								
	価値と魅力の情報発信	現地での構成文化財公開	史跡斎宮跡の発掘調査現場公開や、展示、日本遺産の見学会の実施	行政、民間、住民	国費、県費、町費	○ 継続事業	○	○
		外部での構成文化財公開	外部での日本遺産の講演会、シンポジウムの実施、公開イベントの実施	行政、民間、住民	国費、県費、町費	○ 継続事業	○	○
		斎宮跡関連地域との連携強化	古代官衙や斎王群行路の沿線市町との連携事業企画	行政、民間、住民	国費、町費	○ 継続事業	○	○
	人材の育成	ガイドの育成・体制強化	構成文化財、ツーリズム、グルメ、アクティビティなどの複合ガイド育成	民間、住民	国費、町費	○	○	
	観光振興の推進	構成文化財を活かした観光商品の開発	構成文化財に因んだ土産物や商品、ツアー商品の開発	民間、行政	国費、町費	○ 継続事業	○	○
		構成文化財周辺の歴史的建造物の活用	構成文化財周辺の民家を修復して観光施設として活用	民間、所有者	国費、町費	○	○	○
		史跡公園の活用やユニークベニュー	斎王まつりや観月会の実施と、新たな活用方法の検討	民間、行政、住民	国費、県費、町費	○ 継続事業	○	○

（3）環境整備に関する措置

①来訪者対策に関する措置

1．史跡斎宮跡の公園環境整備

史跡斎宮跡の公園では、祓戸広場や南裏広場、社の森広場の環境整備を、行政が主体となって、住民の協力を得ながら継続的に実施していきます。

2．日本遺産の公園環境整備

日本遺産佐々夫江行宮跡の公園化と環境整備について、行政が主体となって、所有者、住民の協力を得ながら新たに実施していきます。

3．史跡斎宮跡のトイレ洋式化

インバウンド対策のため、史跡斎宮跡内の既存トイレの洋式化を、行政や民間が主体となって新規に実施していきます。

4．日本遺産関連施設のキャッシュレス化

インバウンド対策のため、史跡斎宮跡関連施設の支払いをキャッシュレス化するため、行政や民間が主体となって新規に実施していきます。

②周遊性向上に関する措置

1．日本遺産誘導案内の整備

主要幹線道路や駅などから、日本遺産や史跡斎宮跡への誘導案内看板等の整備については、国や県、民間と協働して実施していきます。また、看板についてはインバウンド対策のため、多言語表記とするよう取り組みます。

2．日本遺産移動手段の充実

様々な交通手段で日本遺産などの広域周遊を行なってもらうため、MaaS の取組や、主要施設へのレンタサイクルの貸出ポートの設置も検討していきます。

表 23　①祈る皇女斎王のみやこ　斎宮　環境整備の措置一覧表

措置		事業名	事業概要	取組主体	財源	実施年		
						1年目～	4年目～	6年目～
文化財・文化遺産の環境を整備する								
	来訪者対策	史跡斎宮跡の公園環境整備	史跡斎宮跡祓戸広場、南裏広場、東加座広場、社の森広場等の環境整備	行政、住民	国費、町費	○ 継続事業	○	
		構成文化財の公園環境整備	日本遺産佐々夫江行宮跡の環境整備	行政、所有者、住民	国費、町費		○	○
		史跡斎宮跡のトイレの洋式化	インバウンド対策のため、史跡公園斎宮跡のトイレ洋式化。	行政、民間	国費、町費	○	○	
		構成文化財関連施設のキャッシュレス化	インバウンド対策のため、関連施設の支払いのキャッシュレス化	行政、民間	国費、町費	○	○	
	周遊性向上	誘導案内の整備	主要幹線道路や駅からの案内看板等の設置	行政、民間	国費、町費		○	
		移動手段の充実	構成文化財の主要施設にレンタサイクルポートを整備。新たな移動手段検討やMaaSの検討	行政、民間	国費、町費		○	

2　伊勢街道と街道文化　の保存と活用に関する措置

（1）調査研究・保存に関する措置

①調査研究と共有に関する措置

1．伊勢街道の調査研究

伊勢街道の歴史学、民俗学、文献史学的な調査研究については、これまでの継続事業として行政や民間が主体となり、地域住民の協力や学術機関の助言をいただきながら調査研究を実施していきます。

2．伊勢街道建造物群の調査

建造物群の調査については、行政が主体となって、学術機関の助言などをいただきながら、これまでの継続事業として実施していきます。

3．一般に向けた調査研究の共有

伊勢街道や街道文化の調査研究内容を、広報めいわや『さいくうあと通信』でわかりやすく紹介し、情報の共有をこれまでの継続事業として実施していきます。

②指定・登録に関する措置

1．指定・登録に向けた詳細調査

構成文化財のうち、伊勢街道に由来する史跡については、町の文化財指定に向けた詳細調査を実施していきます。また、伊勢街道沿いの歴史的な民家や寺社などの建造物については、国の登録に向けた詳細調査を新規に実施していきます。

③防犯・防災に関する措置

1．構成文化財の防犯・防災活動の実施

指定文化財所有者への防災・防犯に関する周知を継続して実施していきます。また、自治会が行なう定期的な防災避難訓練の中に、新たに文化財の要素を組み込み、意識の向上を図っていきます。

④次代の担い手の育成と継承に関する措置

1．街道文化の伝承・継承

これまでの取組を活かして『伊勢街道ものがたり』などに記載されている、街道にまつわる屋号や伝承、建造物の由来などの街道文化を、民間や行政、住民が一体となって伝承・継承していきます。また、文化財後継者の育成や支援を関係者が協働して実施していきます。

2．民俗技術の伝承・継承

これまでに映像記録を作成した、民俗技術擬革紙の動画配信などを、民間や行政が行なうことで、民俗技術の認知度向上を図っていき、技術の伝承・継承の後押しを実施していきます。

3．学校での日本遺産教育

街道文化を次代に引き継いでいくために、これまでの継続事業として、学校教育との連携を実施していきます。歴史文化を活かした授業企画を、積極的に教育委員会や学校に働きかけていきます。

⑤歴史的景観の保護に関する措置

1．風景条例（仮）の整備

伊勢街道沿いの景観を保護していくため、行政と住民で話し合いながら、条令の制定に向けて新規

に取り組んでいきます。

表 24　②伊勢街道と街道文化　調査研究・保存の措置一覧表

措置		事業名	事業概要	取組主体	財源	実施年		
						1年目～	4年目～	6年目～
文化財・文化遺産を守る								
	調査研究と共有	伊勢街道の調査研究	継続した歴史学、民俗学、文献史学的調査の実施	行政、所有者、学術	国費、町費	○ 継続事業	○	
		伊勢街道建造物群の調査研究	継続した建築学的調査の実施	行政、所有者、学術	国費、町費	○ 継続事業	○	
		一般に向けた調査研究の共有	伊勢街道や構成文化財の調査研究情報を、広報めいわや、さいくうあと通信で共有	行政	町費	○ 継続事業	○	○
	指定・登録	指定・登録に向けた詳細調査	史跡の町指定、建造物の国登録に向けた詳細調査	行政、所有者、住民	町費	○ 継続事業	○	
	防犯・防災	構成文化財の防犯・防災活動の実施	構成文化財の防災・防犯訓練の実施	行政、住民	国費、県費、町費	○	○	○
	次代の担い手の育成と継承	街道文化の伝承・継承	街道文化の伝承、継承や文化財後継者の育成、支援	所有者、住民、行政	国費、県費、町費	○ 継続事業	○	
		民俗技術の伝承・継承	擬革紙など民俗技術の映像記録作成・活用や技術伝承の支援	所有者、住民、行政	国費、県費、町費	○ 継続事業	○	
		学校での街道文化教育	史跡や建造物を活用した授業を企画し、学校教育との連携を実施。	学校、所有者、行政	国費、町費	○ 継続事業	○	○
	歴史的景観の保護	風景条例（仮）の整備	伊勢街道沿いの歴史的景観を保護するための条例策定への取組	行政、住民	国費、県費、町費	○	○	○

（2）活用に関する措置

①価値と魅力の情報発信に関する措置

1．構成文化財の公開

構成文化財の現地公開や説明会、博物館での展示などを所有者や民間、行政が主体となって、住民の協力を得ながら、継続的に実施していきます。町外、県外での情報発信として、講演会や公開イベントなどを行政が主体となって、住民や民間の協力を得ながら、継続的に実施していきます。

2．伊勢街道関連地域との連携強化

伊勢街道の沿線市町や伊勢本街道、熊野古道沿いの市町との連携事業を企画し、行政が主体となって、住民や民間の協力を得ながら実施していきます。

②人材の育成に関する措置

1．ガイドの育成・体制強化

人材の育成については、構成文化財に精通した専門のガイドや地域固有のガイドなどの育成に、民間が主体となって、新規に取り組んでいきます。

③観光振興の推進に関する措置

1．構成文化財を活かした観光商品の開発

伊勢街道や街道文化などの歴史文化を活かした観光商品の開発を継続して実施していきます。歴史文化を活かした体験メニューなどを備えた旅行パック商品や、土産品の開発などを民間が主体となって実施していきます。

2．伊勢街道の歴史的建造物の活用

伊勢街道沿いの民家で歴史的な価値が高い建造物については、所有者と民間が協働して修景などを行ない、観光施設などとして活用する事業に新規に取り組んでいきます。

表 25　②伊勢街道と街道文化　活用の措置一覧表

措置		事業名	事業概要	取組主体	財源	実施年		
						1年目～	4年目～	6年目～
文化財・文化遺産を活用する								
	価値と魅力の情報発信	構成文化財の公開	外部での構成文化財の講演会、現地公開イベントの実施	行政、民間、住民	国費、県費、町費	○ 継続事業	○	○
		伊勢街道関連地域との連携強化	伊勢街道沿線市町や伊勢本街道、熊野古道沿いの市町との連携事業検討	行政、民間、住民	国費、町費		○	○
	人材の育成	ガイドの育成・体制強化	構成文化財のガイド育成	民間、住民	国費、町費	○	○	
	観光振興の推進	構成文化財を活かした観光商品の開発	伊勢街道に因んだ土産物や商品、ツアー商品の開発	民間、行政	国費、町費	○ 継続事業	○	○
		伊勢街道の歴史的建造物の活用	伊勢街道沿いの民家を修復して観光施設として活用	民間、所有者	国費、町費	○	○	○

（３）環境整備に関する措置

①来訪者対策に関する措置

１．伊勢街道の公園環境整備

伊勢街道沿いにある竹神社の前を、行政が主体となって、住民の協力を得ながら新規に公園として環境整備を実施していきます。

②周遊性向上に関する措置

１．誘導案内の整備

主要幹線道路や駅から、構成文化財への誘導案内板の設置などを、行政が主体となって現在の看板の見直しを行ないつつ実施していきます。また、看板についてはインバウンド対策のため、多言語表記とするよう取り組みます。

表 26　②伊勢街道と街道文化　環境整備の措置一覧表

措置		事業名	事業概要	取組主体	財源	実施年		
						1年目～	4年目～	6年目～
文化財・文化遺産の環境を整備する								
	来訪者対策	伊勢街道の公園環境整備	伊勢街道沿い竹神社前の公園環境整備	行政、住民	国費、町費	○ 継続事業	○	
	周遊性向上	誘導案内の整備	誘導看板等の適正設置	行政、民間	国費、町費		○	

3　神仏をまつる人々　の保存と活用に関する措置

（1）調査研究・保存に関する措置

①調査研究と共有に関する措置

1．彫刻等有形文化財の調査研究

仏像などの彫刻等有形文化財の美術史学、歴史学、文献史学的な調査研究については、これまでの継続事業として行政が主体となり、地域住民の協力や学術機関の助言をいただきながら調査研究を実施していきます。

2．無形民俗文化財の調査

地域の祭礼などの無形民俗文化財の調査については、行政が主体となって、これまでの継続事業として行政が主体となり、地域住民の協力や学術機関の助言をいただきながら調査研究を実施していきます。

3．一般に向けた調査研究の共有

構成文化財の調査研究内容を、広報めいわや『さいくうあと通信』でわかりやすく紹介し、情報の共有をこれまでの継続事業として実施していきます。

②指定・登録に関する措置

1．指定・登録に向けた詳細調査

構成文化財のうち、彫刻等有形文化財については、町の文化財指定に向けた詳細調査を継続して実施していきます。

③防犯・防災に関する措置

1．構成文化財の防犯・防災活動の実施

指定文化財所有者への防災・防犯に関する周知を継続して実施していきます。また、自治会が行なう定期的な防災避難訓練の中に、新たに文化財の要素を組み込み、意識の向上を図っていきます。

また、町指定文化財の建造物である轉輪寺については、文化庁の「世界遺産・国宝等における防火対策５か年計画」を参考に、これまでの防災対策の見直しを検討していきます。

2．有形文化財の盗難・災害対策設備の導入

有形文化財の盗難・災害対策として、新規に監視カメラや消火設備の導入や、設置に伴う補助などを検討していきます。

③次代の担い手の育成と継承に関する措置

1．有形文化財の伝承・継承

これまでの取組を活かして、確実な彫刻等有形文化財の伝承・継承が行われるよう、民間や行政、住民が一体となって伝承・継承していきます。また、文化財後継者の育成や支援を関係者が協働して実施していきます。

2．無形民俗文化財の伝承・継承

これまでに映像記録を作成した、祭礼などの無形民俗文化財の動画配信などを、民間や行政が行なうことで、無形民俗文化財の認知度向上を図っていき、伝承・継承の後押しを実施していきます。

3．学校での構成文化財教育

構成文化財の歴史文化を次代に引き継いでいくために、これまでの継続事業として、学校教育との連携を実施していきます。歴史文化を活かした授業企画を、積極的に教育委員会や学校に働きかけていきます。

表 27　⑦神仏をまつる人々　調査研究・保存の措置一覧表

措置		事業名	事業概要	取組主体	財源	実施年		
						1年目～	4年目～	6年目～
文化財・文化遺産を守る								
	調査研究と共有	彫刻等有形文化財の調査研究	継続した美術史学、歴史学、文献史学的調査の実施	行政、所有者、学術	国費、町費	○ 継続事業	○	
		無形民俗文化財の調査研究	継続した民俗学的調査の実施	行政、所有者、学術	国費、町費	○ 継続事業	○	
		一般に向けた調査研究の共有	構成文化財の調査研究情報を、広報めいわや、さいくうあと通信で共有	行政	町費	○ 継続事業	○	○
	指定・登録	指定に向けた詳細調査	彫刻等有形文化財の町指定に向けた詳細調査	行政、所有者、住民	町費	○ 継続事業	○	
	防犯・防災	構成文化財の防犯・防災活動の実施	構成文化財の防災・防犯訓練の実施	所有者、行政、住民	国費、県費、町費	○	○	○
		有形文化財の盗難・災害対策設備の導入	彫刻等有形文化財の盗難・災害対策設備の導入。監視カメラや消火設備の導入を検討	所有者、行政、住民	国費、県費、町費	○	○	○
	次代の担い手の育成と継承	有形文化財の伝承・継承	彫刻等有形文化財の伝承、継承や文化財後継者の育成、支援	所有者、住民、行政	国費、県費、町費	○ 継続事業	○	
		無形民俗文化財の伝承・継承	祭礼など無形民俗文化財の映像記録作成や祭礼伝承の支援	所有者、住民、行政	国費、県費、町費	○ 継続事業		
		学校での構成文化財教育	彫刻や祭礼を活用した授業を企画し、学校教育との連携を実施。	学校、所有者、行政	国費、町費	○ 継続事業	○	○

（2）活用に関する措置

①価値と魅力の情報発信に関する措置

1．構成文化財の公開

構成文化財の現地公開や説明会、博物館での展示などを所有者や民間、行政が主体となって、住民の協力を得ながら、継続的に実施していきます。町外、県外での情報発信として、講演会や公開イベントなどを行政が主体となって、住民や民間の協力を得ながら、継続的に実施していきます。

②人材の育成に関する措置

1．ガイドの育成・体制強化

人材の育成については、構成文化財に精通した専門のガイドや地域固有のガイドなどの育成に、民間が主体となって、新規に取り組んでいきます。

③観光振興の推進に関する措置

1．構成文化財を活かした観光商品の開発

彫刻や祭礼などの歴史文化を活かした観光商品の開発を継続して実施していきます。歴史文化を活かした体験メニューなどを備えた旅行パック商品や、土産品の開発などを民間が主体となって実施していきます。

表 28　⑦神仏をまつる人々　活用の措置一覧表

措置		事業名	事業概要	取組主体	財源	実施年		
						1年目～	4年目～	6年目～
文化財・文化遺産を活用する								
	価値と魅力の情報発信	**構成文化財の公開**	外部での構成文化財の講演会、現地公開イベントの実施	行政、民間、住民	国費、県費、町費	○ 継続事業	○	○
	人材の育成	**ガイドの育成・体制強化**	構成文化財のガイド育成	民間、住民	国費、町費	○	○	
	観光振興の推進	**構成文化財を活かした観光商品の開発**	構成文化財に因んだツアー商品の開発	民間、行政	国費、町費	○ 継続事業	○	○

（3）環境整備に関する措置

①周遊性向上に関する措置

1．誘導案内の整備

主要幹線道路や駅などからの誘導案内の適正化を図るために、行政が主体となって現在の看板の見直しや新規看板の位置などを新規に調査し、決定していきます。

表 29　⑦神仏をまつる人々　環境整備の措置一覧表

措置		事業名	事業概要	取組主体	財源	実施年		
						1年目～	4年目～	6年目～
文化財・文化遺産の環境を整備する								
	周遊性向上	**誘導案内の整備**	誘導看板等の適正設置に向けた調査、アンケート実施	行政、民間	国費、町費		○	

第８章　文化財の保存・活用の推進体制

１　市町村の体制

本町では、史跡斎宮跡を核に町の活性化を図ることも視野に入れ、平成 13 年（2001）４月から、本来、教育委員会の事務分掌である文化財保護に関する事務を町長部局で補助執行することとし、町長部局である斎宮跡・文化観光課文化財係が史跡斎宮跡を中心に各種文化財の保存・活用に関する文化財行政を担当しています。現在、斎宮跡・文化観光課文化財係には、３名の職員を配置し、うち２名が文化財技師です。また、同課観光係には、２名の職員を配置しており、町内観光振興業務を担っており、連携して文化観光資源である史跡斎宮跡の活用を図っています。

ただし、生涯学習事業の一環として歴史民俗資料館事業を行っているのは教育委員会教育課で、これまでも、斎宮跡・文化観光課と教育課の両課は連携を図り、文化財の保存・活用と教育の観点から町民への意識向上に努めてきました。今後もこの体制を堅持しながら、一層の効率的、効果的な文化財の保存・活用を進めていきます。

また、明和町文化財保護条例第 42 条の規定に基づき、明和町文化財保護審議会が教育委員会に設置されており、その事務は、補助執行により斎宮跡・文化観光課が担当しています。

表 30　関連組織の体制

明和町（庁舎内）

斎宮跡・文化観光課（課員：６名）

（文化財係）

▽ 業務内容

指定文化財に関すること、文化財の保存活用に関すること、いつきのみや歴史体験館に関すること、史跡公園の管理に関すること、保存活用計画に関すること、日本遺産に関すること、その他文化財に関すること

▽ 職員

３名（うち埋蔵文化財の専門職員２名、事務職員１名）

（観光係）

▽ 業務内容

観光事業の振興に関すること、観光関係団体に関すること、歴史的風致維持向上計画に係る事業推進に関すること、特産品の販路開拓に関すること、観光ＤＭＯに関すること、民泊に関すること、その他文化観光まちづくりに関すること

関係各課

まちづくり戦略課

（まち活性化係）

▽ 関連する業務内容

総合計画及び広域行政計画に関すること、地方創生に関すること

（まち開発係）

▽ 関連する業務内容

都市計画に関すること、開発行為の指導に関すること、景観に関すること、旅館建築審査に関すること

総務防災課

（総務係）

▽ 関連する業務内容
文書及び図書の保存整理、管理に関すること、明和町史編さんに関すること

産業振興課

（農水商工係）

▽ 関連する業務内容
緑化事業の推進に関すること、商工業の振興奨励に関すること

建設課

（管理用地係）

▽ 関連する業務内容

都市計画公園に関すること、

（土木係）

▽ 関連する業務内容
他課の土木工事等の助言に関すること

教育委員会　教育課

（生涯学習係）

▽ 関連する業務内容
社会教育の振興に関すること、社会教育関係施設の管理、運営に関すること、明和町立中央公民館の業務に関すること、芸術文化の振興に関すること、文化財保護審議会に関すること、ふるさと会館の業務に関すること、その他生涯学習の推進に関すること

町内関係機関

町内各小中学校・幼保園

▽ 関連する業務内容
総合学習などでの郷土学習などでの連携および学習素材の提供、遠足など校外学習の提供

町立歴史民俗資料館（指定管理委託）

▽ 関連する業務内容
町内各文化遺産の企画展示の実施、常設展示資料への助言、所蔵資料の取り扱いに関する助言、郷土史料の情報共有

中央公民館

▽ 関連する業務内容
公民館講座への出講、生涯学習事業への協力

明和町文化財保護審議会

▽ 審議事項
教育委員会からの諮問により、文化財の指定および保存活用についての答申

▽ 委員の職名・属性
考古１人、古代１人、建築１人、美術工芸１人、古文書１人、民俗１人、郷土史４人（計 10 名）

明和町文化財保存活用地域計画協議会

▽ 協議事項
本計画の策定および認定申請および変更に関すること、計画の推進に関することについて協議。

▽ 委員の職名・属性
文化財について識見を有する者、関係団体代表者、関係行政機関職員などで構成　計 19 名
有識者９名（記念物、日本古代史、建築史、考古学、古文書、美術工芸、民俗学、郷土史）
関係団体５名、関係行政機関５名

明和町歴史的風致維持向上計画協議会

▽ 協議事項
地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律に基づく明和町歴史的風致維持向上計画の策定および計画に基づく事業の円滑な推進について協議

▽ 委員の職名・属性
文化財について識見を有する者、関係団体代表者、関係行政機関職員などで構成　計 12 名

明和町日本遺産活用推進協議会

▽ 協議事項
文化庁が創設した日本遺産制度に基づき、関係団体の連携強化、日本遺産をはじめとする歴史的資源の効果的な活用、次世代への継承と地域活性化および観光振興について協議

▽ 委員の職名・属性
関係団体代表者、関係行政機関職員などで構成　計 14 団体

その他民間団体等

公益財団法人国史跡斎宮跡保存協会（斎宮跡各施設の指定管理委託）

▽ 関連する事業内容
斎宮跡各施設、公有地の維持管理業務、斎宮跡普及啓発業務

明和町商工会

▽ 関連する事業内容
町内の商工業の振興および連携

明和町観光協会

▽ 関連する事業内容
斎宮跡や日本遺産をはじめとした町内の観光地にかかわる情報発信および連携

一般社団法人明和観光商社

▽ 関連する事業内容
歴史的・文化的資源を活用した観光振興業務

斎王まつり実行委員会

▽ 関連する事業内容
斎王まつり等の開催

明和町郷土文化を守る会

▽ 関連する事業内容
地元住民による町内の文化財保護の促進

斎宮ガイドボランティア

▽ 関連する事業内容
斎宮跡などにおける来訪者へのガイド

国史跡斎宮跡協議会

▽ 関連する内容
斎宮跡史跡内の地権者で構成、地元における斎宮跡の保存と活用に関する意見の取りまとめ

三重県の関係機関等との連携

三重県教育委員会　社会教育・文化財保護課

▽ 関連する業務内容
有形文化財の保存・活用および補助金に関すること、銃砲刀剣類の登録審査に関すること、文化財の保護・公開・活用に関すること、文化財保護審議会に関すること、史跡、名勝、天然記念物および民俗文化財、埋蔵文化財の保存・活用および補助金に関すること、文化財の保護・公開・活用に関すること

三重県　環境生活部文化振興課

▽ 関連する業務内容
三重県総合博物館に関すること、斎宮歴史博物館に関すること、文化振興基金活用事業・各種助成に関すること、まちかど博物館に関すること、歴史街道に関すること、特定歴史公文書等に関すること、県史の研究に関すること

三重県立斎宮歴史博物館

▽ 関連する業務内容
展覧会及び展示に関すること、斎宮についての普及公開に関すること、資料の管理に関すること、斎宮跡の発掘調査、研究及び保護に関すること、斎宮跡の史跡整備及び活用に関すること

三重県総合博物館

▽ 関連する業務内容
博物館の管理運営に関すること、博物館の広報広聴に関すること、展覧会の開催に関すること、各種交流事業の開催に関すること、博物館の調査研究に関すること、資料管理に関すること、公文書館機能に関すること

三重県埋蔵文化財センター

▽ 関連する業務内容
埋蔵文化財情報にかかる公開普及に関すること、出土品等資料の保管・管理・公開・活用に関すること、GIS 並びに遺跡台帳に関すること、「三重県埋蔵文化財年報」の編集・刊行に関すること、市町事業への指導、支援、協力に関すること、埋蔵文化財発掘技術教員研修・市町職員研修に関すること

高等教育機関および研究機関等との連携

皇學館大学

〇平成 25 年 3 月 25 日　連携協定を締結
地域の歴史や文化の振興に関すること、地域の活性化に関すること、教育の充実に関すること等

三重大学

地域の歴史や文化に関わる調査研究等

奈良文化財研究所等の国立研究機関

地域の歴史や文化に関わる調査研究等

明和町文化財保存活用地域計画
令和２年（2020）12 月

編集・発行　明和町
〒515-0332　三重県多気郡明和町大字馬之上 945
TEL：0596-52-7126
FAX：0596-52-7133

明和町マスコットキャラクター
めい姫
©MEIWA town office.